【公開版】

提出年月日	令和元年11月8日	R1
日之	本原燃株式会社	

六 ヶ 所 再 処 理 施 設 に お け る 新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審查 整理資料

敷地の変更、安全解析に使用する気象条件の変更等と これらの変更に伴う線量評価等の変更

1章 敷地の変更、安全解析に使用する気象条件の変更等に伴う再処理施設

の位置、構造及び設備の基準に関する規則への影響について

- 1.変更の概要
 - 1.1 敷地の面積及び形状の変更
 - 1.2安全解析に使用する気象条件の変更
 - 1.3線量告示改正に伴う変更
 - 1.4 固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタの1段から2段への変

<u>更</u>

- 1.5 1.1~1.4の変更に伴う線量評価等への影響の確認
- 2. 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への影響
- 2章 補足説明資料

1章 <u>敷地の変更、安全解析に使用する気象条件の</u> <u>変更等</u>に伴う再処理施設の位置、構造及び設備の基準 に関する規則への影響について

1.変更の概要

1.1 敷地の面積及び形状の変更

環境管理センターの周辺監視区域及び技術開発研究所は、再処理施設の 周辺監視区域の南側と隣接しており、再処理施設の警備フェンス内に位置 しているが、再処理施設と環境管理センターの周辺監視区域及び技術開発 研究所の出入り部は人が自由に出入りできる状況にある。また、再処理施 設の南側部分は、再処理施設の周辺監視区域、環境管理センターの周辺監 視区域及び非周辺監視区域が混在している。

したがって、前述した状況を改善するため、環境管理センター及び技術 開発研究所を含むように再処理施設の敷地及び周辺監視区域を拡大する。

当該変更により、周辺監視区域が一元化されるとともに、周辺監視区域 への出入りは、再処理正門等警備員のいるところで管理される。

<u>なお、</u>変更後の敷地の面積は、約 380 万m²から約 390 万m²に変更と なる。

【補足説明資料 1-1】

1.2 安全解析に使用する気象条件の変更

平常時及び設計基準事故時の線量評価に用いる気象条件は、重大事故 時の中央制御室及び再処理施設緊急時対策所の居住性評価に用いる気象 条件と同様に、至近の観測結果(平成25年4月から平成26年3月の1 年間)に基づくものを用いることとする。

<u>また、線量評価に用いる気象条件の変更にあたり、敷地において観測</u> した平成25年4月から平成26年3月までの1年間の気象は、長期間の 気象と比較して特に異常な年ではないことを確認する。

【補足説明資料 1-2】

1.3 線量告示改正に伴う変更

線量限度等を定める告示が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事 業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8 月31日原子力規制委員会告示第8号)」へ変更となったことに伴い、遵 守する法令を変更する。なお、当該変更により、評価に使用する数式、 数値等の変更はない。

 1.4 固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタの1段から2段への変更 設計基準事故として公衆への線量評価を行っている7事象について、 事故の発生の可能性と事故時の線量当量について次表に示す。設計基準 事故に対しては、事故の発生防止対策を講じているが、設計基準事故の 評価にあたっては、事故経過を想定し、影響緩和対策の妥当性を評価し ている。

<u>各設計基準事故について、発生の可能性(事故防止対策の喪失の可能</u> 性)及び事故時の公衆への線量影響の観点で評価すると、短時間の全交 流動力電源の喪失に伴うガラス溶融炉からの廃ガスの漏えいは、発生可 能性が低く、線量影響が比較的大きく、他の設計基準事故に比して比較 的リスクの高い事故である。このため、自主的な安全性の向上の観点か らリスクを低減するために、固化セル圧力放出系に設置されている固化 セル圧力放出系排気フィルタユニット(高性能粒子フィルタ1段)に、 固化セル圧力放出系前置フィルタ ユニット(高性能粒子フィルタ1段) を追加し、高性能粒子フィルタを2段に変更する。

1 - 2

設計基準事故	発生可能性	<u>線量当量</u> (既許可)
セル内有機溶媒火災	極めて低い	<u>2.2E-2mSv</u>
	配管漏えいに加え、引火点に達	
	<u>しないこと、着火源がないこと</u>	
	<u>から極めて発生し難い。</u>	
<u>TBP 等の錯体の急激な</u>	極めて低い	<u>3.1E-5mSv</u>
分解反応	複数の独立した機能喪失が重畳	
	しないと発生しない。	
溶解槽における臨界	極めて低い	<u>5.7E-1mSv</u>
	複数の独立した機能喪失、誤操	
	作が重畳しないと発生しない。	
高レベル廃液の漏えい	<u>低い</u>	6.2E-3mS v
	配管からの腐食性流体の漏えい	
	は想定しえる。	
溶融ガラスの漏えい	極めて低い	<u>4.1E-2mSv</u>
	複数の独立した機能喪失が重畳	
	しないと発生しない。	
使用済燃料集合体の	低い	<u>2.3E-4mSv</u>
<u>落下</u>	使用済燃料集合体の落下は想定	
	しえる。	
短時間の全交流動力電源	低い。	<u>4.9E-1mSv</u>
の喪失	外部電源の喪失に伴い、非常用	
	<u>D/Gが30</u> 分間起動しない場	
	合であり、想定しえる。	

表 設計基準事故の発生可能性と線量当量について

1.5 1.1~1.4の変更に伴う線量評価等への影響の確認

<u>敷地の面積及び形状の変更については、第二十一条(廃棄施設)</u> の放射性物質の放出に係る線量評価、第三条(遮蔽等)の施設から の放射線(直接線及びスカイシャイン)による線量評価及び第十六 条(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)の設 計基準事故時の線量評価への影響を確認した。

【補足説明資料 2-1】

【補足説明資料 3-1】

<u>安全解析に使用する気象条件の変更については、第二十一条(廃</u> <u>棄施設)の放射性物質の放出に係る線量評価及び第十六条(運転時</u> <u>の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)の設計基準事故</u> 時の線量評価への影響を確認した。

【補足説明資料 2-2】

【補足説明資料 3-2】

線量告示改正に伴う変更は、線量限度等を定める告示が「核原料 物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線 量限度等を定める告示」へ変更となったことに伴い、遵守する法令 を変更するのみであり、評価に使用する数式、数値等の変更はない ため、線量評価への影響の確認は不要である。

<u>固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタの1段から2段への変</u> 更については、第十六条(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事 故の拡大の防止)の設計基準事故時の線量評価への影響を確認した。 【補足説明資料4】

<u>敷地の面積及び形状の変更、安全解析に使用する気象条件の変更、</u> 線量告示改正に伴う変更並びに固化セル圧力放出系の高性能粒子フ <u>ィルタの1段から2段への変更(以下、まとめて称する際は「本変</u> 更」という。)に伴い、再処理事業指定申請書のうち、第1表に示す 記載箇所が変更となる。

第1表

変 更 前(平成23年2月14日許可)	変 更 後	備考
四、再処理施設の位置,構造及び設備並びに再処理の方法	四、再処理施設の位置,構造及び設備並びに再処理の方法	
A. 再処理施設の位置,構造及び設備	A. 再処理施設の位置,構造及び設備	
イ.再処理施設の位置	イ. 再処理施設の位置	
 (1) 敷地の面積及び形状 	 (1) 敷地の面積及び形状 	
敷地は、青森県上北郡六ヶ所村に位置し、標高60m前後の弥栄平と	敷地は,青森県上北郡六ヶ所村に位置し,標高60m前後の弥栄平と	
呼ばれる台地にあり、北東部が尾駮沼に面している。	呼ばれる台地にあり、北東部が尾駮沼に面している。	
敷地内の地質は、新第三紀層及びこれを覆う第四紀層からなってい	敷地内の地質は,新第三紀層及びこれを覆う第四紀層からなっている。	
る。		
敷地に近い主な都市は、三沢市(南約30km),むつ市(北北西約	敷地に近い主な都市は、三沢市(南約30km),むつ市(北北西約	
40km), 十和田市(南南西約40km), 八戸市(南南東約50km)及び	40 k m), 十和田市(南南西約40 k m), 八戸市(南南東約50 k m)	
青森市(西南西約50km)である。	及び青森市(西南西約50km)である。	
敷地は、北東部を一部欠き、西側が緩い円弧状の長方形に近い部分	敷地は、北東部を一部欠き、西側が緩い円弧状の長方形に近い部分	
と、その南東端から東に向かう帯状の部分からなり、帯状の部分は途	と、その南東端から東に向かう帯状の部分からなり、帯状の部分は途	 表現修正(推敲のため)
中で二またに分かれている。総面積は,帯状の部分約30万m ² を含めて	中で二股に分かれている。総面積は,帯状の部分約30万m ² を含めて	 敷地の面積及び形状の変更に
約 <u>380</u> 万m ² である。	約390万m ² である。	る変更
	安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれが	 新規制基準の第6条要求によ
	あるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度	変更
	が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。)及びそれらを支	
	持する建物・構築物は、基準地震動による地震力が作用した場合にお	
	いても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	
	また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによっ	
	て弱面上のずれが発生しないことも含め、基準地震動による地震力に	
	対する文持性能を有する地盤に設直する。 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
	耐震重安心成以外の女主機能を有する心蔵については、耐震重安度 分類の各クラスに広じて質定する地電力が作用した場合においても	

変 更 前(平成23年2月14日許可)	変更後	備考
(記載なし)	接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	新規制基準の第6条要求による
	耐震重要施設は, 地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤	変更
	の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液	
	状化及び揺すり込み沈下の周辺地盤の変状により、その安全機能が損	
	なわれるおそれがない地盤に設置する。	
	耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地	
	盤に設置する。	
	耐震重要施設は,基準地震動による地震力によって生ずるおそれが	
	ある斜面の崩壊に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない地	
	盤に設置する。	
	常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物(以下「常設重大	新規制基準の第30条要求による
	事故等対処施設」という。)は、基準地震動による地震力が作用した	変更
	場合においても, 接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置	
	する。	
	また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによっ	
	て弱面上のずれが発生しないことも含め、基準地震動による地震力に	
	対する支持性能を有する地盤に設置する。	
	常設重大事故等対処施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じ	
	る支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不	
	等沈下,液状化及び揺すり込み沈下の周辺地盤の変状により,重大事	
	故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設	
	置する。	
	常設重大事故等対処施設は、将来活動する可能性のある断層等の露	
	頭がない地盤に設置する。	
	常設重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力によって生ず	
	るおそれがある斜面の崩壊に対して、重大事故等に対処するために必	
	要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。	

再処理施設に隣接する核燃料物質使用施設の周辺監視区域との一元 化の観点から,再処理施設の周辺監視区域及び敷地境界を拡大する。 周辺監視区域の拡大により,主排気筒から南南西及び南西の敷地境 界が拡大することになるが,敷地境界外における平常時の公衆の被に く線量が最大となる地点(気体廃棄物の放出に係る放射性雲からのタ
再処理施設に隣接する核燃料物質使用施設の周辺監視区域との一元 化の観点から、再処理施設の周辺監視区域及び敷地境界を拡大する。 周辺監視区域の拡大により、主排気筒から南南西及び南西の敷地境 界が拡大することになるが、敷地境界外における平常時の公衆の被に く線量が最大となる地点(気体廃棄物の放出に係る放射性雲からのタ
界が拡大することになるが,敷地境界外における平常時の公衆の被は く線量が最大となる地点(気体廃棄物の放出に係る放射性雲からのタ
「「「「「」」」 「「」 「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「」 「「」 「」 「「」 「」 「」 「「」 「」
- 1 、厥黒が取べてなる地点(丸体廃果物の成前にばる成れ性差がらの2
市彼はくにばる美効緑里について東方向, 丸体廃果初の放出にばる及 唐の笠 無須見について東南東古白みび再加亜塩乳からの直接須みびる
カイシャイン線による美効線重及び皮膚の等価線重について北東大
同)及びその線量評価結果に影響はない。また、再処理施設への業務
上立ち人る者以外の者の立人りを制限するため、周辺監視区域の境界
上又はその外側にフェンスを設置する設計に変更はない。
敷地付近概要図を第1図に示す。
また,再処理施設一般配置図(その1)を第2図に示す。

	備考
元	敷地の面積及び形状の変更によ
0	る変更
境	
ば	
外	
皮	
ス	
方	
務	
界	

変更前(平)	成23年2月14日許可)		変更後	備考
チ. 放射性廃棄物の廃棄施設の)構造及び設備	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	段の構造及び設備	章番号の変更
 気体廃棄物の廃棄施設 		 気体廃棄物の廃棄施設 		
(リ) 高レベル廃液ガラス固	团化建屋换気設備	(リ) 高レベル廃液ガラス	国化建屋换気設備	
高レベル廃液ガラス固	化建屋排気系	高レベル廃液ガラス固	国化建屋排気系	
建屋排気フィルタ:	ユニット(高性能粒子フィルタ1段内蔵形)	建屋排気フィルタ	ユニット (高性能粒子フィルタ1段内蔵形)	
	11基		11基	
粒子除去効率	99.9%以上(0.3µmDOP粒子) /段	粒子除去効率	99.9%以上(0.3µmDOP粒子)/段	
建屋排風機	2 台	建屋排風機	2台	
貯蔵ピット収納管排	‡気フィルタ ユニット(高性能粒子フィル	貯蔵ピット収納管排	非気フィルタ ユニット(高性能粒子フィル	
タ1段内蔵形)	2 基	タ1段内蔵形)	2 基	
粒子除去効率	99.9%以上(0.3µmDOP粒子) /段	粒子除去効率	99.9%以上(0.3μmDOP粒子)/段	
貯蔵ピット収納管排	*風機	貯蔵ピット収納管排	作風機	
	2 台		2 台	
セル排気フィルタ	ユニット(高性能粒子フィルタ1段内蔵形)	セル排気フィルタ	ユニット(高性能粒子フィルタ1段内蔵形)	
	7 基		7 基	
粒子除去効率	99.9%以上(0.3µmDOP粒子) /段	粒子除去効率	99.9%以上(0.3μmDOP粒子)/段	
セル排風機	2 台	セル排風機	2 台	
		固化セル圧力放出系	系前置フィルタ ユニット(高性能粒子フィル	固化セル圧力放出系の高性能粒
		タ1段内蔵形)	2 基	子フィルタの1段から2段への
		粒子除去効率	99.9%以上(0.3µmDOP粒子)/段	変更
固化セル圧力放出系	排気フィルタ ユニット(高性能粒子フィル	固化セル圧力放出系	系排気フィルタ ユニット(高性能粒子フィル	
タ1段内蔵形)	2 基	タ1段内蔵形)	2 基	
粒子除去効率	99.9%以上(0.3µmDOP粒子) /段	粒子除去効率	99.9%以上(0.3µmDOP粒子)/段	

変更前(平	成23年2月14日許可)	3	変更後
固化セル換気系前置	置フィルタ ユニット	固化セル換気系前置	フィルタ ユニット
洗 浄 塔	1基	洗净塔	1基
凝 縮 器	1基	凝縮器	1 基
ミスト フィルタ	2基	ミスト フィルタ	2基
ルテニウム吸着地	答 1 基	ルテニウム吸着塔	1基
固化セル換気系排気	気フィルタ ユニット(高性能粒子フィルタ2)	固化セル換気系排気	フィルタ ユニット(高性能粒子フィルタ
段内蔵形)	2基	段内蔵形)	2基
粒子除去効率	99.9%以上(0.3µmDOP粒子) /段	粒子除去効率	99.9%以上(0.3μmDOP粒子)/段
固化セル換気系排風	凤機	固化セル換気系排風	機
	2 台		2 台
フード排気フィルタ	タ ユニット (高性能粒子フィルタ1段内蔵形)	フード排気フィルタ	ユニット(高性能粒子フィルタ1段内蔵
	2 基		2基
粒子除去効率	99.9%以上(0.3µmDOP粒子) /段	粒子除去効率	99.9%以上(0.3μmDOP粒子)/段
フード排風機	2 台	フード排風機	2 台
セル内クーラ	10基	セル内クーラ	10基

		備	考
	変更なし		
72			
π. X			
菱形)			
n. Z			

変 更 前(平成26年5月30日届出)	変更後	備考
七、再処理施設における放射線の管理に関する事項	七、再処理施設における放射線の管理に関する事項	
イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばく	イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばく	
の管理の方法	の管理の方法	
(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法	(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法	
放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原	放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子	注律名称の修正
料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛	炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、再処理施設に起因す	
生法」を遵守し、再処理施設に起因する放射線被ばくから一般公衆及	る放射線被ばくから公衆、放射線業務従事者及び管理区域に一時的に	等の明確化
び放射線業務従事者等を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。	立ち入る者(以下「放射線業務従事者等」という。)を防護するため	
さらに、敷地周辺の一般公衆の線量及び放射線業務従事者等の立入	十分な放射線防護対策を講ずる。	
場所における線量が合理的に達成できる限り低くなるようにする。	さらに,敷地周辺の公衆の線量及び放射線業務従事者等の立入場所	用語・接続詞等の統一
具体的方法については、以下のとおりとする。	における線量が合理的に達成できる限り低くなるようにする。	
(i) 再処理施設に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減す	具体的方法については、以下のとおりとする。	
る方針で、しゃへい設備、放射線管理施設、放射性廃棄物の廃棄施	(i) 再処理施設に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減す	
設等を設計し、運用する。	る方針で, 遮蔽設備, 放射線管理施設及び放射性廃棄物の廃棄施設を	ひらがなの常用漢字化
(i) 管理区域を設定して,外部放射線に係る線量,空気中の放射性物	設計し、運用する。	
質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。	(i) 管理区域を設定して,外部放射線に係る線量,空気中の放射性物	
(iii) 放射線業務従事者に対しては, 線量当量を測定し, 線量の評価を	質の濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面の放射性	等の明確化
	物質の密度を監視する。	
(in) 管理区域の外側には,周辺監視区域を設定して,人の立入りを制	(iii) 放射線業務従事者に対しては、外部被ばくに係る線量当量の測定	表現修正(内容の明確化)
限する。	及び体外計測等により、線量の評価を行い、線量の低減に努める。	
(v) 気体及び液体廃棄物の放出については,敷地周辺の一般公衆の線	(iv) 管理区域の外側には,周辺監視区域を設定して,人の立入りを制	
量が、合理的に達成できる限り低くなるよう、放出放射性物質量の	限する。	
低減を行う。	(v) 気体及び液体廃棄物の放出については、敷地周辺の公衆の線量が、	表現修正
	合理的に達成できる限り低くなるよう、放出放射性物質量の低減を行	
	Э.	

変更前(平成26年5月30日届出)	変更後	備考
 (a) 再処理施設からの直接線とスカイシャイン線に起因する周辺監視 区域外での線量については、合理的に達成できる限り低くなるよう 設計上の配慮を行う。 (2) 管理区域及び周辺監視区域の設定 (3) 管理区域 再処理施設における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の 濃度、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の 濃度、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の 度が、「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線 量限度等を定める告示」(以下「線量限度等を定める告示」という。) に定められた値を超えるか、又は超えるおそれのある区域は、すべて 管理区域とする。 実際には、室、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜をも考慮 して、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋等に管理区域を 設定する。 [なれ、管理区域外において一時的に上記管理区域に係る値を超えるか、 又は超えるおそれのある区域が生じた場合は、一時管理区域とする。 (5) 周辺監視区域 管理区域の周辺の区域であって、外部放射線に係る線量及び空気中 の放射性物質の濃度が、「線量限度等を定める告示」」に定められた値 を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。 実際には、管理上の便宜も考慮して周辺監視区域を設定する。 	 次 史 夜 (4) 再処理施設からの直接線とスカイシャイン線に超因する周辺監視 区域外での線量については、合理的に達成できる限り低くなるよう設 計上の配慮を行う。 (2) 管理区域及び周辺監視区域の設定 (3) 管理区域 再処理施設における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の 濃度,又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密 度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規 定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委 員会告示第8号)」(以下「線量告示」という。)に定められた値を 超えるか、又は超えるおそれのある区域は、全て管理区域とする。 実際には、室、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜をも考慮 して、使用済燃料受入れ・貯蔵建量、前処理速量、分離速量、高レベ ル廃液ガラス固化速量、第1低レベル廃棄物貯蔵速量等に管理区域を 設定する。 (1) 周辺監視と域 (1) 周辺監視と域 (1) 周辺監視区域 (1) 原本区域の周辺の区域であって、外部放射線に係る線量及び空気中 の放射性物質の濃度が、「線量告示」に定められた値を超えるおそれ のある区域を周辺監視区域とする。 実際には、管理上の便宜も考慮して周辺監視区域を設定する。 	U用 4 線量告示改正に伴う記載の適正 化 初らがなの常用漢字化 用語・接続詞等の統一 線量告示改正に伴う記載の適正 化

変更前(平成26年5月30日届出)	変 更 後	備考
(3) 管理区域内の管理	(3) 管理区域の管理	
(i) 管理区域への立入りは、あらかじめ指定された者で、かつ、必要な	(i) 管理区域への立入りは、あらかじめ指定された者で、かつ、必要な	
場合に限る。管理区域への人の出入り並びに物品の持込み及び持出し	場合に限る。管理区域への人の出入り並びに物品の持込み及び持出し	
は、原則として出入管理室において行う。	は、原則として出入管理室において行う。	
(i) 管理区域については「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」(以	(i) 管理区域については「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」	
下「再処理規則」という。)に従って,次の措置を講ずる。	(以下「再処理規則」という。)に従って,次の措置を講ずる。	
(a) 壁, さく等の区画物によって区画するほか」標識を設けることに	(a) 壁, 柵等の区画物によって区画する他, 標識を設けることによ	ひらがなの常用漢字化
よって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度	って明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に	
に応じて人の立入制限,かぎの管理等の措置を講ずる。	応じて人の立入制限,鍵の管理等の措置を講ずる。	
(b) 床,壁,その他人の触れるおそれのある物であって,放射性物質	(b) 床, 壁その他人の触れるおそれのある物であって, 放射性物質	
によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が, 「線量限度	によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が, 「線量告示」	線量告示改正に伴う記載の適正 」
等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。	に定められた表面密度限度を超えないようにする。	
(c) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を	(c) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙	
禁止する。	を禁止する。	
(d) 管理区域から人が退去し,又は物品を持ち出そうとする場合には,	(d) 管理区域から人が退去し,又は物品を持ち出そうとする場合に	
その者の身体及び衣服,履物等身体に着用している物並びにその持	は、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにそ	
ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、	の持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合	
その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度が(b)の表面密度限度	には,その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度が(b)の表面	
の十分の一を超えないようにする。	密度限度の十分の一を超えないようにする。	
(iii) 管理区域内は,場所により外部放射線に係る線量率,放射性物質	(iii) 管理区域は,場所により外部放射線に係る線量率,放射性物質に	主珇攸工
による汚染の有無,放射線業務従事者の立入頻度等に差異があるの	 よる汚染の有無,放射線業務従事者の立入頻度等に差異があるので,	农玩修正
で、以下に述べるように適切な管理を行う。	以下に述べるように適切な管理を行う。	
(a) 管理区域は、外部放射線に係る線量率、空気中の放射性物質の濃	(a) 管理区域は、外部放射線に係る線量率、空気中の放射性物質の	
度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密	
の程度に応じて区分し、適切な区域管理及び作業管理を行う。	度の程度に応じて区分し、適切な区域管理及び作業管理を行う。	



	備考
)発生	用語・接続詞等の統一
包区域	
:行う。	ひらがなの常田漢字化
護す	
£くな	
行え	表現修正(内容の明確化)
まサー	
)放射	
そ面の	
禁止し,	ひこだたの世田港白ル
务上立	ひらかなの常用漢子化
	線量告示改正に伴う記載の適正
)線重, 一 _{a 土}	化
の表	ひらがなの常用漢字化
	+
いナス	表現修正
	ひらかなの吊用決于化
IO V	
壁等	
· _ · · · · · ·	

変 更 前(平成26年5月30日届出)	変更後	備考
によって区画するとともに、管理区域内の放射性物質の濃度の高い	によって区画するとともに、管理区域の放射性物質の濃度の高い空気	
空気が容易に流出することのないよう換気系統を管理する。	が容易に流出することのないよう換気設備を管理する。	
(iii) 放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度に	(iii) 放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度につ	
ついては,「(3) 管理区域内の管理」に述べたように人及び物品の出	いては, 「(3) 管理区域の管理」に述べたように人及び物品の出入	
入管理を十分に行う。	管理を十分に行う。	
(5) 個人被ばく管理	(5) 個人被ばく管理	
放射線業務従事者の個人被ばく管理は,線量当量を測定し,線量の	放射線業務従事者の個人被ばく管理は,外部被ばくに係る線量当量	表現修正(内容の明確化)
評価を行うとともに定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体	の測定及び体外計測等により、線量の評価を行うとともに、定期的及	
的状態を把握することによって行う。	び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状態を把握することによっ	
なお, 放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者	て行う。	田語・接続詞等の統一
 については,外部被ばくによる線量当量の測定等により管理する。	また, 放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者	「日」」と言うない。
(6) 放射性廃棄物の放出管理	については、外部被ばくに係る線量当量の測定により管理する。	
気体廃棄物及び液体廃棄物の放出に当たっては, 「線量限度等を定		
める告示」に定める値を超えないように厳重な管理を行う。	(6) 放射性廃棄物の放出管理	
さらに、再処理施設から放出する放射性物質について放出管理目標値	気体廃棄物及び液体廃棄物の放出に当たっては、「線量告示」に定	
を定め、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関	められた値を超えないように厳重な管理を行う。	
する指針」を参考にして測定を行い、これを超えないように努める。	さらに、再処理施設から放出する放射性物質について放出管理目標	
(i) 気体廃棄物	値を定め、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に	
平常時に気体廃棄物を放出する場合は、気体廃棄物中に含まれる放	関する指針」を参考にして測定を行い、これを超えないように努める。	
射性物質の濃度を排気モニタリング設備によって監視及び測定する。	(i) 気体廃棄物	
(ii) 液体廃棄物	平常時に気体廃棄物を放出する場合は、気体廃棄物中に含まれる放	
平常時に液体廃棄物を放出する場合には,あらかじめ第1放出前貯	射性物質の濃度を排気モニタリング設備によって監視及び測定する。	
	(i) 液体廃棄物	
	平常時に液体廃棄物を放出する場合には、あらかじめ第1放出前貯	

変 更 前(平成26年5月30日届出)	変 更 後	備考
槽又は第2放出前貯槽においてサンプリングし、放射性物質の濃度を	槽又は第2放出前貯槽においてサンプリングし、放射性物質の濃度を	
測定し、放出量を確認した後放出する。	測定し,放出量を確認した後放出する。	
(7) 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視		
「(6) 放射性廃棄物の放出管理」に述べたように,気体廃棄物及び	(7) 周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視	
液体廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、さらに、異常	「(6) 放射性廃棄物の放出管理」に述べたように,気体廃棄物及	
がないことを確認するため周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射	び液体廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、さらに、異	
線監視を行う。	常がないことを確認するため周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放	
(i) 空間放射線量等の監視	射線監視を行う。	
空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の放射性物質濃度につい	(i) 空間放射線量等の監視	
て、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。	空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度につ	
なお, モニタリングポストにより測定した空間放射線量率は, 中央	いて、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。	
制御室等で監視する。	モニタリング ポストにより測定した空間放射線量率は、中央制御	用語・接続詞等の統一
(i) 環境試料の放射能監視	室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で監視する。	等の明確化
周辺環境試料について,種類,頻度,測定対象を定めて放射能監視	(i) 環境試料の放射能監視	
を行う。	周辺環境試料について、種類、頻度及び測定対象を定めて放射能監	
(iii) 事故時における測定	視を行う。	
放射性廃棄物の放出は, 排気筒モニタ等により常時監視されており,	(iii) 事故時における測定	
その指示に万一異常があれば適切な措置をとるものとする。	放射性廃棄物の放出は、排気筒モニタ及び排水モニタにより常時監	等の明確化
万一,気体廃棄物又は液体廃棄物の異常放出があった場合は,機動	視されており、その指示に万一異常があれば適切な措置をとるものと	
性のある放射能観測車により敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の	する。	
放射性物質濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を迅速かつ確実に	万一,気体廃棄物又は液体廃棄物の異常放出があった場合は,機動	
行う。	性のある放射能観測車により敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の	
	放射性物質の濃度を測定し,その範囲及び程度の推定を迅速,かつ,	等の明確化(等の削除)
	 確実に行う。	

変 更 前(平成26年5月30日届出)	変更後	備考
ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項	ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項	
(1) 放射性廃棄物の廃棄に関する基本的考え方	(1) 放射性廃棄物の廃棄に関する基本的考え方	
放射性廃棄物の廃棄施設の設計及び管理に関しては,「再処理規	放射性廃棄物の廃棄施設の設計及び管理に関しては,「再処理施設	適用法律の変更
則」を遵守するとともに、「再処理施設安全審査指針」の考え方に	の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づくとともに、	
基づくものとする。	「再処理規則」を遵守するものとする。	
放射性廃棄物の廃棄については,放射性物質の放出に伴う―般公衆		田語・接続詞等の統一
の線量が法令に定める線量限度を超えないことはもとより、合理的に		
達成できる限り低くなるよう、放出放射性物質の低減を行う。すなわ	達成できる限り低くなるよう、放出放射性物質の低減を行う。すなわ	
ち、以下の観点から放射性廃棄物の放出低減に対する実現可能性を考	ち,以下の観点から放射性廃棄物の放出低減に対する実現可能性を考	
慮しつつ,発電用軽水型原子炉施設の線量目標値が年間50μSvであ	慮しつつ、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針	表現修正(記載の明確化)
ることを踏まえて、年間50µSvを超えないよう設計する。		
(i) 放出放射性物質の低減効果が大きく,かつ,信頼性のある技術を	標値(実効線量で50 µ S v ∕ y)を参考に、公衆の線量を合理的な達	
採用する。	成できる限り低減できるよう設計する。	
(ii) 気体廃棄物, 液体廃棄物及び固体廃棄物の化学的, 物理的性状に	 (i) 放出放射性物質の低減効果が大きく、かつ、信頼性のある技術を 	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	採用する。	
(iii) 固体廃棄物はできるだけ施設内にとどめ、適切な形で貯蔵・保管	(i) 放射性気体廃棄物,放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の化	表現修正(内容の明確化)
する。	学的、物理的性状に応じ、各処理設備において最適な技術の組合せを	
固体廃棄物は、その発生源に応じて減容、焼却、固化等の処理を行		
い、十分なしゃへい能力を有する固体廃棄物の廃棄施設に保管廃棄す	 1.2% (iii) 放射性固体感報物けできるだけ施設内にとどめ 適切な形で貯 	表現修正(内容の明確化)
 ることにより、一般公衆の線量の低減化を図る。	(m)	
	は は 日 か し か の の の の の の の の の の の の の	
	図約1日回冲廃来物は、その光土体に応じて減谷, 死卒, 固七寺の延 囲な行い、 し八均廉恭华力な方才を用体成棄物の成棄拡張に促等成棄	表現修正(内谷の明確化)
	生を11い、十万4匹敵能力を有する回体廃果物の廃果施設に休官廃果 オスこしにというしたのの低速化な図ス	用語・接続詞等の統一
	9 ることにより、公衆の稼重の低減化を図る。	

変 更 前(平成26年5月30日届出)	変 更 後	備考
気体廃棄物	(2) 放射性気体廃棄物	表現修正(内容の明確化)
気体廃棄物の発生源	(i) 放射性気体廃棄物の発生源	
気体廃棄物の主な発生源は、溶解施設の溶解槽等からの廃ガス、各		
ー 施設の塔槽類からの廃ガス,固体廃棄物の廃棄施設のガラス溶融炉	ス,各施設の塔槽類からの廃ガス,固体廃棄物の廃棄施設のガラス	
からの廃ガス等である。	溶融炉からの廃ガス等である。	
]気体廃棄物は,┃洗浄塔,┃フィルタ等を組み合わせて洗浄, ろ過等の	放射性気体廃棄物は, 廃ガス洗浄塔, 高性能粒子フィルタ等を組み	 表現修正(内容の明確化)
L理をした後,主排気筒等の排気口から大気中へ放出する。また,		
ガラス固化体の保管廃棄に伴い発生する冷却空気中の放射性アルゴ	気中へ放出する。また、ガラス固化体の保管廃棄に伴い発生する冷	
~を含む排気は、冷却空気出ロシャフトから大気中へ放出する。	却空気中の放射性アルゴンを含む排気は、冷却空気出口シャフトか	
気体廃棄物の放出管理目標値	ら大気中へ放出する。	
気体廃棄物の放出に当たっては、主排気筒から放出する放射性物質	(ji) 放射性気体廃棄物の放出管理目標値	
を測定し、周辺監視区域外における空気中の故射性物質濃度が「線		│表現修正(内容の明確化) │
量限度等を定める告示」に定める周辺監視区域外における線量限度	射性物質を測定し、周辺監視区域外における空気中の放射性物質の	線景生テ改正に伴う記載の演正
るび空気中濃度限度を超えないようにするとともに,気体廃棄物放	濃度が「線量告示」に定められた周辺監視区域外における線量限度	
量の管理目標値を以下のように設定し,これを超えないように努	及び空気中の放射性物質の濃度限度を超えないようにするとともに	
放出管理目標値 クリフトン-85 3.3×10 ¹⁷ Bq/y	超えたいように努める	
トリテリム I.9×10 ¹ 。Bq/y	「	
灰条 -14 5.2×10 ⁻⁰ Bq/ y		再処理施設で取り扱う使用済燃
よう $\chi = 129$ 1.1×10 Dq/y たう去-131 1.7×10 ¹⁰ Bg/y	▶Ⅱチウム 1.9×10 ¹⁵ Bα/y	料仕様の変更による変更
よ) ※ 131 1.7 < 10 Dq/ y その他核種のうた アルファ線を放出する核種	ドリアリム 1.9×10 B q / y 出表 14 5.9×10 ¹³ B g / y	
この他候種のプラウ、プルンプ様を放出する核理 3.3×10 ⁸ Ba $/$ w	$k \ge 14$ $5.2 \times 10^{-16} B q / y$	
0.3×10 Dq/ y	より茶-129 1.1×10 ¹⁰ B q / y	
	$L = \frac{1}{2} $	
	ての他核種のうち、アルファ線を放出する核種	
	3. 3×10 ⁸ B q ∕ y	

変 更 前(平成26年5月30日届出)	変更後	備考
その他核種のうち,アルファ線を放出しない核種 9.4×10 ¹⁰ Bq/y	その他核種のうち,アルファ線を放出しない核種 9.4×10 ¹⁰ B q / y	
	 (b) 使用済燃料の仕様に基づく放出管理目標値* 放出管理目標値 クリプトン-85 1.6×10¹⁷ Bq/y トリチウム 1.0×10¹⁵ Bq/y 炭素-14 5.1×10¹³ Bq/y よう素-129 1.1×10¹⁰ Bq/y よう素-131 1.0×10¹⁰ Bq/y よう素-131 1.0×10¹⁰ Bq/y その他核種のうち、アルファ線を放出する核種 3.1×10⁸ Bq/y その他核種のうち、アルファ線を放出しない核種 7.5×10⁹ Bq/y *旧申請書等の使用済燃料の仕様に基づく放出管理目標値に対し、 冷却期間の延長に伴う核種の減衰及び生成を考慮して算定した。 なお、本放出管理目標値は、「三、再処理を行う使用済燃料の種類 及び再処理能力」の「A.再処理を行う使用済燃料の種類」に基づ き、受け入れる使用済燃料,燃料貯蔵プールに貯蔵する使用済燃料 及びせん断処理する使用済燃料の冷却期間を定める保安規定におい て設定する。 	再処理施設で取り扱う使用済燃 料仕様の変更による変更
 (3) 夜体廃棄物 (i) 夜体廃棄物の発生源 液体廃棄物の主な発生源は、分離施設から発生する抽出廃液、酸及 び溶媒の回収施設の酸回収設備の蒸発缶の濃縮液、酸及び溶媒の回収 	 (3) 放射性液体廃棄物 (i) 放射性液体廃棄物の発生源 放射性液体廃棄物の主な発生源は、分離施設から発生する抽出廃液、 酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の蒸発缶の濃縮液、酸及び溶媒の 	表現修正(内容の明確化)

変更前(平成26年5月30日届出)	変 更 後	備考
施設の溶媒回収設備の溶媒再生系の分離・分配系及びプルトニウム精	回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系の分離・分配系及びプルトニウ	
製系で発生する廃液,各施設から発生する低レベル廃液等である。	ム精製系で発生する廃液、各施設から発生する低レベル廃液等である。	
分離施設から発生する抽出廃液等については、蒸発濃縮等の処理を	分離施設から発生する抽出廃液等については、蒸発濃縮等の処理を	
施した後、高レベル廃液ガラス固化設備に移送する。また、各施設か	施した後、高レベル廃液ガラス固化設備に移送する。また、各施設か	
ら発生する低レベル廃液については、廃液の性状に応じて蒸発等の処	ら発生する低レベル廃液については、廃液の性状に応じてる過、脱塩	等の明確化
理を施した後、その処理水は海洋放出管の海洋放出口から放出する。	及び蒸発の処理を施した後、その処理水は海洋放出管の海洋放出口か	
蒸発により発生した低レベル濃縮廃液は、低レベル固体廃棄物処理設備	 ら放出する。蒸発により発生した低レベル濃縮廃液は,低レベル固体	
へ移送する。	廃棄物処理設備へ移送する。	
(ii) 液体廃棄物の放出管理目標値	(ii) 放射性液体廃棄物の放出管理目標値	表現修正(内容の明確化)
液体廃棄物の放出に際しては、廃液中の放射性物質濃度を測定して	放射性液体廃棄物の放出に際しては、廃液中の放射性物質の濃度を	
	測定して放出量を算出し、放射性物質の海洋放出に起因する線量が	
等を定める告示」に定める線量限度を超えないようにするとともに,	「線量告示」に定められた線量限度を超えないようにするとともに,	│線量告示改正に伴う記載の適正 │ <u>"</u>
放射性液体廃棄物放出量の管理目標値を以下のように設定し、これを	放射性液体廃棄物の放出管理目標値を以下のように設定し、これを超	│ 化 │ │ 主理修正
超えないように努める。	えないように努める。	衣 坑修正
放出管理目標値 トリチウム 1.8×10 ¹⁶ Bq/y	(a) 旧申請書等の使用済燃料の仕様に基づく放出管理目標値	 再処理施設で取り扱う使用済燃
よう素-129 4.3×10 ¹⁰ Bq/y	放出管理目標値 トリチウム 1.8×10 ¹⁶ Bq/y	料仕様の変更による変更
よう素-131 1.7×10 ¹¹ Bq/y	よう素-129 4.3×10 ¹⁰ Bq/y	
その他核種のうち、アルファ線を放出する核種	よう素-131 1.7×10 ¹¹ Bq/y	
3.8×10 ⁹ Bq∕y	その他核種のうち、アルファ線を放出する核種	
その他核種のうち、アルファ線を放出しない核種	3.8×10 ⁹ Bq∕y	
2. 1×10 ¹ ¹ B q∕y	その他核種のうち、アルファ線を放出しない核種	
	2.1×10 ¹ ¹ B q ∕ y	
	(b) 使用済燃料の仕様に基づく放出管理目標値*	 再処理施設で取り扱う使用済燃
	放出管理目標値 トリチウム 9.7×10 ¹⁵ Bq/y	料仕様の変更による変更
	よう素-129 4.3×10 ¹⁰ Bq/y	

复史前(十八20年5月30日油山)	
	よう素-131 1.0×10 ¹¹ Bq/y
	その他核種のうち,アルファ線を放出する核種
	3.6×10 ⁹ Bq∕y
	その他核種のうち、アルファ線を放出しない
	9.5×10 ¹⁰ B q ∕ y
	*旧申請書等の使用済燃料の仕様に基づく放出管理目標値に対
	冷却期間の延長に伴う核種の減衰及び生成を考慮して算定した
	なお、本放出管理目標値は、「三、再処理を行う使用済燃料の
	及び再処理能力」の「A.再処理を行う使用済燃料の種類」に
	き、受け入れる使用済燃料、燃料貯蔵プールに貯蔵する使用済
	及びせん断処理する使用済燃料の冷却期間を定める保安規定に
	て設定する。
同体廃棄物	(4) 放射性固体廃棄物
固体廃棄物の種類	(i) 放射性固体廃棄物の種類
固体廃棄物には、ガラス固化体、ハル・エンド ピース、低レベル	放射性固体廃棄物には、ガラス固化体、ハル・エンド ピース
」 「「「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「	レーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
f、フィルタ、ポンプ等の雑固体廃棄物等がある。	に紙、布、フィルタ、ポンプ等の雑固体等がある。
国体廃棄物の保管廃棄	(i) 放射性固体廃棄物の保管廃棄
ガラス固化体は、ガラス固化体貯蔵設備に保管廃棄する。	ガラス固化体は、ガラス固化体貯蔵設備に保管廃棄する。
これ以外の固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、低レベル固体廃棄物	これ以外の放射性固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、低レベル
	廃棄物貯蔵設備に保管廃棄する。

	備考
	再処理施設で取り扱う使用済燃
種	料仕様の変更による変更
核種	
tl,	
)種類	
「基づ	
\$燃料	
おい	
	表現修正(内容の明確化)
、, 低	
の並び	
	表現修止(内容の明確化)
~固体	

変 更 前 (平成26年5月30日届出)	変 更 後	備考
ハ. 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果	ハ.周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果	
 評価の基本方針・基本的考え方 	(1) 評価の基本方針・基本的考え方	
 1) 評価の基本方針・基本的考え方 「再処理施設安全審査指針」に適合するように、平常時における気体及び液体廃棄物の放出に起因する実効線量、施設からの放射線に起因する実効線量を評価し、「線量限度等を定める告示」に定められた線星限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り低いことを確認する。 気体及び液体廃棄物の放出に起因する実効線量の評価は、放出低減化に係る処理設備設計の妥当性の確認の観点から行う。・方、施設からの放射線に起因する実効線量の評価は、施設配置及び「やへ」設計の妥当性の確認の観点から行う。・方、施設からの放射線に起因する実効線量について別値に評価し、+分(トマー) 設計の妥当性の確認の観点から行う。このように評価の観点が異なることから、それぞれの実効線量について別値に評価し、+分(トマー) ごとを確認する。 気体及び液体廃棄物の放出に起因する実効線量の評価では、以下の被ばく経路による実効線量を適切に加え、その結果が最大となる線量を評価する。 気体廃棄物中の放射性物質の放射性雲からの外部被ばく 気体廃棄物中の放射性物質の放射性雲からの外部被ばく 気体廃棄物中の放射性物質の地表洗着による外部被ばく 微体廃棄物中の放射性物質の呼吸摂取による内部被ばく 液体廃棄物中の放射性物質による外部被ばく 液体廃薬物中の放射性物質による外部被ばく 海産物摂取による内部被ばく 	 1) 評価の基本方針・基本的考え方 1) 評価の基本方針・基本的考え方 「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合す るように、平常時における気体及び液体廃棄物の放出に起因する実効 線量、施設からの放射線に起因する実効線量を評価し、「線量告示」 に定められた線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成でき る限り低いことを確認する。なお、施設からの放射線による実効線量 の評価に当たっては、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における 一般公衆の線量評価について(平成元年3月27日原子力安全委員会す 承)」を参考とする。 気体及び液体廃棄物の放出に起内する実効線量の評価は、放出低減 化に係る処理設備設計の妥当性の確認の観点から行う。一方、施設か らの放射線に起因する実効線量の評価は、施設配置及び遮蔽設計の妥 当性の確認の観点から行う。このように評価の観点が異なることから、 それぞれの実効線量について個別に評価し、十分低いことを確認する。 気体及び液体廃棄物の放出に起因する実効線量の評価では、以下の 被ばく経路による実効線量を適切に加え、その結果が最大となる線量 を評価する。 (1) 気体廃棄物中の放射性物質の放射性素からの外部被ばく (2) 気体廃棄物中の放射性物質の可吸摂取による内部被ばく (1) 歳・畜産物摂取による内部被ばく (1) 海産物摂取による内部被ばく (2) 海産物摂取による内部被ばく 	適用法律の修正 線量告示改正に伴う記載の適正 化 表現修正(記載の明確化) ひらがなの常用漢字化 表現修正
 (i) 気体廃棄物中の放射性物質の放射性雲からの外部被ばく (ii) 気体廃棄物中の放射性物質の呼吸摂取による内部被ばく (iii) 気体廃棄物中の放射性物質のによる内部被ばく (v) 液体廃棄物中の放射性物質による外部被ばく (y) 海産物摂取による内部被ばく 	 (ii) 気体廃棄物中の放射性物質の地表沈着による外部被ばく (iii) 気体廃棄物中の放射性物質の呼吸摂取による内部被ばく (iv) 農・畜産物摂取による内部被ばく (v) 液体廃棄物中の放射性物質による外部被ばく (ii) 海産物摂取による内部被ばく 	

変更前(平成26年5月30日届出)	変更後	備考
 (2) 実効線量の評価条件 (3) 気体廃棄物中の放射性物質による実効線量 (a) 年間放出量 主排気筒から放出される気体廃棄物中の放射性物質による実効線 量の評価に用いる放射性物質の年間の放出量は、以下に示すとおり とする。 年間放出量 クリプトン-85 3.3×10¹⁷ Bq/y その他希ガス 1.9×10¹⁴ Bq/y ドリチウム 1.9×10¹³ Bq/y 応募=14 5.2×10¹³ Bq/y よう素-129 1.1×10¹⁰ Bq/y よう素-131 1.7×10¹² Bq/y その他よう素 1.7×10¹² Bq/y その他は稼種のうち、アルファ線を放出する核種 3.3×10⁸ Bq/y その他核種のうち、アルファ線を放出する核種 9.4×10¹⁰ Bq/y (4) 気象条件 気象条件は、敷地内における昭和60年12月から昭和61年11月まで の1年間の観測による気象資料を、「発電用原子炉施設の安全解析 に関する気象指針」等に基づき統計処理した結果を使用する。 (c) 計算地点 実効線量の評価では、将来の農地の可能性を考慮して、農地となる 	 (2) 実効線量の評価条件 (3) 気体廃棄物中の放射性物質による実効線量 (4) 年間放出量 主排気筒から放出される気体廃棄物中の放射性物質による実効線量の評価に用いる放射性物質の年間の放出量は、以下に示すとおりとする。 年間放出量 クリブトンー85 3.3×10¹⁷ B q / y その他希ガス 1.9×10¹⁵ B q / y その他希ガス 1.9×10¹⁵ B q / y ドリチウム 1.9×10¹⁵ B q / y ドリチウム 1.9×10¹⁵ B q / y よう素-129 1.1×10¹⁰ B q / y よう素-131 1.7×10¹⁰ B q / y その他表う素 1.7×10¹⁰ B q / y その他表示 1.7×10¹⁰ B q / y その他表う素 1.7×10¹⁰ B q / y その他表示 1.7×10¹⁰ B q / y その他表う素 1.7×10¹⁰ B q / y その他表示 7.7×7 ※を放射量のうち、アルファ線を放出する核種 9.4×10¹⁰ B q / y (1) 気象条件 知知のたおける (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	データ更新

変 更 前(平成26年5月30日届出)	変 更 後	備考
 変更前(平成26年5月30日届出) 可能性のない社有地,湖沼,岸壁,海岸等を除く敷地境界外につい て,農作物及び飼料作物中の放射性物質濃度の計算を行う。 (i) 液体廃棄物中の放射性物質による実効線量の計価に用いる放射性 物質の年間の放出量は、以下に示すとおりとする。 年間放出量 トリチウム 1.8×10¹⁶ Bq/y よう素-129 4.3×10¹⁶ Bq/y よう素-131 1.7×10¹¹ Bq/y その他核種のうち、アルファ線を放出する核種 2.1×10¹¹ Bq/y その他核種のうち、アルファ線を放出しない核種 2.1×10¹¹ Bq/y (b) 海水中における放射性物質の濃度 数理モデルに基づくシミュレーション解析を行い、海水中におけ 	 変更後 可能性のない社有地、湖沼、岸壁、海岸等を除く敷地境界外について、農作物及び飼料作物中の放射性物質の濃度の計算を行う。 (i) 液体廃棄物中の放射性物質による実効線量 (a) 年間放出量 液体廃棄物中の放射性物質による実効線量の評価に用いる放射性物質の年間の放出量は、以下に示すとおりとする。 年間放出量 トリチウム 1.8×10¹⁶ B q / y よう素-129 4.3×10¹⁰ B q / y よう素-131 1.7×10¹¹ B q / y その他核種のうち、アルファ線を放出する核種 3.8×10⁹ B q / y その他核種のうち、アルファ線を放出しない核種 2.1×10¹¹ B q / y (b) 海水中における放射性物質の濃度 数理モデルに基づくシミュレーション解析を行い、海水中におけ 	備考
 (b) 海水中における放射性物質の濃度 数理モデルに基づくシミュレーション解析を行い,海水中におけ る放射性物質の濃度を求める。 (c) 評価地点 敷地東側の海域(以下「前面海域」という。)における漁業実態 等に基づき,各被ばく経路について実効線量が最大となる地点とする。 (ii) 施設からの放射線による実効線量 (a) 線 源 評価に用いる放射線の線源は,再処理施設の主要な建物に内蔵さ れる放射性物質について,最大再処理能力,最大貯蔵能力等を考慮 して,厳しい評価結果を与えるように設定する。 	 (b) 海水中における放射性物質の濃度 数理モデルに基づくシミュレーション解析を行い,海水中におけ る放射性物質の濃度を求める。 (c) 評価地点 敷地東側の海域(以下「前面海域」という。)における漁業実態等 に基づき,各被ばく経路について実効線量が最大となる地点とする。 (ii) 施設からの放射線による実効線量 (a) 線 源 遮蔽設計に当たっての線源は,再処理施設の主要な建物に内包さ れる放射性物質について,最大再処理能力,最大貯蔵量,工程内で 核種の組成や濃度が変化するといった再処理施設の特徴を考慮する とともに,遮蔽材の形状,材質等を考慮し,遮蔽設計上厳しい条件 	表現修正

変更前(平成26年5月30日届出)	変 更 後
	を設定する。
(b) 計算地点	(b) 計算地点
実効線量の計算は、主排気筒を中心として16方位に分割し、各方	実効線量の計算は、主排気筒を中心として16方位に分割し、
位の周辺監視区域境界のうち、各建物から各々最短となる地点につ	位の周辺監視区域境界のうち、各建物から各々最短となる地点
いて行う。	いて行う。
(3) 実効線量の評価結果	(3) 実効線量の評価結果
再処理施設から放出される気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物	再処理施設から放出される気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射
質による一般公衆の実効線量は,年間約2.2×10 ⁻² mSvである。	質による公衆の実効線量は、年間約2.2×10 ⁻² mSvである。
再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の実	再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の実
効線量は、年間約6×10 ⁻³ mSvである。	量は,年間約6×10 ⁻³ mSvである。
このように、平常時における一般公衆の実効線量は、合理的に達	このように、平常時における公衆の実効線量は、合理的に達
成できる限り低くなっており、放射性物質の放出に伴う実効線量並	きる限り低くなっており、放射性物質の放出に伴う実効線量並
びに施設からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量を足し	施設からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量を足し
合わせても十分小さく,「線量限度等を定める告示」に定められた線	せても十分低く,「線量告示」に定められた線量限度を十分下回る
量限度を十分下回る。	

	備考
各方	
につ	
性物	
刻線	
成で	
びに	
合わ	
る。	線 重 告 示 改 止 に 伴 っ 記 載 の 適 止
	16

変更前(平成26年1月7日届出)	変 更 後
本文 ロ. 設計基準事故 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及 び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (*) 短時間の全交流動力電源の喪失 (b) 評価条件 (1) 事故経過	本文 ロ. 設計基準事故 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (2) 設計基準事故の評価 (wi) 短時間の全交流動力電源の喪失 (b) 評価条件 (1) 事故経過
(1) 争び社通 *) 固化セル圧力放出系排気フィルタ ユニットの高性能粒子フィ ルタは11段であり、ルテニウム以外の放射性エアロゾルに対して、 高性能粒子フィルタの除去効率は199.9%とする。	 (1) 事味性超 5) 固化セル圧力放出系排気フィルタ ユニットの高性能粒子フィルタに22段であり、ルテニウム以外の放射性エアロゾルに対して、高性能粒子フィルタの除去効率は<u>99,999%</u>とする。

	備考
事故の程度及	
, 1	固化セル圧力放出系の高性能粒 子フィルタの1段から2段への 変更



	備考
	図面本文化に伴う変更
<u> 東性齢キアイルタ</u> 第121 図 高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要図(地下4 階)	国化セル圧力放出系の高性能粒 子フィルタの1段から2段への 変更

変 更 前(平成23年2月14日許可)	変 更 後	備考
添付書類四		
1. 敷 地	1. 敷 地	
1.1 敷 地	1.1 敷 地	
敷地は、青森市の東北東約50km、下北半島南部の太平洋側寄り(北緯	敷地は,青森市の東北東約50km,下北半島南部の太平洋側寄り(北緯	
40° 57′ , 東経 141° 20′)に位置し, 青森県上北郡六ヶ所村のむつ小川	40° 57′ , 東経 141° 20′)に位置し, 青森県上北郡六ヶ所村のむつ小川	
原工業開発地区内にある。	原開発地区内にある。	誤記修正
敷地に近い主な都市は、三沢市(南約30km),むつ市(北北西約40	敷地に近い主な都市は、三沢市(南約30km)、むつ市(北北西約40	
km), 十和田市(南南西約40km), 八戸市(南南東約50km)及び青	km), 十和田市(南南西約40km), 八戸市(南南東約50km)及び青	
森市(西南西約50km)である。	森市(西南西約50km)である。	
敷地は、北東側の尾駮沼、南側の鷹架沼との間にある弥栄平と呼ばれる	敷地は、北東側の尾駮沼、南側の鷹架沼との間にある弥栄平と呼ばれる	
標高60m前後の台地にある。敷地は,北東部を一部欠き,西側が緩い円弧	標高60m前後の台地にある。敷地は、北東部を一部欠き、西側が緩い円弧	
状の長方形に近い部分と、その南東端から東に向かう帯状の部分からなり、	状の長方形に近い部分と,その南東端から東に向かう帯状の部分からなり,	
帯状の部分は途中で二またに分かれている。総面積は,帯状の部分(一部	帯状の部分は途中で二股に分かれている。総面積は、帯状の部分(一部当	用語・接続詞等の統一
当社濃縮・埋設事業所と共用の運搬専用道路)約30万m ² を含めて約 380	社濃縮・埋設事業所と共用の運搬専用道路)約30万m ² を含めて約390万	敷地の面積及び形状の変更によ
万m ² である。敷地及びその周辺の概況を第1.1-1図~第1.1-3図に示	m ² である。敷地及びその周辺の概況を第1.1-1図から第1.1-3図に示	る変更
す。	- J .	用語・接続詞等の統一

変更前(平成23年2月14日許可)	変 更 後
前略 なお,再処理施設の主要な建物及び構築物を配置する敷地は,造成高が	前略 なお,再処理施設の主要な建物及び構築物を配置する敷地は,
標高約55mで平坦であり,海岸からの距離も約5kmと遠く,海岸は地形 的にも津波の被害が発生しにくい単調な砂浜海岸であり,また,敷地近傍 で観測された潮位は、気象庁八戸検潮所の観測記録(1937年~1986年)に	標高約55mで平坦であり,海岸からの距離も約5kmと遠く,海 的にも津波の被害が発生しにくい単調な砂浜海岸であり,また, で観測された潮位は、気象庁八戸検潮所の観測記録(1937年~20
よれば、H. H. W. L. (最高潮位) が東京湾平均海面(以下「T. M. S. L. 」という。) +2.95m, H. W. L. (朔望平均満潮位)がT.	よれば, 最高潮位(H. H. W. L.) が東京湾平均海面(以下 S. L. 」という。) +1.82m(1943年10月3日台風), 潮汐概
M. S. L. + 0.040m (あるので, 律波や共常制位により彼苦を被るこ とはない。 後略	は、 <u>朔室平均</u> 個潮位(H. W. L.) が過去5年间(2007年~20 おいてT. M. S. L. +0.673mである。 後略



変更前(平成23年2月14日許可)	変 更 後
2.5.3 大気拡散の計算に使用する気象条件	2.5.3 大気拡散の計算に使用する気象条件
(1) 平常時	(1) 平常時
再処理施設の平常時に放出する放射性気体廃棄物の敷地周辺に及ぼす	再処理施設の平常時に放出する放射性気体廃棄物の敷地周辺に及ぼす
影響を評価するに当たっては,敷地内における昭和60年12月から昭和61	影響を評価するに当たっては,敷地内における平成25年4月から平成2
年11月までの1年間の風向,風速及び大気安定度の観測資料から以下に	年3月までの1年間の風向,風速及び大気安定度の観測資料から以下に
示すパラメータを求め、これを用いる。	示すパラメータを求め、これを用いる。
なお、主排気筒放出による影響評価に係る風向風速については、主排	なお、主排気筒放出による影響評価に係る風向風速については、主持
気筒高さ付近の風を代表する地上高 148m(標高 205m)の値とする。	気筒高さ付近の風を代表する地上高146m (標高205m)の値とする。
また、換気筒及び冷却空気出口シャフト(以下これらを合わせて「換気	た,換気筒及び冷却空気出口シャフト(以下「換気筒等」という。)
筒等」という。)からの放出による影響評価に係る風向風速については,	らの放出による影響評価に係る風向風速については、地表付近の風を
地表付近の風を代表する地上高10m(標高69m)の値とする。	表する地上高10m(標高69m)の値とする。
a. 風向別大気安定度別風速逆数の総和及び平均	a. 風向別大気安定度別風速逆数の総和及び平均
風向別大気安定度別風速逆数の総和及び平均は, (2.5-3)式,	風向別大気安定度別風速逆数の総和及び平均は, (2.5-3)式,
(2.5-4) 式によりそれぞれ計算する。	(2.5-4) 式によりそれぞれ計算する。
$s d, s = \sum_{i=1}^{N} \frac{d, s \delta i}{\cup i} \qquad (2.5-3)$	$s d, s = \sum_{i=1}^{N} \frac{d, s \delta i}{U i}$
$\overline{s}d, s = \frac{1}{Nd, s} \cdot \overset{i}{s}d, s \dots \dots$	$\overline{s} d, s = \frac{1}{N d, s} \cdot \overset{i}{s} d, s \dots \dots$
ここで,	ここで、
s <i>d,s</i> :風向別大気安定度別風速逆数の総和 (s/m)	sd,s :風向別大気安定度別風速逆数の総和 (s/m)
N : 実観測回数 (回)	N : 実観測回数 (回)
Ui :時刻 i における風速(m/s)	Ui :時刻 i における風速 (m / s)
$d, s \delta i$:時刻 i において風向 d ,大気安定度 s の場合	<i>d</i> , <i>s</i> δ <i>i</i> : 時刻 <i>i</i> において風向 <i>d</i> , 大気安定度 <i>s</i> の場合
d, s δ <i>i</i> =1, その他の場合d, s δ <i>i</i> =0	<i>d</i> , <i>s</i> δ <i>i</i> = 1 , その他の場合 <i>d</i> , <i>s</i> δ <i>i</i> = 0
Nd,s :風向 d ,大気安定度 s の総出現回数(回)	Nd,s :風向 d ,大気安定度 s の総出現回数(回)

	備	考
す		
20 12	データの更新	
排		
よ か		
代		
,		

変 更 前 (平成23年2月14日許可)	変 更 後	備考
b. 風向出現頻度	b. 風向出現頻度	
風向出現頻度は、(2.5-5)式により計算する。	風向出現頻度は、(2.5-5)式により計算する。	
$fd = \sum_{i=1}^{N} \frac{d \delta i}{N} \times 100 \dots (2.5-5)$	$fd = \sum_{i=1}^{N} \frac{d \delta i}{N} \times 100 \dots (2.5-5)$	
$z \in \zeta^{s}$, ⁱ	ここで, ⁱ	
<i>fd</i> :風向 <i>d</i> の出現頻度(%)	fd : 風向 d の出現頻度(%)	
N : 実観測回数(回)	N : 実観測回数(回)	
$d \circ i$: 風向が $d \circ i = 1$, その他の場合 $d \circ i = 0$	$d \circ i$:風向が $d $ の場合 $d \circ i = 1$, その他の場合 $d \circ i = 0$	
静穏時については,風速は 0.5m/sとし,風向別大気安定度別出現	静穏時については、風速は0.5m/sとし、風向別大気安定度別出現	
回数は,静穏時の大気安定度別出現回数を風速 0.5m/s~2.0m/s	回数は,静穏時の大気安定度別出現回数を風速0.5m/s~2.0m/sの	
の風向出現頻度に応じて比例配分して求める。	風向出現頻度に応じて比例配分して求める。	
以上の計算から求めた主排気筒放出に係る風向別大気安定度別風速逆	以上の計算から求めた主排気筒放出に係る風向別大気安定度別風速逆	
数の総和を第2.5-6表に、風向別大気安定度別風速逆数の平均及び	数の総和を第2.5-6表に、風向別大気安定度別風速逆数の平均及び	
風向別風速逆数の平均を第2.5-7表に、風向出現頻度及び風速0.5	風向別風速逆数の平均を第2.5-7表に,風向出現頻度及び風速0.5	
m/s~ 2.0m/sの風向出現頻度を第2.5-8表に示す。	m/s~2.0m/sの風向出現頻度を第2.5-8表に示す。	
同様に、換気筒等からの放出に係る風向別大気安定度別風速逆数の総	同様に、換気筒等からの放出に係る風向別大気安定度別風速逆数の総	
和を第2.5-9表に,風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風	和を第2.5-9表に,風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風	
速逆数の平均を第2.5-10表に, 風向出現頻度及び風速 0.5m/ s ~	速逆数の平均を第2.5-10表に、風向出現頻度及び風速0.5m/s~	
2.0m/sの風向出現頻度を第2.5-11表に示す。	2.0m/sの風向出現頻度を第2.5-11表に示す。	
(2) 運転時の異常な過渡変化を超える事象及び立地評価事故時	(2) 設計基準事故時	新規制基準記載事項の反映
運転時の異常な過渡変化を超える事象及び立地評価事故時に放出され	設計基準事故時に放出される放射性物質が、敷地周辺の公衆に及ぼす	用語・接続詞の統一
る放射性物質が、敷地周辺の一般公衆に及ぼす影響を評価するに当たっ	影響を評価するに当たって、放射性物質の大気拡散状態を推定するのに	
て,放射性物質の大気拡散状態を推定するのに必要な気象状態について	必要な気象状態については、現地における出現頻度からみて、これより	
は、現地における出現頻度からみて、これより悪い条件がめったに現れ	悪い条件がめったに現れないと言えるものを選ばなければならない。	
ないと言えるものを選ばなければならない。		
変 更 前(平成23年2月14日許可)	変更後	備考
--	---	------------
そこで,線量当量評価に用いる放射性物質の相対濃度(以下「 _x /Q」	そこで,線量評価に用いる放射性物質の相対濃度(以下「χ/Q」とい	用語・接続詞等の統一
という。)を,地上高10m(標高69m)及び地上高 148m(標高 205m)	う。)を、地上高10m(標高69m)及び地上高146m(標高205m)にお	データの更新
における昭和60年12月から昭和61年11月までの1年間の観測資料を使用	ける平成25年4月から平成26年3月までの1年間の観測資料を使用して	
して求めた。すなわち、(2.5-6)式に示すように風向,風速,大気	求めた。すなわち、(2.5-6)式に示すように風向、風速、大気安定	
安定度及び実効放出継続時間を考慮した x / Qを求め,方位別にその値	度及び実効放出継続時間を考慮した x / Qを求め、方位別にその値の小	
の小さい方からの累積度数を年間のデータ数に対する出現頻度(%)と	さい方からの累積度数を年間のデータ数に対する出現頻度(%)として	
して表すことにする。横軸に χ / Qを,縦軸に累積出現頻度をとり,着	表すことにする。横軸に x / Qを,縦軸に累積出現頻度をとり,着目方	
目方位ごとに χ / Qの累積出現頻度分布を書き,この分布から,累積出	位ごとに χ / Qの累積出現頻度分布を書き、この分布から、累積出現頻	
現頻度が97%に当たるχ/Qを方位別に求め,そのうち最大のものを安	度が97%に当たるχ/Qを方位別に求め、そのうち最大のものを安全評	
全評価に使用する相対濃度とする。	価に使用する相対濃度とする。	
ただし, χ/Qの計算の着目地点は, 各方位とも敷地境界とし, 着目	ただし, x/Qの計算の着目地点は,各方位とも敷地境界とし,着目	
地点以遠でχ/Qが最大になる場合は, そのχ/Qを着目地点における	地点以遠で _ス /Qが最大になる場合は,その _ス /Qを着目地点における	
当該時刻のχ∕♀とする。	当該時刻のχ∕♀とする。	
$\alpha / \mathbf{Q} = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^{T} (\alpha / \mathbf{Q}) \ i \cdot \delta i \qquad (2.5 - 6)$	$\chi / Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^{T} (\chi / Q) i \cdot \delta i \dots \dots$	
ここで,	ここで,	
x/Q :実効放出継続時間中の相対濃度 (s/m ³)	χ/Q :実効放出継続時間中の相対濃度(s/m ³)	
T : 実効放出継続時間(h)	T : 実効放出継続時間(h)	
(χ/Q) <i>i</i> :時刻 <i>i</i> における相対濃度 (s/m ³)	(_{<i>x</i> ∕ Q)<i>i</i> :時刻 <i>i</i> における相対濃度 (s ∕ m³)}	
<i>δ i</i> : 時刻 <i>i</i> において風向が当該方位にあるとき	<i>δ i</i> : 時刻 <i>i</i> において風向が当該方位にあるとき	
$\delta i = 1$	$\delta i = 1$	
時刻iにおいて風向が他の方位にあるとき	時刻 i において風向が他の方位にあるとき	
$\delta i = 0$	$\delta i = 0$	
$(\chi/Q)i$ の計算に当たっては、短時間放出の場合、方位内で風向	(_x /Q) <i>i</i> の計算に当たっては,短時間放出の場合,方位内で風向	
軸が一定と仮定して(2.5-7)式で計算し,長時間放出の場合,当該	軸が一定と仮定して(2.5-7)式で計算し,長時間放出の場合,当該	

変更前(平成23年2月14日許可)	変更後
方位における放射性物質の全量が一方位内のみに一様分布すると仮定し	方位における放射性物質の全量が一方位内のみに一様分布すると仮定し
て, (2.5-8)式で計算する。	て, (2.5-8)式で計算する。
短時間放出の場合	短時間放出の場合
$(_{\chi} /_{Q})i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma yi \cdot \sigma zi \cdot \cup i} \cdot exp \left(-\frac{H^2}{2 \sigma zi^2}\right) \cdots (2.5-7)$	$(\chi / Q)i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma yi \cdot \sigma zi \cdot \cup i} \cdot exp \ \left(-\frac{H^2}{2 \sigma zi^2}\right) \ \cdots \ \left(2.5 - 7\right)$
長時間放出の場合	長時間放出の場合
$(\chi/Q)i = \frac{2.032}{\sigma zi \cdot Ui \cdot x} \cdot exp \left(-\frac{H^2}{2 \sigma zi^2}\right) \cdots \left(2.5-8\right)$	$(\chi / Q)i = \frac{2.032}{\sigma zi \cdot U i \cdot x} \cdot exp \ (-\frac{H^2}{2 \sigma zi^2}) \cdots (2.5 - 8)$
$2.032 = \sqrt{\frac{2}{\pi}} \times \frac{16}{2\pi}$	$2.032 = \sqrt{\frac{2}{\pi}} \times \frac{16}{2\pi}$
ここで,	ここで,
σ yi:時刻 i における濃度分布の水平方向の拡がりのパラメータ	σ yi:時刻 i における濃度分布の水平方向の拡がりのパラメータ
(m)	(m)
σ zi:時刻 i における濃度分布の高さ方向の拡がりのパラメータ	σ zi: 時刻 i における濃度分布の高さ方向の拡がりのパラメータ
(m)	(m)
Ui:時刻 i における風速(m/s)	<i>∪i</i> :時刻 <i>i</i> における風速 (m∕s)
H : 放出源の有効高さ(m)	H : 放出源の有効高さ (m)
x : 放出地点から着目地点までの距離(m)	x : 放出地点から着目地点までの距離(m)
方位別 _ス /Qの累積出現頻度の計算に使用する風向風速は,放射性物	方位別 _x /Qの累積出現頻度の計算に使用する風向風速は,放射性物
質の放出位置によって、建屋から直接放出される場合は地表付近の風を	質の放出位置によって、建屋から直接放出される場合は地表付近の風を
代表する地上高10m(標高69m)の風向風速とし、主排気筒放出の場合	代表する地上高10m(標高69m)の風向風速とし,主排気筒放出の場合
は, 主排気筒高さ付近の風を代表する地上高 148m(標高 205m)の風	は,主排気筒高さ付近の風を代表する地上高146m(標高205m)の風向
向風速とする。静穏の場合には風速を 0.5m/sとして計算し,その風	風速とする。静穏の場合には風速を0.5m/sとして計算し,その風向
向は静穏出現前の風向を使用する。	は静穏出現前の風向を使用する。
主排気筒放出に係る放出源の有効高さについては、各方位ごとに風洞	主排気筒放出に係る放出源の有効高さについては、方位ごとに風洞実
実験により求めた第2.5-5表の値を使用する。また,建屋から直接放	験により求めた第2.5-5表の値を使用する。また,建屋から直接放出
出される場合は、放出源の有効高さを0mとする。	される場合は,放出源の有効高さを0mとする。

		備	考
	変更なし		
L			
h/m			
か			
合			
向			
向			
実			
田			



	備考
	ICRP1990 年勧告の法令への取り
И IX	入れに伴う変更
禄	
, す	
ガ	数式番号修正
]	



	備考
-T.b.	
5	
, .5 を	ICRP1990 年勧告の法令への取り 入れに伴う変更
7	
_	用語・接続詞の統一
,	

変 更 前(平成23年2月14日許可)	変 更 後
添付書類六	
1.3 放射線のしゃへいに関する設計	1.3 放射線の <u>遮蔽</u> に関する設計
再処理施設のしゃへい設計に当たっては、周辺監視区域外の線量及び放	再処理施設の遮蔽設計に当たっては、周辺監視区域外の線量及び放射線
射線業務従事者の線量が、平成12年科学技術庁告示第13号に定められた線	業務従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する
量限度を十分に下回るようにする。	規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力
	規制委員会告示第8号)」(以下「線量告示」という。)に定められた線
	量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事
	者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため,
	以下の対策を講ずる設計とする。
	なお、再処理設備本体等のしゅん工後は、再処理施設に受け入れるまで
	の冷却期間が概ね12年以上(燃料貯蔵プールの容量3,000 t ・U _{Pr} のうち
	冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600t・U _{Pr} 未満,そ
	れ以外は冷却期間12年以上), せん断処理するまでの冷却期間が15年以上
	となるが、安全側になることが明らかであることから、旧申請書での使用
	済燃料仕様等を変更しない。
1.3.1 しゃへい設計の基本方針	1.3.1 遮蔽 設計の基本方針
(1) 再処理施設は,通常運転時,定期検査時等において,放射線業務従事	(1) 再処理施設は,通常運転時,定期検査時等において,放射線業務従事
者の受ける線量が, 平成12年科学技術庁告示第13号に定められた線量限	者の受ける線量が、「線量告示」に定められた線量限度を超えないよう
度を超えないようにすることはもちろん、放射線業務従事者の立入場所	にすることはもちろん、放射線業務従事者の立ち入り場所における線量
における線量当量又は線量を合理的に達成できる限り低くする設計とす	を合理的に達成できる限り低くする設計とする。
3 °	

	備考
線	ひらがなの常用漢字化
る 力 線 事	線量告示改正に伴う変更 新規制基準の第3条要求による 変更
で ち, そ 上 用	使用済燃料の冷却期間の変更
事	ひらがなの常用漢字化
う 量	線量告示改正に伴う変更 表現修正(推敲のため)

変更前(平成23年2月14日許可)	変 更 後	備考
7.2.5.4 系統構成及び主要設備	7.2.5.4 系統構成及び主要設備	
i. 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	i. 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備は、以下の系統で構成する。	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備は、以下の系統で構成する。	
高レベル廃液ガラス固化建屋給気系	高レベル廃液ガラス固化建屋給気系	
高レベル廃液ガラス固化建屋排気系	高レベル廃液ガラス固化建屋排気系	
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備系統概要図を第7.2-27図に,	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備系統概要図を第7.2-27図に,	
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の主要設備の仕様を第7.2-22表	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の主要設備の仕様を第7.2-22表	
に示す。	に示す。	
高レベル廃液ガラス固化建屋給気系は、高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固化建屋給気系は、高レベル廃液ガラス固化建屋	
の管理区域へ外気を供給するため、建屋給気ユニット及び建屋送風機で	の管理区域へ外気を供給するため、建屋給気ユニット及び建屋送風機で	
構成する。	構成する。	
高レベル廃液ガラス固化建屋排気系は, 6系統の排気系を設置する。	高レベル廃液ガラス固化建屋排気系は, 6系統の排気系を設置する。	
高レベル廃液ガラス固化建屋排気系は、高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固化建屋排気系は、高レベル廃液ガラス固化建屋	
の汚染のおそれのある区域の負圧維持,排気の浄化及び排気の主排気筒	の汚染のおそれのある区域の負圧維持,排気の浄化及び排気の主排気筒	
の排気口からの排出のため, 建屋排気フィルタ ユニット,貯蔵ピット収	の排気口からの排出のため,建屋排気フィルタ ユニット,貯蔵ピット	
納管排気フィルタ ユニット, セル排気フィルタ ユニット, []固化セル圧	収納管排気フィルタ ユニット, セル排気フィルタ ユニット, 固化セル	固化セル圧力放出系の高性能粒
力放出系排気フィルタ ユニット,固化セル換気系前置フィルタ ユニッ	圧力放出系前置フィルタ ユニット,固化セル圧力放出系排気フィルタ	子フィルタの1段から2段への
ト,固化セル換気系排気フィルタ ユニット,フード排気フィルタ ユニッ	ユニット,固化セル換気系前置フィルタ ユニット,固化セル換気系排	変更
ト,建屋排風機,貯蔵ピット収納管排風機,セル排風機,固化セル換気系	気フィルタ ユニット,フード排気フィルタ ユニット,建屋排風機,貯	
排風機及びフード排風機で構成する。	蔵ピット収納管排風機,セル排風機,固化セル換気系排風機及びフード	
	排風機で構成する。	
また、固化セルには、セル内の除熱を行うため、セル内クーラを設置	また、固化セルには、セル内の除熱を行うため、セル内クーラを設置	
するとともに、固化セルから建屋内への逆流を防止するため、固化セル	するとともに、固化セルから建屋内への逆流を防止するため、固化セル	
への給気系に固化セル隔離ダンパを設置する。	への給気系に固化セル隔離ダンパを設置する。	
なお、固化セル圧力放出系は、固化セル内圧力が万一異常に上昇した	固化セル圧力放出系は、固化セル内圧力が万一異常に上昇した場合に	
場合に固化セル内を排気する系統である。	固化セル内を排気する系統である。	

	変	更前	前(平成23年2月14日許可)				変 更 後	
	第7.	2-22表	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の 主要設備の仕様		第	7.2-22表	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の 主要設備の仕様	
(1)	高レベル	~廃液ガラ	ス固化建屋給気系	(1)	高レベ	ル廃液ガラ	ス固化建屋給気系	
а.	建屋送風	し機		a .	建屋送	風機		
	台	数	2		台	数	2	
	容	量	約9万m ³ /h(1台当たり)		容	量	約9万m ³ /h (1台当たり)	
(2)	高レベル	~廃液ガラ	ス固化建屋排気系	(2)	高レベ	ル廃液ガラ	ス固化建屋排気系	
а.	建屋排気	ミフィルタ	ユニット	a .	建屋排	気フィルタ	ユニット	
	種	類	高性能粒子フィルタ1段内蔵形		種	類	高性能粒子フィルタ1段内蔵形	
	基	数	11(うち1基は予備)		基	数	11 (うち1基は予備)	
	粒子阅	法効率	99.9%以上(0.3µmDOP粒子)		粒子	除去効率	99.9%以上 (0.3µmDOP粒子)	
	容	量	約1万2千m ³ /h(1基当たり)		容	皇	約1万2千m ³ /h(1基当たり)	
b.	建屋排風	し機		b .	建屋排	風機		
	台	数	2		台	数	2	
	容	量	約5万5千m ³ /h(1台当たり)		容	量	約5万5千m ³ /h (1台当たり)	
с.	貯蔵ピッ	, ト収納管	排気フィルタ ユニット	с.	貯蔵ピ	ット収納管	排気フィルタ ユニット	
	種	類	高性能粒子フィルタ1段内蔵形		種	類	高性能粒子フィルタ1段内蔵形	
	基	数	2(うち1基は予備)		基	数	2 (うち1基は予備)	
	粒子阅	≹去効率	99.9%以上(0.3µmDOP粒子)		粒子	除去効率	99.9%以上 (0.3µmDOP粒子)	
	容	量	約50m ³ /h(1基当たり)		容	量	約50m ³ /h (1基当たり)	
d.	貯蔵ピ _ッ	・ト収納管	排風機	d .	貯蔵ピ	ット収納管	排風機	
	台	数	2(うち1台は予備)		台	数	2 (うち1台は予備)	
	容	量	約50m ³ /h(1台当たり)		容	量	約50m ³ /h (1台当たり)	

	備	考	
変更なし			

	変 更 後
e. セル排気フィルタ ユニット	e. セル排気フィルタ ユニット
種 類 高性能粒子フィルタ1段内蔵形	種 類 高性能粒子フィルタ1段内蔵形
基 数 7(うち1基は予備)	基 数 7 (うち1基は予備)
粒子除去効率 99.9%以上(0.3μmDOP粒子)	粒子除去效率 99.9%以上(0.3μmDOP粒子)
容 量 約1万2千m ³ /h(1基当たり)	容 量 約1万2千m ³ /h (1基当たり)
f. セル排風機	f. セル排風機
台 数 2(うち1台は予備)	台 数 2 (うち1台は予備)
容 量 約6万5千m ³ /h(1台当たり)	容 量約6万5千m ³ /h(1台当たり)
	g. 固化セル圧力放出系前置フィルタ ユニット
3	種類 高性能粒子フィルタ1段内蔵形
3	基数2(うち1基は予備)
3	粒子除去効率 99.9%以上(0.3µmDOP粒子)
}	容量 約1千m ³ /h(1基当たり) 3
}固化セル圧力放出系排気フィルタ ユニット	h] 固化セル圧力放出系排気フィルタ ユニット
種 類 高性能粒子フィルタ1段内蔵形	種 類 高性能粒子フィルタ1段内蔵形
基 数 2(うち1基は予備)	基 数 2 (うち1基は予備)
粒子除去效率 99.9%以上(0.3μmDOP粒子)	粒子除去效率 99.9%以上(0.3μmDOP粒子)
容 量 約1千m ³ /h(1基当たり)	容 量 約1千m ³ /h (1基当たり)
固化セル換気系前置フィルタ ユニット	(i) 固化セル換気系前置フィルタ ユニット
種類類	種一類
洗 浄 塔 棚段塔	洗 浄 塔 棚段塔
凝 縮 器 たて置多管式	凝 縮 器 たて置多管式
	ミスト フィルタ たて置円筒形
ミスト フィルタ たて置円筒形	
ミスト フィルタ たて置円筒形 ルテニウム吸着塔 箱形	ルテニウム吸着塔 箱形

備考
固化セル圧力放出系の高性能粒
子フィルタの1段から2段への ***
変 史
章番号修正

変更	前(平成23年2月14日許可)	
洗净堆	5 1	洗 浄 塔 1
凝縮者	÷ 1	凝縮器 1
ミスト	フィルタ 2 (うち1基は予備)	ミスト フィルタ 2(うち1基は予備)
ルテニウ	7ム吸着塔 1	ルテニウム吸着塔 1
容 量	約440m ³ /h(1基当たり)	容 量 約440m ³ /h(1基当たり)
i ·] 固化セル換気	〔系排気フィルタ ユニット	() 固化セル換気系排気フィルタ ユニット
₩ 種 類	高性能粒子フィルタ2段内蔵形	種 類 高性能粒子フィルタ2段内蔵形
基 数	2(うち1基は予備)	基 数 2 (うち1基は予備)
粒子除去郊	b率 99.9%以上(0.3μmDOP粒子) /段	粒子除去効率 99.9%以上(0.3μmDOP粒子)/段
容 量	約440m ³ /h(1基当たり)	容 量 約440m ³ /h(1基当たり)
(う) 固化セル換気	〔系排風機	(k) 固化セル換気系排風機
台 数	2(うち1台は予備)	台 数 2 (うち1台は予備)
容 量	約440m ³ /h(1台当たり)	容 量 約440m ³ /h(1台当たり)
	イルタ ユニット	(1) フード排気フィルタ ユニット
 種 類	高性能粒子フィルタ1段内蔵形	種 類 高性能粒子フィルタ1段内蔵形
基 数	2(うち1基は予備)	基 数 2 (うち1基は予備)
粒子除去郊	b率 99.9%以上(0.3μmDOP粒子)	粒子除去効率 99.9%以上(0.3μmDOP粒子)
容 量	約9千m ³ /h(1基当たり)	容 量 約9千m ³ /h (1基当たり)
(1) フード排風機		(m) フード排風機
台 数	2	台 数 2
容 量	約3千500m ³ /h(1台当たり)	容 量 約3千500m ³ /h(1台当たり)
(m) セル内クーラ	;	n セル内クーラ
種 類	フィン付き管熱交換式	種 類 フィン付管熱交換式
基 数	10	基 数 10
容 量	約70 k W (約6万 kc al / h) (1 基当たり)	容 量 約70 k W (約6万 kcal/h) (1 基当たり)

備考
章番号修正



	備考
^{フード編系ス717} キュニット フード編編 (建産編系)	国化セル圧力放出系の高性能粒
(建産編系)	子フィルタの1段から2段への
第7.2-27図 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備系統概要図	変更

変更前(平成23年2月14日許可)	変 更 後
添付書類七	
5.1.2.1.2 計算のための前提条件	 5.1.2.1.2 計算のための前提条件 (1) 放出源の有効高さは、地上高に吹上げ高さを加算したものを、風洞 実験により補正した値とする。主排気筒の有効高さを、第5.1-1表に示す。 (2) 気象条件 (2) 気象条件 気象条件は、敷地内における平成25年4月から平成26年3月までの14年間の観測による気象資料を、気象指針等に基づき旅計処理した結果を使用する。 大気拡散の計算に使用する方位別大気安定度別風速遊数の総和は、主排気筒について第5.1-2表に示すとおりである。 また、降水沈着の計算に使用する方位別大気安定度別無体が期間割合及び方位別大気安定度別降水強度は、主排気筒についてそれぞれ第5.1-3表及び第5.1-4表に示すとおりである。

	備考
n C	
_	
l ř	データの更新

変 更 前 (平成23年2月14日許可) 変更後 5.1.2.2.6 実効線量の評価結果 5.1.2.2.6 実効線量の評価結果 計算結果の足し合わせ 計算結果の足し合わせ 気体廃棄物による実効線量の計算結果については、各経路の実効線量 気体廃棄物による実効線量の計算結果については、各経路の実効線 を次のように足し合わせた。放射性雲からの外部被ばく、地表沈着によ を次のように足し合わせた。放射性雲からの外部被ばく、地表沈着に る外部被ばく及び呼吸摂取による内部被ばくは、1地点において同時に る外部被ばく及び呼吸摂取による内部被ばくは、1地点において同時 被ばくするものとし、 各地点ごとにそれぞれの実効線量を加算し、その 被ばくするものとし、地点ごとにそれぞれの実効線量を加算し、その 結果が最大となる地点での実効線量を評価結果とした。3経路合計の実 果が最大となる地点での実効線量を評価結果とした。3経路合計の実 効線量の方位別最大値を第5.1-23表に示す。また、農・畜産物の摂取 線量の方位別最大値を第5.1-23表に示す。また、農・畜産物の摂取 による内部被ばくについては、農・畜産物の種類ごとに、その農・畜産 よる内部被ばくについては、農・畜産物の種類ごとに、その農・畜産 物摂取による実効線量の最大値をそれぞれ加算し、評価結果とした。 摂取による実効線量の最大値をそれぞれ加算し、評価結果とした。 (2) 評価結果 (2) 評価結果 主排気筒から放出される気体廃棄物中の放射性物質による実効線量の 主排気筒から放出される気体廃棄物中の放射性物質による実効線量 評価を行った結果は、第5.1-24表に示すとおりである。 評価を行った結果は、第5.1-24表に示すとおりである。 放射性雲からの外部被ばくに係る実効線量、地表沈着による外部被ば 放射性雲からの外部被ばくに係る実効線量、地表沈着による外部被 くに係る実効線量及び呼吸摂取による内部被ばくに係る実効線量の合計 くに係る実効線量及び呼吸摂取による内部被ばくに係る実効線量の合 が最大となるのは、主排気筒からE方向約690m地点であり、その値 が最大となるのは,主排気筒からESE方向約1,100m地点であり,その 値は年間約8.0×10-3mSvである。この地点を第5.1-1図に示す。 年間約8.3×10⁻³mSvである。この地点を第5.1-1図に示す。 農・畜産物摂取による内部被ばくに係る実効線量は、敷地境界外を対 農・畜産物摂取による内部被ばくに係る実効線量は、敷地境界外を 象として計算した結果、年間約1.1×10⁻²mSvであり、気体廃棄物中の 象として計算した結果,年間約1.1×10⁻²mSvであり,気体廃棄物中 放射性物質に係る各被ばく経路の実効線量の合計は、年間約1.9×10-2 放射性物質に係る各被ばく経路の実効線量の合計は、年間約1.9×10mSvである。 mSvである。 なお、北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒及び冷却空気出ロシ なお、北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒及び冷却空気出 シャフトからの気体廃棄物の放出量は十分小さく, 公衆の実効線量 ャフトからの気体廃棄物の放出量は十分小さく, 一般公衆の実効線量は, 主排気筒からの放出に起因する実効線量に比べて十分小さい。 主排気筒からの放出に起因する実効線量に比べて十分小さい。

	備考
量	
L	
結	
効	
1 -	表現修正(推敲のため)
初	
Ф	
.,	
ば	
計	
は	
対	気象条件変更に伴う線量評価の
Ø	変更(方向及び線量の修正)
- 2	
П	
は,	
	用語・接続詞等の統一

変 更 前(平成23年2月14日許可)	変 更 後	備考
5.1.2.3.4 皮膚の等価線量の評価結果	5.1.2.3.4 皮膚の等価線量の評価結果	
(1) 計算結果の足し合わせ	 計算結果の足し合わせ 	
気体廃棄物による皮膚の等価線量の計算結果については、各経路の皮	気体廃棄物による皮膚の等価線量の計算結果については、各経路の皮	
膚の等価線量を次のように足し合わせた。放射性雲からの外部被ばく及	膚の等価線量を次のように足し合わせた。放射性雲からの外部被ばく及	
び地表沈着による外部被ばくは、1地点において同時に被ばくするもの	び地表沈着による外部被ばくは、1地点において同時に被ばくするもの	
とし、各地点ごとにそれぞれの皮膚の等価線量を加算し、その結果が最	とし, 地点ごとにそれぞれの皮膚の等価線量を加算し, その結果が最大	
大となる地点での皮膚の等価線量を評価結果とした。	となる地点での皮膚の等価線量を評価結果とした。	
(2) 評価結果	(2) 評価結果	表現修正(推敲のため)
主排気筒から放出される気体廃棄物中の放射性物質による皮膚の等価	主排気筒から放出される気体廃棄物中の放射性物質による皮膚の等価	
線量の評価を行った結果は、第5.1-30表に示すとおりである。	線量の評価を行った結果は、第5.1-30表に示すとおりである。	
皮膚の等価線量の合計が最大となるのは、主排気筒からW方向約970	皮膚の等価線量の合計が最大となるのは、主排気筒からESE方向約	
m地点であり,その値は年間約1.9×10 ⁻¹ mSvである。この地点を第	1,100m地点であり,その値は年間約1.6×10 ⁻¹ mSvである。この地	
5.1-1図に示す。	 点を第5.1-1図に示す。	気象条件変更に伴う線量評価の
なお、北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒及び冷却空気出ロシ	なお、北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒及び冷却空気出ロシ	変更(方向及び線量の修正)
ャフトからの気体廃棄物の放出量は十分小さく, 一般公衆の皮膚の等価	ャフトからの気体廃棄物の放出量は十分小さく, 公衆の皮膚の等価線量	
線量は、主排気筒からの放出に起因する皮膚の等価線量に比べて十分小	は、主排気筒からの放出に起因する皮膚の等価線量に比べて十分小さい。	
さい。		用語・接続詞等の統一

変更前(平成23年2月14日許可)	変更後
5.1.4 線量の評価結果	5.1.4 線量の評価結果
5.1.4.1 実効線量	5.1.4.1 実効線量
5.1.4.1.1 実効線量の評価結果のまとめ	5.1.4.1.1 実効線量の評価結果のまとめ
実効線量の評価結果は、第5.1-51表に示すとおりである。	実効線量の評価結果は、第5.1-51表に示すとおりである。
放射性雲からの外部被ばく、地表沈着による外部被ばく及び呼吸摂取に	放射性雲からの外部被ばく、地表沈着による外部被ばく及び呼吸摂取に
よる内部被ばくについては、1地点において同時に被ばくするものとし、	よる内部被ばくについては、1 地点において同時に被ばくするものとし、
計算地点を周辺監視区域外として, 各地点ごとにそれぞれの実効線量を加	計算地点を周辺監視区域外として, 地点ごとにそれぞれの実効線量を加算
毎し,敷地境界と周辺監視区域境界がほぼ一致しているので,その結果が	し,敷地境界と周辺監視区域境界がほぼ一致しているので,その結果が最
最大となる地点での値を、将来の居住の可能性を考慮して敷地境界外にお	大となる地点での値を、将来の居住の可能性を考慮して敷地境界外におけ
ける人を対象とした評価結果とする。また、農・畜産物の摂取については、	る人を対象とした評価結果とする。また、農・畜産物の摂取については、
5.1.2.2.5における作物中の放射性物質濃度の計算地点を将来の農地の可	5.1.2.2.5における作物中の放射性物質濃度の計算地点を将来の農地の可
能性を考慮して敷地境界外として、漁業活動等による被ばく及び海産生	能性を考慮して敷地境界外として,漁業活動等による被ばく及び海産生
物の摂取については, 5.1.3.2.2及び5.1.3.2.3における現実に存在する	物の摂取については, 5.1.3.2.2及び5.1.3.2.3における現実に存在する
被ばく経路に生活する人を対象として評価した結果、気体廃棄物中の放射	被ばく経路に生活する人を対象として評価した結果、気体廃棄物中の放射
性物質による実効線量及び液体廃棄物中の放射性物質による実効線量の合	性物質による実効線量及び液体廃棄物中の放射性物質による実効線量の合
計は,年間約2.2×10 ⁻² mSvである。	計は, 年間約2.2×10 ⁻² mSvである。
5.1.4.1.2 年齢グループ別の実効線量	5.1.4.1.2 年齢グループ別の実効線量

成人以外に幼児及び乳児を対象とし、呼吸率、食品摂取量並びに呼吸摂 取及び経口摂取による実効線量係数の年齢依存性を考慮して、幼児及び乳 児の実効線量の成人に対する割合を計算する。

幼児及び乳児の内部被ばくによる実効線量は次のようにして求める。す なわち、呼吸摂取による内部被ばくについては、核種ごとに、呼吸率の成 人に対する比及び呼吸摂取による実効線量係数の成人に対する比を,成人 の呼吸摂取による実効線量に乗じて、その総和を求める。農・畜産物及び

成人以外に幼児及び乳児を対象とし、呼吸率、食品摂取量並びに呼吸打 取及び経口摂取による実効線量係数の年齢依存性を考慮して、幼児及び 児の実効線量の成人に対する割合を計算する。

幼児及び乳児の内部被ばくによる実効線量は次のようにして求める。 なわち、呼吸摂取による内部被ばくについては、核種ごとに、呼吸率の 人に対する比及び呼吸摂取による実効線量係数の成人に対する比を、成 の呼吸摂取による実効線量に乗じて、その総和を求める。農・畜産物及

	備考
17	
, 算	
最	
け	表現修正(推敲のため)
,	
<u>म</u>	
生	
る	
射 	
谷	
摂	
可	
す	
成	
人	
Ŭ	

変 更 前(平成23年2月14日許可)

海産物摂取による内部被ばくについては,核種ごとに,食品摂取量の成人 に対する比及び経口摂取による実効線量係数の成人に対する比を,成人の 農・畜産物及び海産物摂取による実効線量に乗じて,その総和を求める。 各年齢グループの外部被ばくによる実効線量は,気体廃棄物中の放射性 物質による実効線量については成人と同じとし,液体廃棄物中の放射性物 質による漁業活動及び海中作業に係る実効線量については,幼児及び乳児 はこれらの作業を行わないことから,考慮しない。

計算結果は,成人の実効線量を1とした場合,幼児について約1.1,乳 児について約0.94の割合である。 海産物摂取による内部被ばくについては,核種ごとに,食品摂取量の成 に対する比及び経口摂取による実効線量係数の成人に対する比を,成人 農・畜産物及び海産物摂取による実効線量に乗じて,その総和を求める。

変更後

各年齢グループの外部被ばくによる実効線量は,気体廃棄物中の放射 物質による実効線量については成人と同じとし,液体廃棄物中の放射性 質による漁業活動及び海中作業に係る実効線量については,幼児及び乳 はこれらの作業を行わないことから,考慮しない。

計算結果は,成人の実効線量を1とした場合,幼児について約1.1, 児について約0.96の割合である。

	備考
人	
Ø	
0	
性	
物	
児	
彩	
	データの更新

変更前(平成23年2月14日許可)		備考
5.1.4.2 皮膚及び眼の水晶体の等価線量	5.1.4.2 皮膚及び眼の水晶体の等価線量	
皮膚の等価線量の評価結果は、第5.1-52表に示すとおりである。	皮膚の等価線量の評価結果は、第5.1-52表に示すとおりである。	
気体廃棄物中の放射性物質による皮膚の等価線量及び液体廃棄物中の放	気体廃棄物中の放射性物質による皮膚の等価線量及び液体廃棄物中の放	
射性物質による皮膚の等価線量の合計は、年間約2.0×10 ⁻¹ mSvである。	射性物質による皮膚の等価線量の合計は,年間約1.6×10 ⁻¹ mSvである。	
なお、眼の水晶体の等価線量は、ガンマ線については皮膚の等価線量と	なお、眼の水晶体の等価線量は、ガンマ線については皮膚の等価線量と	
同程度であり、ベータ線については皮膚の等価線量よりも小さいため、法	同程度であり、ベータ線については皮膚の等価線量よりも小さいため、法	気象条件変更に伴う線量評価の
令に定められた等価線量限度を十分下回る。	令に定められた等価線量限度を十分下回る。	変更(線量の修正)

変 更 前 (平成23年2月14日許可)	変更後	備考
5.3 線量評価結果	5.3 線量評価結果	
5.3.1 実効線量	5.3.1 実効線量	
再処理施設から放出される気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質に	再処理施設から放出される気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質に	
よる敷地境界外の一般公衆の実効線量は、年間約2.2×10 ⁻² mSvと評	よる敷地境界外の公衆の実効線量は、年間約2.2×10 ⁻² mSvと評価さ	用語・接続詞等の統一
価され、十分小さい。	れ、十分小さい。	
呼吸率,食品摂取量並びに呼吸摂取及び経口摂取による実効線量係数の	呼吸率, 食品摂取量並びに呼吸摂取及び経口摂取による実効線量係数の	
年齢依存性を考慮した年齢グループ別の実効線量の成人に対する割合を計	年齢依存性を考慮した年齢グループ別の実効線量の成人に対する割合を計	
算した結果は,成人の実効線量を1とした場合,幼児について約1.1,乳	算した結果は,成人の実効線量を1とした場合,幼児について約1.1,乳	
児について約0.94の割合である。	児について約0.96である。	データの更新
再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による敷地境界外におけ	再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による敷地境界外におけ	
る実効線量は、年間約6×10 ⁻³ mSvと評価されており、十分小さな値と	る実効線量は、年間約6×10 ⁻³ mSvと評価されており、十分小さな値と	
なるように施設配置及びしゃへい設計がなされている。	なるように施設配置及び遮蔽設計がなされている。	ひらがなの常用漢字化
このように、平常時における一般公衆の実効線量は、合理的に達成でき	このように、平常時における公衆の実効線量は、合理的に達成できる限	用語・接続詞等の統一
る限り低くなっており、放射性物質の放出に伴う実効線量並びに施設から	り低くなっており、放射性物質の放出に伴う実効線量並びに施設からの直	
の直接線及びスカイシャイン線による実効線量を足し合わせても十分小さ	接線及びスカイシャイン線による実効線量を足し合わせても十分小さく,	
く, 法令に定められた線量限度を十分下回る。	「線量告示」に定められた線量限度を十分下回る。	線量告示改正に伴う変更
〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜	なお,廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設に起因する実効線量を考	
慮しても, 平常時における―般公衆の実効線量は, 法令に定められた線量	慮しても, 平常時における 公衆の実効線量は, 「線量告示」に定められた	用語・接続詞等の統一
限度を十分下回る。	線量限度を十分下回る。	線量告示改正に伴う変更

変 更 前(平成23年2月14日許可)	変更後
5.3.2 皮膚及び眼の水晶体の等価線量	5.3.2 皮膚及び眼の水晶体の等価線量
再処理施設から放出される気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質に	再処理施設から放出される気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質に
よる皮膚の等価線量は,年間約2.0×10 ⁻¹ mSvと評価され,十分小さ	よる皮膚の等価線量は、年間約1.6×10 ⁻¹ m S v と評価され、十分小さ
$\langle v \rangle_{o}$	۷ ^۰ ۰
再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による敷地境界外におけ	再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による敷地境界外におけ
る皮膚の等価線量は、実効線量と同程度であり、十分小さな値となるよ	る皮膚の等価線量は、実効線量と同程度であり、十分小さな値となるよう
うに施設配置及びしゃへい設計がなされている。	に施設配置及び遮蔽設計がなされている。
このように、平常時における一般公衆の皮膚の等価線量は、放射性物質	このように、平常時における公衆の皮膚の等価線量は、放射性物質の放
の放出に伴う皮膚の等価線量並びに施設からの直接線及びスカイシャイン	出に伴う皮膚の等価線量並びに施設からの直接線及びスカイシャイン線に
線による皮膚の等価線量の両方を考慮しても十分小さく、法令に定められ	よる皮膚の等価線量の両方を考慮しても十分小さく、「線量告示」に定め
た等価線量限度を十分下回る。	られた等価線量限度を十分下回る。
眼の水晶体の等価線量は、ガンマ線及び中性子線については実効線量と	眼の水晶体の等価線量は、ガンマ線及び中性子線については実効線量と
同程度であり,ベータ線については皮膚の等価線量よりも小さいため,法	同程度であり、ベータ線については皮膚の等価線量よりも小さいため、
令に定められた等価線量限度を十分下回る。	「線量告示」に定められた等価線量限度を十分下回る。
なお、平常時における一般公衆の皮膚の等価線量及び眼の水晶体の等価	なお、平常時における公衆の皮膚の等価線量及び眼の水晶体の等価線量
線量は、廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設に起因する皮膚の等価線	は,廃棄物管理施設及びMOX 燃料加工施設に起因する皮膚の等価線量及
量及び眼の水晶体の等価線量を考慮しても、法令に定められた線量限度を	び眼の水晶体の等価線量を考慮しても、「線量告示」に定められた線量限
十分下回る。	度を十分下回る。

	備考
に	
さ	気象条件変更に伴う評価結果の
	反映(線量の修正)
け	
õ	
	ひらがなの常用漢字化
放	用語・接続詞等の統一
に	
め	線量告示改正に伴う変更
F	
,	
	線量告示改正に伴う変更化
量	用語・接続詞等の統一
及	
限	線量告示改正に伴う変更

変 更 前(平成23年2月14日許可)	変 更 後	備考
添付書類八		
3.8.4 放射性物質の放出量及び線量当量の評価	3.8.4 放射性物質の放出量及び線量の評価	 ICRP1990 年勧告の法令への取り
3.8.4.1 放射性物質の放出量	3.8.4.1 放射性物質の放出量	入れに伴う変更
(1) 解析条件	(1) 解析条件	
e. 固化セル圧力放出系排気フィルタ ユニットの高性能粒子フィルタは	e. 固化セル圧力放出系排気フィルタ ユニットの高性能粒子フィルタは	固化セル圧力放出系の高性能粒
1段であり、ルテニウム以外の放射性エアロゾルに対して、高性能粒子	2段であり、ルテニウム以外の放射性エアロゾルに対して、高性能粒	子フィルタの1段から2段への
フィルタの除去効率は99.9%とする。	子フィルタの除去効率は <u>99.999%</u> とする。	変更



備考
1
ICRP1990 年勧告の法令への取り
入れに伴う変更
2
固化セル圧力放出系の高性能粒
子フィルタの1段から2段への 亦再
変更
1



固化セル圧力放出系の高性創	宦粒
子フィルタの1段から2段へ	への
変更	

2. 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への影響

本変更による再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への の適合性への影響について確認した。

<u>本変更により影響を受けると考える条文は、「第三条</u>遮蔽等」、「第四 <u>条</u>閉じ込めの機能」、「第十条 再処理施設への人の不法な侵入等の防 止」、「第十六条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防 止」、「第二十一条 廃棄施設」並びに「第二十四条 監視設備」であり、 <u>設計方針や線量評価等への影響を確認した結果、規則要求に対する適合</u> <u>性への影響はないと判断した。</u>

<u>また、上記以外の条文は、本変更による影響を受ける規則要求はない</u> と判断した。

本変更による各条文への影響の確認結果の詳細を第2表に示す。

第2表 <u>本</u>変更に伴う再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への影響について

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
 (核燃料物質の臨界防止) 第二条 安全機能を有する施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。 2 再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。 	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
 (遮蔽等) 第三条 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。 2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。 一 管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとすること。 二 放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること。 	周辺監視区域の拡大の影響があるSSW及びSW方位については、評価距離が大きくなるため、当該方位の評価結果が増加することはなく、線量が最大となる方位及び評価結果に変更はない。したがって、規則要求に対する適合性への影響はない。 上記以外の変更の影響を受ける規則要求はない。

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
(閉じ込めの機能) 第四条 安全機能を有する施設は、放射機物質を限定され	<u>固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタの1段から2段</u> への変更は、自主的な安全性向上のための変更であり、認
席四朱 女主機能を行りる施設は、成別性物質を限定され た区域に適切に閉じ込めることができるものでなければな	<u>*い変更は、自主的な女主性向上のための変更しめり、破</u> 計方針に変更はない。
らない。	
	<u>上記以外の変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
(火災等による損傷の防止)	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
第五条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再	
処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発	
生を防止することができ、かつ、消火を行う設備(以下	
「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するもの	
に限る。)及び早期に火災発生を感知する設備(以下「火災	
感知設備」という。)並びに火災及び爆発の影響を軽減する	
機能を有するものでなければならない。	
2 消火設備(安全機能を有する施設に属するものに限	
る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても	
安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければ	
(安全機能を有する施設の地盤)	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
第六条 安全機能を有する施設は、次条第二項の規定によ	
り昇正する地震刀(女全機能を有する施設のうち、地震の	
発生によって生するおそれかめるその女全機能の喪失に起	
因する放射線による公衆への影響の程度か特に大さいもの	
(以下「耐震重要施設」という。) にあつては、同条第二項	
に規止りる基準地展動による地展力を召む。) か作用した場	

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
 合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。 2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。 3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。 	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
 (地震による損傷の防止) 第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐える ことができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれが ある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放 射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければな らない。 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって 作用する地震力(以下「基準地震動による加速度によって 作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでな ければならない。 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるお それがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそ れがないものでなければならない。 	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
(津波による損傷の防止) 第八条 安全機能を有する施設は、その供用中に当該安全 機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波 (以下「基準津波」という。)に対して安全機能が損なわれ るおそれがないものでなければならない。	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
 (外部からの衝撃による損傷の防止) 第九条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわないものでなければならない。 	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
(再処理施設への人の不法な侵入等の防止) 第十条 工場等には、再処理施設への人の不法な侵入、再 処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人 に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件 が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス 行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八 号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を 防止するための設備を設けなければならない。	<u>敷地の面積及び形状の変更による再処理施設への人の不法</u> <u>な侵入等の防止に係る設計方針に変更はない。</u> <u>上記以外の変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
(溢水による損傷の防止) 第十一条 安全機能を有する施設は、再処理施設内におけ る溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないも のでなければならない。	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
(化学薬品の漏えいによる損傷の防止) 第十二条 安全機能を有する施設は、再処理施設内におけ る化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を 損なわないものでなければならない。	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
 (誤操作の防止) 第十三条 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。 	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
(安全避難通路等)	本変更の影響を受ける規則要求はない。
第110条 再加理協会には 次に掲げる設備を設けたけれ	
はならない。	
ー その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易	
に識別できる安全避難通路	
二照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわ	
ない避難用の照明	
三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避	
難用の昭明を除く。)及びその専用の電源	
(安全機能を有する施設)	木変更の影響を受ける相則要求けたい
(女王版祀で行うつ祀政) 第二丁ターウム機能たちナフな訊は、スのウム機能の手両	<u>本友文の</u> が音で文ける成別女不はない。
弗十五余 女王機能を有りつ他設は、ての女王機能の里安	
度に応じて、その機能が確保されたものでなければならな	
ل <i>ن</i>	
2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障(単一	
の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失	
うこと(従属要因による多重故障を会む)をいう以下同	
じ)が惑生した担合においてもその機能を損わわわいたの	
しの が元上した物日にないてもこの成化と頂はないないもの	
3 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基	
準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件におい	
て、その安全機能を発揮することができるものでなければ	
ならない。	
4 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認	
するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運	

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
 転中又は停止中に検査又は試験ができるものでなければならない。 5 安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができるものでなければならない。 6 安全機能を有する施設は、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、その安全機能を損なわないものでなければならない。 7 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性を損なわないものでなければならない。 	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
 (運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止) 第十六条 安全機能を有する施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 運転時の異常な過渡変化時において、パラメータを安全設計上許容される範囲内に維持できるものであること。 ご設計基準事故時において、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。 	 敷地拡大後における主排気筒及びFA建屋から敷地境界 までの距離を用いてx/Q及びD/Qの評価を行った結果,評価方位における評価結果の代表性への影響はない。したがって、規則要求に対する適合性への影響はない。 気象条件の変更後においても,全ての設計基準事故で公衆への被ばく線量は5mSvを下回り、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えない。したがって、規則要求に対する適合性への影響はない。

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
(つづき)(使用済燃料の貯蔵施設等)	 ・ 固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタの1段から2 段への変更に伴い、高レベル廃液ガラス固化設備での短時間の全交流動力電源の喪失時における敷地境界外の線 量を再評価した結果は、2.5×10⁻¹mSvであり、公衆 に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはな い。したがって、規則要求に対する適合性への影響はな <u>い。</u> 上記以外の変更の影響を受ける規則要求はない。
 第十七条 再処理施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料の受入施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び貯蔵施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵するために必要な容量を有するものとすること。 冷却のための適切な措置が講じられているものであること。 再処理施設には、次に掲げるところにより、製品貯蔵施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。 製品を貯蔵するために必要な容量を有するものとすること。 冷却のための適切な措置が講じられているものであること。 	

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
 (計測制御系統施設) 第十八条 再処理施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。 安全機能を有する施設の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータは、運転時、停止時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できるものとすること。 二 前号のパラメータは、運転時、停止時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できるものとすること。 三 設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講じるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視できるものとすること。 四 前号のパラメータは、設計基準事故時においても確実に記録され、及び当該記録が保存されるものとすること。 	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
 (安全保護回路) 第十九条 再処理施設には、次に掲げるところにより、安 全保護回路(安全機能を有する施設に属するものに限る。 以下この条において同じ。)を設けなければならない。 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した 場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核 的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとす 	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
ること。 二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損な うおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止する ための設備(前号に規定するものを除く。)の作動を速やか に、かつ、自動的に開始させるものとすること。 三 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場 合であって、単一故障が生じた場合においても当該安全保 護回路の安全保護機能が失われないものとすること。	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
 (制御室等) 第二十条 再処理施設には、次に掲げるところにより、制御室(安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければならない。 一 再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとすること。 二 主要な警報装置及び計測制御系統設備を有するものとすること。 三 再処理施設の外の状況を把握する設備を有するものとすること。 2 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設けなければならない。 3 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を 	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
 確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室 に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備 	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
(廃棄施設) 第二十一条 再処理施設には、運転時において、周辺監視 区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性 物質の海洋放出に起因する線量を十分に低減できるよう、 再処理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力 を有する放射性廃棄物の廃棄施設(安全機能を有する施設 に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する施設を 除く。)を設けなければならない。	 周辺監視区域の拡大後における主排気筒から周辺監視区 域境界までの距離を用いて気体廃棄物の放出に係る線量 評価を行った結果,線量評価地点における評価結果の代 表性への影響はない。したがって、規則要求に対する適 合性への影響はない。 気象条件を変更しても平常時における公衆の線量評価は 同等もしくは小さくなる。したがって、規則要求に対す る適合性への影響はない。 上記以外の変更の影響を受ける規則要求はない。

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
(保管廃棄施設) 第二十二条 再処理施設には、次に掲げるところにより、 放射性廃棄物の保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
ー 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有す るものとすること。	
二 冷却のための適切な措置が講じられているものである こと。	
(放射線管理施設)	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
第二十三条 工場等には、放射線から放射線業務従事者を	
防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。	
2 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を制御	
室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる	
設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設け	
なければならない。	
(監視設備)	・ <u>敷地の面積及び形状の変更による監視設備の設計方針の</u>
第二十四条 再処理施設には、運転時、停止時、運転時の	変更はない。
異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処	なお、本件の敷地境界の変更は、敷地境界付近に設置し
理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線	ているモニタリングポストによる、空間放射線量率の監
量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における	視及び測定には影響を及ぼすものではない。
迅速な対応のために必要な情報を制御室その他当該情報を	・ 「安全解析に使用する気象条件」の変更による設計方針
伝達する必要がある場所に表示できる設備(安全機能を有	の変更はない。
する施設に属するものに限る。) を設けなければならない。	<u>上記以外の変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
 (保安電源設備) 第二十五条 再処理施設は、安全上重要な施設がその機能 を維持するために必要となる電力を当該安全上重要な施設 に供給するため、電力系統に連系したものでなければなら ない。 2 再処理施設には、非常用電源設備(安全機能を有する 施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設 けなければならない。 3 保安電源設備(安全機能を有する施設へ電力を供給す るための設備をいう。)は、電線路及び非常用電源設備から 安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがな いよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知するととも に、その拡大を防止するものでなければならない。 4 再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線 は、当該再処理施設において受電可能なものであり、か つ、それにより当該再処理施設を電力系統に連系するもの でなければならない。 5 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保 し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器 具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な 過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設 及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保 するために十分な容量を有するものでなければならない。 	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	規則適合性
(緊急時対策所)	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
第二十六条 上場等には、設計基準事政が発生した場合に	
週辺な指直をとるにの、	
2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の	
」 「一 「 「 「 」 」 「 」 」 「 」 」 」 「 」 」 」 」 」	
め、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装	
置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時	
対策所において自動的に警報するための装置その他の適切	
に防護するための設備を設けなければならない。	
(通信連絡設備)	<u>本変更の</u> 影響を受ける規則要求はない。
第二十七条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に	
おいて工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報	
装置(安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び多	
様性を確保した通信連絡設備(安全機能を有する施設に属	
するものに限る。)を設けなければならない。	
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再	
処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡が	
できるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなけれ	
はならない。	
2章 補足説明資料

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト

敷地の変更、安全解析に使用する気象条件の変更等とこれらの変更に伴う線量評価等の変更

	再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料			借老(0日担山这なの姿料についてけ、姿料釆早た記 載)
資料No.	名称	提出日	Rev	11月1日日本1月1日日本1月1月1日日本1月1月1日日本1月1月1日年月月1月1日日本1月1月1日年月月1月1日日本1月1月1日年月月1日日本1月1月1日年月月1日日本1月1月1日年月月1月1日年月月1月1月1日日本1月1月1日日本1月1月1日日本1月1月1日年月1月1日日本1月1月1日年月月1月1日月月1日日本1月1月1日日本1月1日日本1月1月1日日本1月1月1日日本1月1月1日日本1月1月1日日本1月1月1日日本1月1月1日日本1月1月1日日本1月1月1日日本1月1日日本1月1日日本1月1日日本1月1日日本1月1日日本1月1日日本1月1日日本1月1日日本1月1日日本1月1日日本1月1日日本1月1日日本1月1日日本1月1日日本1月1日日年月1月1日日年月1月1日日年月1月1日日年月1月1日日日本1月1日日日日日日日日日日
補足説明資料1 <u>-1</u>	敷地の面積及び形状の変更について	11/8	<u>1</u>	_
<u>補足説明資料1-2</u>	安全解析に使用する気象条件の変更について	<u>11/8</u>	<u>0</u>	<u>新規作成</u>
補足説明資料2 <u>-1</u>	敷地の面積及び形状の変更に伴う <u>第3条</u> (遮蔽等)及び第21 条(廃棄施設)への影響 について	11/8	<u>1</u>	_
<u>補足説明資料2-2</u>	安全解析に使用する気象条件の変更に伴う第21条(廃棄施設)への影響について	<u>11/8</u>	<u>0</u>	<u>新規作成</u>
補足説明資料3 <u>-1</u>	敷地の面積及び形状の変更に伴う <u>第16条</u> (運転時の異常な過渡変化及び設計基準 事故の拡大の防止)への影響について	11/8	<u>1</u>	_
<u>補足説明資料3-2</u>	安全解析に使用する気象条件の変更に伴う第16条(運転時の異常な過渡変化及び 設計基準事故の拡大の防止)への影響について	<u>11/8</u>	<u>0</u>	新規作成
<u>補足説明資料4</u>	<u> 固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタの1段から2段への変更に伴う放射性物質</u> の放出量及び線量の再評価	<u>11/8</u>	<u>0</u>	新規作成

令和元年11月8日 R1

補足説明資料 1<u>-1</u>

敷地の面積及び形状の変更について

- 1. 敷地の面積及び形状を変更する理由
 - 1.1 はじめに

再処理施設がある沖付地区には、法令に基づき以下の<u>(1)、(2)、(4)及び</u> (5)に示す4施設の周辺監視区域が設定されている。また、今後<u>以下の(3)に</u> <u>示す</u>1施設の周辺監視区域が設定される予定である。

- (1) 再処理施設
- (2) 廃棄物管理施設
- (3) MOX燃料加工施設(新規制基準に係る事業変更許可申請中であり未 設定)
- (4) 再処理事業所の核燃料物質使用施設
- (5) 環境管理センターの核燃料物質使用施設

このうち、(1)~(4)の周辺監視区域は同一の形状である(以下、ここでは (1)~(4)の周辺監視区域を「周辺監視区域A」、(5)を「周辺監視区域B」 という。(「図-1 沖付地区の周辺監視区域」 参照))。この周辺監視区 域については、法令において次の措置を講ずることが要求されている。

イ人の居住を禁止すること。

ロ境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上 立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が 立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りではない。

周辺監視区域A、Bについては、人の居住を禁止するとともに、周辺監視 区域境界にフェンスを設置するとともに標識を設置し業務上立ち入る者以 外の立ち入りを制限しているため、法令上の要求は満たしている。このた め、法令上の問題はない。しかし、以下のような状況にある。

補 1-1-1

1.2 周辺監視区域の状況

再処理施設南側の警備フェンス内に設置されている環境管理センター¹⁾、 技術開発研究所²⁾は、周辺監視区域Aの外側に位置している。周辺監視区 域Aと環境管理センター、技術開発研究所との出入り部(図-1のA1部、 A2部)には門扉はなく、特に環境管理センター側との出入り部は警備員も 不在で、再処理正門警備所等で業務上立ち入る者であることが確認されてい るものの、人が自由に出入りできる状況にある(「図-2 周辺監視区域A 境界の状況」参照)。

また、環境管理センターの周囲には周辺監視区域Bが設定されているため、 再処理施設南側部分は、周辺監視区域A、周辺監視区域B、非周辺監視区 域が混在している状況にある。

1.3 変更の目的及び変更の内容

再処理施設のしゅん工を見据え、前述した状況を改善するため、環境管理 センター、技術開発研究所を周辺監視区域Aに含むよう、周辺監視区域境界 Aの南側境界を既設警備フェンスに変更する³⁾。

<u>本変更により、</u>周辺監視区域は周辺監視区域Aのみになるとともに、再処 理施設南側部分の警備フェンス内における周辺監視区域、非周辺監視区域の 混在状態が解消され、周辺監視区域への出入りは再処理正門等警備員のいる ところで管理される。

一方、周辺監視区域Aは、再処理施設の敷地⁴⁾内である必要がある。現 状再処理施設南側の敷地境界は周辺監視区域Aの境界と同じであるため、周 辺監視区域Aの境界を既設警備フェンスに変更する場合には、この部分の敷 地境界も既設の警備フェンスに変更する必要がある。このため、敷地の面積 及び形状を変更する。変更後の敷地境界を図-1に示す。敷地の面積は約 380 万m²から約 390 万m²に変更となる。

なお、当該部分の敷地境界が既設警備フェンスに変更となることにより、 環境管理センター、技術開発研究所が再処理事業所内となる。⁵⁾

1)環境管理センターは、環境放射能及び放射線の監視を行う施設であり、再処理施設、 廃棄物管理施設の運転及び管理を行う施設ではなく、再処理の事業に関する規制及び廃棄 の事業に関する規制の対象外である。各種環境試料の分析を行うため、標準試料として微 量の核燃料物質を使用している。

2)技術開発研究所は、技術開発を行うための施設であり、再処理の事業に関する規制の 対象外である。

3) 平成元年3月の再処理事業指定申請時には、環境管理センター、技術開発研究所を含む形で敷地、周辺監視区域を設定し申請していたが、再処理施設が運転開始する前に環境 管理センターで放射性物質を扱うことが好ましくないとして、平成3年5月の補正時に現 在の形に変更している。

4)「敷地」とは周辺監視区域を含む事業上必要な土地をいい、事業指定上の再処理事業 所用の土地である。

5)環境管理センター、技術開発研究所が敷地内、再処理事業所内となっても、変更前同 様、再処理施設等の運転及び管理を行う施設ではないため再処理の事業に関する規制等の 対象外である。

3. 再処理施設以外の周辺監視区域の変更の状況

変更の状況を以下に示す。廃棄物管理施設については申請中であり、他は 変更済みである。なお、再処理施設と廃棄物管理施設について変更の許可が 得られた後は、5施設の周辺監視区域が同一の形状となり、一元化される。

	施設	状況
2	MOX燃料加工施設	変更を反映した形で事業許可取得済み (平成19年2月20日の一部補正で反映、 平成22年5月13日事業許可)
3	廃棄物管理施設	変更を反映した形で事業変更許可申請中 (平成22年10月20日申請)
4	核燃料物質使用施設 (再処理事業所)	変更を反映した形で変更許可取得済み (平成22年3月4日申請、4月20日変更 許可)
5	核燃料物質使用施設 (環境管理センター)	変更を反映した形で変更許可取得済み (平成22年3月4日申請、4月20日変更 許可)

* 核燃料物質使用施設については、再処理事業所、環境管理センター各々で変更許可申 請を実施(環境管理センターの核燃料物質使用施設については、周辺監視区域Aと同じ形 状に変更)

補 1-1-3

については核不拡散の観点から公開できません。

この部分は周辺監視区域境界と敷地境界、 再処理事業所境界が同じである。

図-1 沖付地区の周辺監視区域

500

周辺監視区域境界を既設警備フェンスに変更。 敷地境界、再処理事業所範囲も警備フェンス 部に変更となる。

変更後

A部(周辺監視区域境界A南側)

環境管理センター側との出入り部(A1部) (奥が再処理施設側)

補1-1-5

正門警備所

技術開発研究所との出入り部(A2部) (中央部に見えるフェンスが周辺監視区域境界)

については核不拡散の観点から公開できません。

フェンス 技術開発研究所



図-2 周辺監視区域A境界の状況

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 1-2

安全解析に使用する気象条件の変更について

1. 安全解析に使用する気象条件の変更の経緯

再処理事業指定申請書(既許可)において,安全解析に使用する気象 条件は,昭和61年6月から昭和62年5月の1年間の気象条件を用いてい たが,新規制基準への適合性審査において,新たに実施する重大事故時の 中央制御室及び再処理施設緊急時対策所の居住性評価に用いる気象条件に ついては,至近の観測結果に基づくものを用いることとし,平成25年4 月から平成26年3月の1年間の気象条件とすることに決定した。

上記に伴い,平常時及び設計基準事故時の線量評価に用いる気象条件 についても,重大事故時の中央制御室及び再処理施設緊急時対策所の居住 性評価に用いる気象条件にあわせることとした。

2. 気象条件の変更に伴う平常時及び設計基準事故時の線量評価

1. における気象条件の変更に伴い,平常時及び設計基準事故時の線量 評価を行い,影響のないことを確認した。

なお、詳細は補足説明資料 2-2 及び補足説明資料 3-2 に記載する。

- 3. 気象条件変更の詳細
- 3.1 変更前後の気象観測結果の比較

再処理事業指定申請書(既許可)における気象観測結果と至近の観測結果(平成25年4月から平成26年3月)は、第1表のとおりである。

第1表 気象観測項目ごとの変更前後表

			変更	更前	変更	更後	
	気象権	 現測項目	地上高 10m (標高 69m)	地上高 148m (標高 205m)	地上高 10m (標高 69m)	地上高 146m (標高 205m)	
			西寄り及び東等	寄りの風が多い	西寄り及び東る	寄りの風が多い	
風向	風庐	可出現頻度	 ・6月~9月にかけて東及び東北東の風が多い ・その他の月は西寄りの風が多い 	 ・6月~9月にか けて東及び東南 東の風が多い ・その他の月は西 及び西北西の風 が多い 	 ・5月~10月にかけて東寄りの風が多い ・その他の月は西寄りの風が多い 	 ・6月~7月にかけて東寄りの風が多い ・その他の月は西寄りの風が多い 	
国	年平均	匀風速[m/s]	4.8	8.5	4.3	7.9	
風	静穏	年間出現頻度[%]	0.5	0.2	1.1	0.3	
×.	(0.5m/s 未満)	継続時間	ほとんどが	1時間以内	ほとんどが	1時間以内	
大気安	A+B	+C型, D型	西寄り及び ほぼ同和	東寄りの風が 呈度出現	西寄り及び東寄り の風がほぼ同程度 出現	西寄りの風が 多く出現	
定 度	E +	- F + G型	西~北西の風な	がやや多く出現	西南西~北西の風	風がやや多く出現	
	降	:水量	年降水量: 東の風	1,170.0mm に多い	年降水量:1,404.5mm 東及び東南東の風に多い		

3.2 安全解析に使用する気象条件の代表性について

安全解析に使用する気象条件の変更にあたり,敷地において観測した 平成25年4月から平成26年3月までの1年間の気象が長期間の気象と比 較して特に異常でないか否かの検定を行い,気象条件の代表性を確認する。

(1) 検定に用いた観測結果

平成25年4月から平成26年3月までの1年間における観測項目に ついて,敷地において観測した至近10年間(平成15年4月~平成25 年3月)の気象資料を用いて検定する。

なお,事業指定時(敷地において観測した昭和60年12月から昭和 61年11月までの1年間の気象条件)は、八戸測候所及びむつ測候所 における10年間(昭和50年12月~昭和60年11月)の資料により検 定している。

(2) 検定した観測項目

地上高10m及び地上高146mにおける以下の観測項目並びに降水量 及び降水日数に対して、検定する。

a. 風向出現頻度

b. 風速階級

(3) 統計期間

統計年及び検定年は,以下のとおりである。 統計年:平成15年4月~平成25年3月 検定年:平成25年4月~平成26年3月

(4) 検定方法

不良標本の棄却検定に関するF分布検定の手順に従った。

(5) 検定結果

検定の結果を第2表から第5表に示す。結果より、地上高10m及び

補 1-2-4

地上高146mの風向風速,並びに降水量,降水日数のいずれについて も、有意水準5%で棄却された項目はなかった。

以上より,平成25年4月から平成26年3月までの1年間が,風向 風速及び降水量に関し,長期間の気象の状態と比較して特に異常な年 ではなく,気象条件の代表性に問題はない。

第2表 棄却検定表(地上高10m,風向)(1/2)

統計年 判 定 棄却限界 検定年 (平成) 平均值 ○採択 21 22 23 24 15 16 17 18 19 20 下 限 25上限 ×棄却 風向 1.69 1.53 1.34 1.27 2.03 \bigcirc Ν 1.72 1.22 1.40 1.06 1.79 1.15 1.19 1.41 0.79 NNE 0.83 1.01 0.93 0.75 0.89 1.29 \bigcirc 0.83 0.61 0.94 0.71 1.08 1.08 0.48 1.16 N E 1.16 1.16 0.89 0.87 0.84 0.79 1.05 1.10 0.81 0.76 0.94 1.01 1.31 0.57 \bigcirc 7.36 7.28 7.25 \bigcirc ENE 6.83 6.94 6.51 5.77 4.93 5.85 6.53 6.53 4.95 8.40 4.65 Е 7.26 11.7310.78 11.86 \bigcirc 14.58 8.71 10.89 10.48 9.91 12.15 10.0910.63 15.26 6.00 ESE 12.47 11.36 13.23 12.6513.73 13.44 13.44 10.74 12.30 14.3712.12 \bigcirc 12.77 15.40 10.15 2.262.373.19 2.91 2.61 2.87 2.22 2.651.81 2.04 \bigcirc S E 2.49 1.89 3.51 1.48 \bigcirc SSE 0.94 1.32 1.541.19 1.16 1.151.00 1.14 1.01 1.19 1.16 1.15 1.57 0.75 \bigcirc 3.87 4.37 S 3.51 3.27 3.06 2.97 3.17 3.68 3.05 3.57 3.45 3.01 4.49 2.41 SSW 3.08 \bigcirc 2.91 3.81 3.12 3.73 4.16 4.21 3.77 3.80 3.61 3.56 4.67 2.55 3.51 3.33 3.10 \bigcirc 2.89 3.46 3.76 3.72 4.36 4.07 3.57 3.65 3.65 4.77 2.52 S W 4.19 \bigcirc WSW 8.90 7.78 7.26 6.01 7.03 6.23 8.72 9.40 8.96 7.50 7.78 7.70 10.59 4.97 \bigcirc W 15. 91 16. 82 16. 67 11. 86 14. 18 14. 09 14.89 16.21 15.65 15.64 15.19 18.45 18.75 11.63 16. 42 21. 02 19. 98 19. 94 20. 11 17. 94 17. 45 18. 23 18. 47 16. 94 18. 65 16.87 22.29 \bigcirc WNW 15.01

観測場所:敷地内露場(地上高10m,標高69m)

(%)

注) 統計年15は,平成15年4月~平成16年3月を示す。(以下同じ)

第2表 棄却検定表(地上高10m,風向)(2/2)

統計年 (平成) 風向	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	平均値	検定年 25	棄却	限界	判 定 ○採択 ×棄却
N W	5.37	7.08	6.39	9.18	8.28	7.24	6.78	7.06	7.27	6.50	7.12	7.64	9.58	4.65	0
NNW	2.17	2.24	2.13	3.23	2.87	2.68	2.79	2.70	2.31	2.29	2.54	2.42	3.41	1.67	0
CALM	1.04	1.13	0.91	1.10	1.28	1.17	1.01	1.12	2.01	1.15	1.19	1.07	1.91	0.47	0

観測場所:敷地内露場(地上高 10m,標高 69m) (%)

注) 統計年15は、平成15年4月~平成16年3月を示す。(以下同じ)

第3表 棄却検定表(地上高146m, 風向) (1/2)

統計年				10	10						天 16/+	検定年	棄却	限界	判定
(平成) 風向	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	半均値	25	上限	下 限	○採択 ×棄却
Ν	1.52	1.21	1.22	1.41	1.28	0.99	1.42	1.14	0.96	0.95	1.21	1.33	1.69	0.73	0
NNE	0.78	1.09	0.82	1.36	0.77	0.95	1.38	0.78	0.89	0.84	0.97	0.98	1.52	0.41	0
N E	1.94	2.52	1.93	2.91	2.19	2.48	2.51	1.76	2.56	2.80	2.36	2.36	3.28	1.44	0
ENE	3.06	3.80	3.59	5.44	4.68	5.31	5.41	5.66	6.05	7.30	5.03	6.68	8.05	2.01	0
E	8.92	5.73	7.65	7.97	7.57	8.37	9.69	8.04	8.99	9.62	8.26	8.36	11.03	5.49	0
ESE	11.24	7.30	8.72	9.07	9.60	9.22	7.36	6.92	6.62	8.05	8.41	6.94	11.81	5.01	0
S E	7.50	6.82	8.53	8.03	6.42	6.66	5.52	4.54	4.82	4.90	6.38	4.57	9.69	3.06	0
SSE	5.05	3.53	5.23	4.24	3.65	4.33	2.77	3.17	3.03	3.15	3.81	3.31	5.86	1.77	0
S	4.38	4.94	3.90	2.94	3.61	4.52	3.29	3.36	3.13	4.24	3.83	3.85	5.42	2.25	0
SSW	2.90	3.55	2.93	2.76	2.81	3.80	3.28	3.68	3.54	3.83	3.31	3.23	4.32	2.30	0
S W	1.95	2.21	1.93	2.39	2.25	2.64	3.43	3.37	3.85	3.44	2.75	2.86	4.43	1.07	0
WSW	4.37	4.81	4.82	4.22	5.77	6.76	8.96	10.15	12.70	11.62	7.42	11.20	14.99	-0.15	0
W	16.12	18.02	19.06	15.03	18.13	20.55	24.84	25.98	21.96	22.10	20.18	25.42	28.68	11.68	0
WNW	18.43	22.09	19.55	20.19	19.85	15.50	12.99	14.49	14.44	10.62	16.81	11.24	25.63	8.00	0

観測場所:敷地内露場(地上高146m,標高205m)

(%)

注) 統計年15は,平成15年4月~平成16年3月を示す。(以下同じ)

第3表 棄却検定表(地上高146m, 風向) (2/2)

統計年 (平成) 風向	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	平均値	検定年 25	棄却	限界	判 定 ○採択 ×棄却
N W	8.79	9.21	7.63	8.31	8.01	5.53	4.82	4.19	4.51	3.79	6.48	5.11	11.47	1.49	0
NNW	2.86	2.94	2.25	3.39	3.10	2.03	2.06	2.34	1.58	2.31	2.49	2.22	3.82	1.15	0
CALM	0.20	0.24	0.23	0.30	0.30	0.36	0.27	0.43	0.36	0.43	0.31	0.35	0.51	0.12	0

観測場所:敷地内露場(地上高 146m,標高 205m) (%)

注) 統計年15は、平成15年4月~平成16年3月を示す。(以下同じ)

補 1-2-9

第4表 棄却検定表(地上高10m, 風速分布)

観測場所:敷地内露場(地上高10m,標高69m)

(0/)	
(%)	

	統計年 (平成)												检定年	棄却	限界	判 定
風速 (m/ s)		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	平均値	25	上限	下 限	○採択 ×棄却
0.0 ~	0.4	1.04	1.13	0.91	1.10	1.28	1.17	1.01	1.12	2.01	1.15	1.19	1.07	1.91	0.47	0
0.5 ~	1.4	13.41	14.16	12.20	14.18	14.79	13.87	13.15	16.14	14.72	14.28	14.09	14.38	16.61	11.57	\bigcirc
1.5 ~	2.4	15.06	14.46	13.96	14.42	14.52	15.77	15.27	17.49	14.80	15.86	15.16	14.83	17.58	12.75	\bigcirc
2.5 \sim	3.4	13.97	13.71	15.88	15.28	14.82	15.79	16.63	16.01	14.54	16.03	15.27	15.24	17.57	12.97	\bigcirc
3.5 \sim	4.4	13.55	13.01	14.03	13.86	14.64	13.97	15.10	12.91	13.79	13.62	13.85	14.26	15.42	12.27	\bigcirc
4.5 ∼	5.4	12.45	11.08	10.59	11.78	11.93	10.74	10.65	9.61	10.69	11.12	11.06	10.85	12.99	9.14	\bigcirc
5.5 ~	6.4	9.45	8.54	8.23	9.35	9.31	8.43	8.37	7.88	9.12	7.92	8.66	8.58	10.08	7.24	\bigcirc
6.5 ~	7.4	6.48	7.25	7.73	6.67	6.95	6.30	6.52	5.92	6.69	6.30	6.68	6.73	7.91	5.45	\bigcirc
7.5 ~	8.4	4.48	5.60	5.68	5.40	4.84	4.51	5.07	4.34	5.51	5.01	5.04	5.20	6.21	3.87	0
8.5 ~	9.4	3.73	4.27	4.23	3.45	3.53	3.21	3.21	3.40	3.91	3.25	3.62	3.90	4.57	2.67	0
9.5	\sim	6.38	6.81	6.57	4.50	3.39	6.24	5.01	5.17	4.22	5.45	5.37	4.97	8.05	2.70	0

注) 統計年15は,平成15年4月~平成16年3月を示す。(以下同じ)

第5表 棄却検定表(地上高146m, 風速分布)

観測場所:敷地内露場(地上高146m,標高205m)

(0/)
1	70	/

統計年 (平成)												检定年	棄却	限界	判 定
風速 (m/s)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	平均値	25	上限	下 限	○採択 ×棄却
$0.0 \sim 0.4$	0.20	0.24	0.23	0.30	0.30	0.36	0.27	0.43	0.36	0.43	0.31	0.35	0.51	0.12	0
$0.5 \sim 1.4$	2.38	2.83	2.21	2.53	2.33	2.88	2.65	3.51	3.10	2.71	2.71	2.83	3.64	1.79	0
$1.5 \sim 2.4$	4.38	4.82	3.59	4.63	5.03	5.53	5.51	6.22	5.37	5.64	5.07	4.77	6.85	3.29	\bigcirc
2.5 \sim 3.4	6.00	6.68	5.60	6.69	7.10	6.66	7.05	8.34	7.27	7.47	6.89	6.67	8.69	5.08	0
$3.5 \sim 4.4$	7.33	6.71	8.02	8.31	8.68	8.64	9.23	9.61	8.04	8.70	8.33	8.33	10.36	6.30	\bigcirc
$4.5 \sim 5.4$	7.83	8.35	8.64	9.29	8.76	10.02	9.49	9.42	8.80	8.96	8.95	8.92	10.44	7.46	\bigcirc
$5.5 \sim 6.4$	8.83	7.88	8.99	9.56	9.85	9.62	10.28	9.97	9.70	9.32	9.40	9.49	11.03	7.77	\bigcirc
$6.5 \sim 7.4$	9.11	7.91	8.41	9.71	9.11	8.97	9.98	8.91	9.25	9.14	9.05	8.85	10.45	7.66	\bigcirc
$7.5 \sim 8.4$	8.50	7.97	8.34	9.30	9.23	8.03	8.88	8.47	7.94	8.20	8.49	9.59	9.67	7.30	0
$8.5 \sim 9.4$	8.00	7.43	7.92	8.13	9.13	7.76	7.05	6.87	7.30	7.90	7.75	8.06	9.27	6.22	0
9.5 ~	37.43	39.19	38.05	31.54	30. 49	31.54	29.61	28.24	32.87	31. 52	33. 05	32.14	42.08	24.02	0

注) 統計年15は、平成15年4月~平成16年3月を示す。(以下同じ)

第6表 棄却検定表(降水量,降水日数)

○降水量

															(mm)
統計年												検定年	棄却	限界	判定
(平成) 観測場所	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	平均値	25	上限	下限	○採択 ×棄却
敷地内露場	1, 283. 0	1,460.0	1, 207. 0	1, 432. 0	1, 259. 0	1, 118. 0	1, 322. 5	1, 299. 5	1, 321. 0	1,042.5	1, 274. 5	1, 404. 5	1, 578. 2	970.7	0

○降水日数

観測場所:敷地内露場(日)

統計年	15	10	17	10	10		01	00	0.0	0.4	云冶体	検定年	棄却	限界	判定
日降水量	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	半均恒	25	上限	下 限	○採択 ×棄却
0. 5mm	36	27	30	32	22	32	26	27	31	29	29.2	28	38.5	19.9	\bigcirc
$1.0 \sim 9.5 { m mm}$	109	107	107	99	107	91	110	103	118	125	107.6	113	129.8	85.4	\bigcirc
$10.0 \sim 29.5 \mathrm{mm}$	23	32	24	22	24	31	25	28	31	17	25.7	31	37.0	14.4	\bigcirc
30mm以上	9	9	7	12	8	5	11	10	8	6	8.50	7	13.7	3.3	\bigcirc
合 計	177	175	168	165	161	159	172	168	188	177	171.0	179	191.6	150.4	0

注) 統計年15は,平成15年4月~平成16年3月を示す。(以下同じ)

補 1-2-12

3. 安全解析に使用する海象条件

重大事故時における中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価では, 放射性液体廃棄物の海洋放出による影響はないため,海洋放出に係る評価 は行っていない。このため,平常時の線量評価に用いる海象条件について, 再処理事業指定申請書(既許可)における昭和61年6月から昭和62年5月 の1年間の海象条件から見直していない。

なお,以下に示す平成23年4月から平成24年3月に実施した海象調査 (平成23年2月22日に当社ホームページで公表)は,昭和61年6月から昭 和62年5月の1年間に実施したときと同様の調査を行っており,海象状況 等を改めて確認し,最新のデータを蓄積することを目的としたものある。

- (1) 観測・調査項目:流向・流速,水温,塩分の海象観測及び底質調査
- (2) 実施時期:平成23年4月~平成24年3月
- (3) 実施場所:六ヶ所村及び三沢市の沖合海域

上記の海象データについては、六ヶ所前面海域周辺の測候所及び検潮 所での観測項目が見直されているため、再処理事業指定申請書(既許可) と同じ地点・項目での異常年検定はできないが、参考までに、線量評価に 用いる海象条件を平成23年4月から平成24年3月の海象データに基づく海 象条件に置き換えて平常時の線量を試算しても、現行の評価結果と同程度 であった。

- (1) 大気・海洋合計:約0.022[mSv/年] ⇒ 約0.022[mSv/年]
- (2) 海洋(内数):約0.0031[mSv/年] ⇒ 約0.0027[mSv/年]

令和元年11月8日 R1

補足説明資料 2<u>-1</u>

敷地の面積及び形状の変更に伴う第3条(遮蔽等)及び

第21条(廃棄施設)への影響について

1. 概要

再処理施設に隣接する核燃料物質使用施設(環境管理センター)等の周 辺監視区域との一元化の観点から再処理施設の周辺監視区域を拡大するに あたり,第21条(廃棄施設)の放射性物質の放出に係る線量評価及び第3 条(遮蔽等)の施設からの放射線(直接線及びスカイシャイン)による線 量評価へ影響がないことを<u>以下のとおり</u>確認した。

2. 放射性物質の放出に係る線量評価

放射性物質の放出に係る線量評価のうち,周辺監視区域の拡大に伴って 影響を受ける可能性があるのは気体廃棄物の放出に係る線量評価であり, 線量が最大となる地点(以下,「線量評価地点」という。)を第1図の気 体廃棄物の放出に係る線量評価地点(周辺監視区域の拡大後)及び第2図 の気体廃棄物の放出に係る線量評価地点(周辺監視区域の拡大前)に示す。

周辺監視区域の拡大(主排気筒からSSW及びSW方位)による影響を 確認するため,周辺監視区域の拡大後における主排気筒から周辺監視区域 境界までの距離を用いて気体廃棄物の放出に係る線量評価を行った。なお, 計算条件等は別紙1「安全審査 整理資料 21条:廃棄施設(令和元年 10月18日提出)」抜粋に示す。

線量評価の結果,表1に示すとおり線量評価地点(主排気筒からE及び <u>ESE方位</u>)における評価結果の代表性への影響はないが,3経路合計の 実効線量^{*1}の方位別最大値(SSW方位)が年間約2.6×10⁻³ mSvから 年間約2.5×10⁻³ mSvとなったため,変更することとする。

線量	評価方位	評価距離 ^{**2} (m)		評価結果 (m S v / y)	備考
3経路合計の 実効線量 ^{*1}	Е		690	8. 3×10^{-3}	線量が最大と なる方位
	SSW	変更前	880	2.6×10 ⁻³	周辺監視区域
		変更後	910	2. 5×10^{-3}	の拡大の影響
	SW	変更前	940	2.6×10 ⁻³	がある方位
		変更後	970	2.6×10 ⁻³	
皮膚の等価線 量	ΕSΕ		1110	1.6×10^{-1}	線量が最大と なる方位

表1 気体廃棄物の放出に係る線量評価結果

※1:放射性雲からの外部被ばく、地表沈着による外部被ばく、呼吸摂取による内部被ば

くの実効線量

※2:主排気筒から周辺監視区域境界までの距離

施設からの放射線(直接線及びスカイシャイン)による線量評価
 施設からの放射線(直接線及びスカイシャイン)による線量評価<u>地点は,</u>
 第3図に示す主排気筒からNE方位の地点である。

周辺監視区域の拡大の影響があるSSW及びSW方位については,評 価距離が大きくなるため,当該方位の評価結果が増加することはなく,表 2に示すとおり,線量が最大となる方位及び評価結果に変更はない。なお, 計算条件等は別紙2「安全審査 整理資料 3条:遮蔽等(令和元年10月 11日提出)」抜粋に示す。

<u>以上より,線量評価地点の変更はないため,線量評価結果への影響は</u> ない。

線量	評価方位	評価距離 ^{* 2} (m)	評価結果 (m S v / y)	備考
実効線量	ΝE	620	6×10^{-3}	線量が最大と なる方位
	SSW	880 (変更後:910)	4×10^{-3}	周辺監視区域 の拡大の影響 がある方位
	SW	940 (変更後:970)	4×10^{-3}	
皮膚の等価 線量 ^{*1}	ΝE	620	6×10^{-3}	線量が最大と なる方位

表2 施設からの放射線に係る線量評価結果

※1:ガンマ線による皮膚の等価線量は実効線量とほぼ等しいこと、中性子線による皮膚

の等価線量は実効線量を下回ることから、実効線量の値を皮膚の等価線量として扱

う。

※2:主排気筒から周辺監視区域境界までの距離



第1図 気体廃棄物の放出に係る線量評価地点 (周辺監視区域の拡大後)



× :皮膚の等価線量の線量評価地点

第2図 気体廃棄物の放出に係る線量評価地点 (周辺監視区域の拡大前)



第3図 施設からの放射線に係る線量評価地点 (周辺監視区域の拡大後)
令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 2-2

安全解析に使用する気象条件の変更に伴う第21条(廃棄施設)への

影響について

1. 概要

気象条件の変更により,「平常時における公衆の線量評価」のうち 「気体廃棄物の放出に起因する線量の評価」において,以下の3点を見直 した。

- (1) 年間平均地上空気中濃度
- (2) 年間平均ガンマ線空気カーマ
- (3) 年間平均地表沈着率

見直した上記のパラメータを基に各被ばく経路における公衆の被ばく 線量を評価した。

なお,線量評価における計算条件等の詳細は,別紙1「安全審査 整 理資料 21条:廃棄施設(令和元年10月18日提出)」抜粋に示す。

- 2. 気象条件の変更に伴う各パラメータへの反映
 - (1) 年間平均地上空気中濃度

年間平均地上空気中濃度は,以下の計算で求める。計算において, 安全解析に使用する気象条件の変更が影響する箇所は,方位別大気安 定度別風速逆数の総和であり,以下の計算式のハッチングで示した部 分である。

$$\overline{\chi} = \sum_{j=A}^{F} \left(\overline{\chi_{j}}_{L} + \overline{\chi_{j}}_{L-1} + \overline{\chi_{j}}_{L+1} \right)$$

$$= \sum_{j} \overline{\chi}_{jL} + \sum_{j} \overline{\chi}_{jL-1} + \sum_{j} \overline{\chi}_{jL+1}$$

$$\overline{\chi}_{jL} = Q \cdot \chi_{njL} \cdot \frac{1}{N_t} \cdot S_{jL}$$

$$\overline{\chi}_{jL-1} = Q \cdot \chi_{njL-1} \cdot \frac{1}{N_t} \cdot S_{jL-1}$$

$$\overline{\chi}_{jL+1} = Q \cdot \chi_{njL+1} \cdot \frac{1}{N_t} \cdot S_{jL+1}$$

$$\chi_{njL} = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj}} \cdot exp \left(-\frac{H_L^2}{2 \sigma_{zj}^2}\right) \cdot F_{j1}$$

$$\chi_{njL-1} = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj}} \cdot exp \left(-\frac{H_{L-1}^{2}}{2 \sigma_{zj}^{2}}\right) \cdot F_{j2}$$

$$\chi_{njL+1} = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj}} \cdot exp \left(-\frac{H_{L+1}^2}{2 \sigma_{zj}^2}\right) \cdot F_{j3}$$

- $\overline{\chi}_{jL-1}$, $\overline{\chi}_{jL+1}$: それぞれ風が着目方位Lに隣接する方位に向かっており、大気安定度がjであるときの着目地点における年間平均地上空気中濃度の方位内平均値(Bq/m^3)
- χ_{njL} :風が着目方位Lに向かっており、単位放出率(1 Bq/s)、 単位風速(1 m/s)及び大気安定度がjであるときの着目 地点における地上空気中濃度の方位内平均値(Bq/m³)
- χ_{njL-1} , χ_{njL+1} : それぞれ風が着目方位Lに隣接する方位に向かっており、単位放出率(1 Bq/s), 単位風速(1 m/
 - s)及び大気安定度が *j* であるときの着目地点における地 上空気中濃度の方位内平均値(Bq/m³)
- Q :放射性物質の年間放出量が、1年間一様に連続して放出されるとしたときの放出率(Bq/s)
- N_t:総観測回数(8,760)
- S_{jL}:着目方位Lに関する、大気安定度が j であるときの風速
 逆数の総和(s/m)
- S_{*jL*-1}, S_{*jL*+1}: それぞれ着目方位*L*に隣接する方位に関する,大
 気安定度が *j* であるときの風速逆数の総和(s/m)
- (2) 年間平均ガンマ線空気カーマ

年間平均ガンマ線空気カーマは,以下の計算で求める。計算におい て,安全解析に使用する気象条件の変更が影響する箇所は,方位別大 気安定度別風速逆数の総和であり,以下の計算式のハッチングで示し た部分である。

補 2-2-3

$$D_{\gamma} = K_1 \cdot E_{\gamma} \cdot \mu_{en} \int_0^{\infty} \int_{-\infty}^{\infty} \int_0^{\infty} \frac{e^{-\mu \cdot r}}{4 \pi r^2}$$
$$\cdot B(\mu \cdot r) \cdot \chi(x, y, z) dx dy dz$$

空気カーマ率D_xを,大気安定度別風向分布及び風速分布を考慮して (方位別大気安定度別風速逆数の総和を用いて) 年間について積算し て求める。

ここで,

- D_{γ} :計算地点(x', y', 0)におけるガンマ線による空気カーマ 率 $\left(\frac{\mu \text{ Gy}}{h}\right)$
- *K*₁ : 空気カーマ率への換算係数

$$(4.46 \times 10^{-4}) \left(\frac{\text{dis} \cdot \text{m}^3 \cdot \mu \text{ Gy}}{\text{MeV} \cdot \text{Bq} \cdot \text{h}} \right)$$

- E_{ν} :ガンマ線の実効エネルギ (MeV/dis)
- μ_{en}:空気に対するガンマ線の線エネルギ吸収係数(m⁻¹)
- r : 放射性雲中の点(x, y, z)から計算地点(x', y', 0)までの
 距離(m)

$$r = \sqrt{(x' - x)^2 + (y' - y)^2 + (0 - z)^2}$$

- μ : 空気に対するガンマ線の線減衰係数 (m^{-1})
- $B(\mu \cdot r)$:空気に対するガンマ線の再生係数

$$B(\mu \cdot r) = 1 + \alpha_B \cdot (\mu \cdot r) + \beta_B (\mu \cdot r)^2 + \gamma_B \cdot (\mu \cdot r)^3$$

 $\chi(x, y, z): 放射性雲中の点(x, y, z)における放射性物質の濃度$ (Bq/m³) 年間平均地表沈着率は,以下の計算で求める。計算において,安全 解析に使用する気象条件の変更が影響する箇所は,方位別大気安定度 別風速逆数の総和,方位別大気安定度別無降水期間割合及び方位別大 気安定度別降水強度であり,以下の計算式のハッチングで示した部分 である。

(無降水期間)

$$\overline{D}_{G}^{d} = \sum_{j} \overline{D}_{G j L}^{d} + \sum_{j} \overline{D}_{G j L-1}^{d} + \sum_{j} \overline{D}_{G j L+1}^{d}$$

$$\overline{D}_{G j L}^{d} = F_{r j L} \cdot V_{g} \cdot \overline{\chi}_{j L}$$

$$= F_{r j L} \cdot V_{g} \cdot Q \cdot \chi_{n j L} \cdot \frac{1}{N_{t}} \cdot S_{j L}$$

(降水期間)

$$\overline{D}_{G}^{d\,r} = \sum_{j} \overline{D}_{G\,j\,L}^{d\,r} + \sum_{j} \overline{D}_{G\,j\,L-1}^{d\,r} + \sum_{j} \overline{D}_{G\,j\,L+1}^{d\,r}$$

$$\overline{D}_{G\,j\,L}^{d\,r} = (1 - F_{r\,j\,L}) \cdot V_{g} \cdot \overline{\chi}_{j\,L}$$

$$= (1 - F_{r\,j\,L}) \cdot V_{g} \cdot Q \cdot \chi_{n\,j\,L} \cdot \frac{1}{N_{t}} \cdot S_{j\,L}$$

$$\overline{D}_{G}^{r} = \sum_{j} \overline{D}_{G\,j\,L}^{r} + \sum_{j} \overline{D}_{G\,j\,L-1}^{r} + \sum_{j} \overline{D}_{G\,j\,L+1}^{r}$$

$$\overline{D}_{G\,j\,L}^{r} = (1 - F_{r\,j\,L}) \cdot \Lambda_{j\,L} \cdot \int_{0}^{\infty} \overline{\chi}_{j\,L}^{z} dz$$

$$= (1 - F_{r\,j\,L}) \cdot \Lambda_{j\,L} \cdot \int_{0}^{\infty} Q \cdot \chi_{n\,j\,L}^{z} \cdot \frac{1}{N_{t}} \cdot S_{j\,L} dz$$

ここで,

- \overline{D}_{G}^{d} :着目地点における無降水期間中の年間平均乾燥沈着率

 (Bq/m²/s)
- *D_G^{d r}*:着目地点における降水期間中の年間平均乾燥沈着率
 (Bq/m²/s)
- \overline{D}_{G}^{r} :着目地点における降水期間中の年間平均降水沈着率

 (Bq/m²/s)
- F_{rjL}:風が着目方位Lに向かっており、大気安定度が j である ときの無降水期間割合
- V_{g} :乾燥沈着速度(m/s)
 - (希ガス,トリチウム及び炭素-14:0,その他:0.01)
- Λ_{jL} *:風が着目方位Lに向かっており、大気安定度がjである ときの降水洗浄係数 (s^{-1})
- I_{jL} :風が着目方位Lに向かっており、大気安定度がjである ときの降水強度 (mm/h)
 - *希ガス、トリチウム及び炭素-14以外の核種の場合:

 $\Lambda_{jL} = 1.2 \times 10^{-4} (I_{jL})^{0.5}$

3. 平常時の実効線量の評価

気象条件変更前後の気体廃棄物及び液体廃棄物の放出による実効線量評価を表1に、同様に皮膚の等価線量を表2に示す。また、年齢グループ別の実効線量として、幼児及び乳児の実効線量の成人に対する割合(成人の実効線量を1とした場合)の計算結果を表3に示す。なお、各表において気象条件の変更に伴い変化した箇所をハッチングで示す。

気体廃棄物及び液体廃棄物の放出による実効線量は,表1より,気体廃 棄物の放出による各経路の実効線量は変化するが,合計値としては,約2. 2×10⁻² m S v / y であり,再処理事業指定申請書(既許可)の値と変更 はない。

気体廃棄物及び液体廃棄物の放出による皮膚の等価線は、表2より、気体廃棄物の放出による各経路の等価線量が変化した結果、合計値として約 1.6×10⁻¹ m S v / y となり、再処理事業指定申請書(既許可)の値(約 2.0×10⁻¹ m S v / y)より小さくなった。

以上より,気象条件を変更しても平常時における公衆の線量評価は同等 もしくは小さくなる結果となり,規則への適合性に影響はないことを確認 した。

		変更前				変更後			
経路		実効線量 (mSv∕y)	評価地点		実効線量 (m S v ∕ y)	評価地,		点	
	放射性雲からの外部被ばく	約6.2×10 ⁻³	ESE方向, 約1,100m		約6.5×10 ⁻³		E方向,約690m		
	地表沈着による外部被ばく	約8.9×10 ⁻⁴			約1.7×10 ⁻³				
	呼吸摂取による内部被ばく	約9.7×10 ⁻⁴			約1.7×10 ⁻⁴				
	農作物摂取による内部被ばく	約9.7×10 ⁻³		*	ESE方向, 約4,100m		米		ESE方向, 約1,200m
				葉菜	W方向, 約1,000m	約9.2×10 ⁻³	葉菜		ESE方向, 約1,100m
気 体			根菜		ESE方向, 約4,100m			根菜	ESE方向, 約1,100m
	畜産物摂取による内部被ばく	約1.3×10 ⁻³	牛	牧草	ESE方向, 約4,100m	牛 乳 約1.2×10 ⁻³ 牛 肉	牛	+ 牧草	ESE方向, 約1,100m
			乳	デント コーン	ESE方向, 約4,100m		乳	デント コーン	ESE方向, 約1,200m
			牛	牧草	W方向, 約1,000m		牛	牧草	ESE方向, 約1,100m
			肉	デント	W方向,		肉	デント	ESE方向,
				コーン	ユーン 約1,000m			コーン	約1,100m
	大気合計	約1.9×10 ⁻²	-		約1.9×10 ⁻²		—		

表1 気体廃棄物及び液体廃棄物による実効線量評価結果(1/2)

			変更前	変更後		
経路		実効線量 (m S v / v)	評価地点	実効線量 (mSv/v)	評価地点	
液体	海水面からの外部被ばく	約1.1×10 ⁻⁶		約1.1×10 ⁻⁶		
	漁網からの外部被ばく	約3.6×10 ⁻⁴		約3.6×10 ⁻⁴		
	船体からの外部被ばく	約1.9×10 ⁻⁶		約1.9×10 ⁻⁶		
	海中作業からの外部被ばく	約1.9×10 ⁻⁵		約1.9×10 ⁻⁵		
	海産物摂取による内部被ばく	約2.7×10 ⁻³		約2.7×10 ⁻³		
	海洋合計	約3.1×10 ⁻³		約3.1×10 ⁻³		
	合 計	約2.2×10 ⁻²	_	約2.2×10 ⁻²	_	

表1 気体廃棄物及び液体廃棄物による実効線量評価結果(2/2)

		変更前		変更後		
	経路	皮膚の等価線量 (m S v / y)	評価地点	皮膚の等価線量 (m S v / y)	評価地点	
気 体	放射性雲からの外部被ばく	約7.7×10 ⁻²	W方向,	約9.8×10 ⁻²	ESE方向,	
	地表沈着による外部被ばく	約1.1×10 ⁻¹	約970m	約5.5×10 ⁻²	約1,100m	
	大気合計	約1.9×10 ⁻¹	—	約1.6×10 ⁻¹	—	
液体	海水面からの外部被ばく	約2.4×10 ⁻⁶		約2.4×10 ⁻⁶		
	漁網からの外部被ばく	約6.1×10 ⁻³		約6.1×10 ⁻³		
	船体からの外部被ばく	約3.7×10 ⁻⁴	_	約3.7×10 ⁻⁴	_	
	海中作業からの外部被ばく	約4.5×10 ⁻⁵		約4.5×10 ⁻⁵		
	海洋合計	約6.6×10 ⁻³		約6.6×10 ⁻³		
	合計	約2.0×10 ⁻¹	_	約1.6×10 ⁻¹	—	

表2 皮膚の等価線量の評価結果

表3 幼児及び乳児の実効線量の成人に対する割合(成人の実効線量を1とした場合)の計算結果

計算対象	変更前	変更後
幼児	1.1	1.1
乳児	0.94	0.96

別紙1

「安全審査 整理資料 21条:廃棄施設(令和元年10月18日提出)」抜粋

5. 平常時における公衆の線量評価

平常時における公衆の線量評価は,「原子炉等規制法」に基づき定められ ている線量限度を超えないことはもとより,合理的に達成できる限り低い ことを評価する。

敷地周辺の公衆の放射線被ばくが合理的に達成できる限り低いことを確認するために行う線量の評価のうち,気体及び液体廃棄物の放出に起因する線量の評価は,放出低減化に係る処理設備設計の妥当性の確認の観点から行う。一方,施設からの放射線に起因する線量の評価は,施設配置及び 遮蔽設計の妥当性の確認の観点から行う。このように評価の観点が異なる ことから,それぞれの線量について別個に評価し,十分小さいことを確認 する。 5.1 放射性物質の放出に係る線量評価

5.1.1 線量評価の前提

5.1.1.1 評価の基本的な考え方

「再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」に適合するように,平常時における気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質による 公衆の線量を評価する。

被ばく経路は,気体廃棄物中の放射性物質の放射性雲からの外部被ばく, 気体廃棄物中の放射性物質の地表沈着による外部被ばく,気体廃棄物中の 放射性物質の呼吸摂取による内部被ばく,農・畜産物摂取による内部被ば く,液体廃棄物中の放射性物質による外部被ばく及び海産物摂取による内 部被ばくとする。

このうち,放射性雲からの外部被ばく,地表沈着による外部被ばく及び 呼吸摂取による内部被ばくの各経路については,敷地内には人の居住がな いことから,将来の居住の可能性を考慮し,敷地境界外における人を対象 として線量を評価する。

一方,その他の経路については,現実に存在しうる人を評価対象とし, 農・畜産物摂取及び海産物摂取による内部被ばくについては,現地食品摂 取調査結果に基づき,施設周辺において平均的な食生活を営む人を対象と して線量を評価する。

公衆の実効線量については,被ばく経路ごとの線量を,次のように足し 合わせる。放射性雲からの外部被ばく,地表沈着による外部被ばく及び呼 吸摂取による内部被ばくは,1地点において同時に被ばくするものとし, 地点ごとにそれぞれの線量を加算し,その結果が最大となる地点での線量 を評価する。農・畜産物摂取及び海産物摂取による内部被ばくは,摂取さ れる対象の流通形態が複雑で線量の地域的分布を評価することが困難であ るので,それぞれの経路における最大の線量を評価する。また,液体廃棄 物中の放射性物質による外部被ばくは,現地漁労実態調査結果に基づき, 重複して被ばくする成人を想定して,この経路における最大の線量を評価 する。

以上のようにして評価した経路ごとの最大の線量(放射性雲からの外部 被ばく,地表沈着による外部被ばく及び呼吸摂取による内部被ばくは,こ れら3経路からの線量の合計の最大値)について,ある個人が重複して被 ばくするおそれはないが,それらを加算して評価結果とする。

なお,実効線量の評価については,現地食品摂取調査結果から得られた 各年齢グループの食生活の態様を考慮し,食品摂取量の最も大きい成人を 対象として評価を行うが,内部被ばくについては,食生活の態様のほかに, 呼吸率並びに呼吸摂取及び経口摂取による実効線量係数も各年齢により異 なることが知られているので,「発電用軽水型原子炉施設の安全審査にお ける一般公衆の線量評価について」を参考として成人以外に幼児,乳児を 対象とし,呼吸率,食品摂取量並びに呼吸摂取及び経口摂取による実効線 量係数の年齢依存性を考慮し,成人以外の各年齢グループの実効線量の成 人に対する割合を計算する。

公衆の皮膚の等価線量については,外部被ばく経路について評価し,被 ばく経路ごとの線量を次のように足し合わせる。放射性雲からの外部被ば く及び地表沈着による外部被ばくは,1地点において同時に被ばくするも のとし,地点ごとにそれぞれの線量を加算し,その結果が最大となる地点 での線量を評価する。また,液体廃棄物中の放射性物質による外部被ばく は,現地漁労実態調査結果に基づき,重複して被ばくする成人を想定して, この経路における最大の線量を評価する。以上のようにして評価した経路 ごとの最大の線量(放射性雲からの外部被ばく及び地表沈着による外部被

5 - 3

ばくは、これら2経路からの線量の合計の最大値)について、ある個人が 重複して被ばくするおそれはないが、それらを加算して評価結果とする。

なお,眼の水晶体の等価線量は,ガンマ線については皮膚の等価線量と 同程度であり,ベータ線については皮膚の等価線量よりも小さいため,皮 膚の等価線量を評価することにより,眼の水晶体の等価線量についても等 価線量限度を十分下回ることを確認する。 5.1.1.2 評価に用いる放射性物質の放出量

放射性物質の放出に係る線量評価に当たり,気体廃棄物及び液体廃棄物 に含まれる放射性物質の核種別年間放出量は,「4.2.2 気体廃棄物の推 定放出量」及び「4.3.2 液体廃棄物の推定放出量」に示される推定年間 放出量に基づき設定する。

再処理施設からは多種類の核種が環境中に放出されるが,核種ごとの放 出量及び単位放出量当たりの線量寄与が異なるため,線量に有意な寄与を 及ぼす核種は個々の核種について(アルファ線を放出する核種については, 元素単位に)線量評価を行い,単独では線量に有意な寄与を及ぼさない核 種は,より厳しい結果となるようにその放出量を適切な核種に置き換えて 評価する。

核種ごとに評価する核種の選定においては,核種別年間放出量,実効線 量係数,環境中の移行パラメータ等を考慮し,実効線量又は皮膚の等価線 量のいずれかに有意な寄与を及ぼす核種を選定する。 5.1.1.3 評価に用いる計算式及びパラメータ

線量の計算に当たっては、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象 指針(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定)」(以下「気象指針」と いう。)を適用し、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公 衆の線量評価について(平成元年3月27日原子力安全委員会了承)」を参 考とするとともに、周辺陸域及び海域の利用状況等の地域特性を考慮した 適切な解析モデル及びパラメータの値を用いる。

線量の計算に用いるパラメータは,その種類に応じて以下のとおり選定 する。

(1) 放出放射性物質の大気中及び海洋中の拡散に係る気象条件及び海象条件

敷地における気象観測及び前面海域における海象調査の結果に基づく 気象条件及び海象条件を用いる。

(2) 農・畜・海産物及び漁具等への移行に係るパラメータ

発電用軽水型原子炉施設や先行再処理施設等,国内の原子力施設に係 る線量当量評価において使用された値を用いるとともに,必要に応じて, 国外における指針等の規制を目的とした文献の値を用いる。

a. 農・畜産物への移行パラメータ

農・畜産物への移行パラメータは、先行再処理施設の線量当量評価に 用いられた値を参考とし、米国原子力規制委員会の規制指針1.109の値 を用いる。

規制指針1.109に与えられていない作物及び元素については、用いる 解析モデルへの適合性を考慮し、それぞれ適切と考えられる文献の値を 用いる。

ただし、農作物へのよう素の移行パラメータが、最近の国内での実験

データ等に基づき得られる場合には、その値を用いる。

さらに、上記各文献に該当するデータがない場合は、同一の作物に関 する最も値の大きい元素についての値を用いるか、又は、同一の元素に 関する他の作物に対する値と同じ値を用いる。

b. 海産物への移行パラメータ

放射性核種の海産物への移行の評価に当たっては,公衆の受ける年間 の線量を評価する観点から,濃縮係数法を採用することとし,海産物の 種類の分類方法及び海産物の濃縮係数は,先行再処理施設の線量当量評 価に使用されたものを用いる。ただし,海藻類の濃縮係数の引用に当た っては,評価上海藻類を紅藻と褐藻とに分けずに,両者のうち大きい方 の値を用いる。

これまでの国内の原子力施設に係る線量評価において用いられていな い核種の濃縮係数については,国外の指針等の文献の値を用いる。ただ し,国内のフィールドデータが得られている場合には,これも考慮する。 c.漁具等への移行パラメータ

漁具等への移行パラメータは,先行再処理施設の線量当量評価に使用 された値を用いる。その際,海水中から漁網への移行係数については, 前面海域で実際に使用されている漁網への放射性核種の移行についての トレーサ実験結果も参考にする。

d. 親核種と放射平衡にある短半減期の娘核種に係る移行パラメータ

娘核種の半減期が十分短い放射平衡核種については,環境中において 娘核種は親核種と同一の移行をするとし,農・畜・海産物及び漁具等へ の移行パラメータは,親核種のものを娘核種に対しても用いる。 (3) 農・畜産業,漁業・漁労等の実態及び食生活の態様等の現地社会環境 実態に係るパラメータ

敷地周辺地域を対象とした現地社会環境実態調査結果から得られる敷 地周辺における標準的な値を用いる。敷地周辺における標準的な値とし ては,六ヶ所村内の平均的な値を用いることとし,その値は,村内の一 般的な農・畜産業,漁業・漁労及び食品摂取の状況の調査結果を踏まえ, 村内を代表すると考えられるものを対象にして,統計資料等の村内の全 数調査の結果又は標本調査の結果から求める。

現地社会環境実態調査結果から得られるパラメータのうち,農作物へ の放射性物質の移行評価に用いるものについては,収穫量及び摂取量の 観点から村内を代表すると考えられる農作物を対象にして求める。また, 収穫量等の年変動の考慮が必要なものについては,標準的と考えられる 調査期間を対象にして求める。

(4) 線量換算係数,核種データ(崩壊定数,ガンマ線エネルギ等)等のその他のパラメータ

外部被ばくに係る線量換算係数は,放射性物質の大気放出経路及び海 洋放出経路のそれぞれについて,信頼性を有する既存の文献の値を用い る。

呼吸摂取及び経口摂取による内部被ばくに係る実効線量係数は、国際放射線防護委員会(以下「ICRP」という。)の Publication 72の実効線量係数を用いる。

呼吸摂取及び経口摂取による内部被ばくに係る実効線量係数は,核種 の化学形により異なるので,それぞれ法令に定められた実効線量係数が 最も大きくなる化学形を想定し,その化学形に対する値を用いる。

放射性よう素に起因する内部被ばくによる実効線量評価に関し、日本

人の代謝データが考慮された実効線量係数がある場合には、それを用い る。

その他,核種データ等についても,信頼性を有する既存の文献の値を 用いる。

- 5.1.2 気体廃棄物による線量の評価
- 5.1.2.1 気体廃棄物中の放射性物質による空気中放射性物質濃度,
 年間平均地上空気中濃度及び年間平均地表沈着率の計算
- 5.1.2.1.1 計算方法の概要
 - (1) 大気中の拡散

主排気筒を通じて大気中に放出された気体廃棄物中の放射性物質(気体の放射性物質及び放射性エアロゾル)は、風とともに移動しながら拡散・希釈される。

空気中における放射性物質濃度の計算は、気象指針に基づいて行う。

主排気筒を通じての大気中への放射性物質の放出は,気象指針にいう 連続放出と見なせるので,1年間の気象資料を統計処理して求めた気象 条件に基づき,線量計算地点(以下「着目地点」という。)における年 間の平均濃度として求める。ここで,放射性物質の着目地点に向かう間 の物理的減衰は無視する。

放射性物質の年間平均濃度の計算に当たっては,風が放出点から見て 着目地点を含む方位(以下「着目方位」という。)に向かう場合及びそ の隣接方位に向かう場合の寄与を合算する。着目方位の年間平均濃度の 計算には,風向別大気安定度別風速逆数の総和を用い,風向が1方位内 で一様に変動するとして濃度の平均化を行う。

(2) 地表への沈着

大気中を拡散する放射性物質は,拡散しながら徐々に地表(地表付近 に存在する農作物表面等を含む。)に沈着する。大気中放射性物質の地 表沈着の評価では,乾燥沈着速度を用いた乾燥沈着の評価に加え,降水 による大気中放射性物質の洗浄沈着にも留意する。

地表への乾燥沈着速度としては、よう素を含めたすべての放射性エア

ロゾルに対して、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公 衆の線量評価について」を参考として、0.01m/sを採用する。

降水沈着の評価モデルは、国外における指針等で採用されている解析 モデルを参考として、降水洗浄係数を用いる方法を採用する。

降水洗浄係数は,鉛直方向の高さに依存しない,鉛直方向平均降水洗 浄係数として与える。降水洗浄係数は,降水強度等の気象的な要因及び 沈着物質の性質によって変化することが知られている。ここでは,H.D. Brenkらが1981年にそれまでの知見を整理して導いた,降水強度のべき 乗に比例する式を採用する。

なお、雪による洗浄効果は、等しい降水強度における雨の洗浄効果よ り小さいことから、雨についての降水洗浄係数を年間にわたり適用する。

放射性物質の地表への沈着に関し,大気中の物質が地表沈着により除 去されることによる空気中放射性物質濃度の減少は無視する。

また,地表沈着による外部被ばく及び農・畜産物摂取による内部被ば くからの線量の評価における放射性物質の地表沈着量の計算に当たって は,長期蓄積を考慮する。

(3) 農・畜産物への移行

大気中の放射性物質の沈着に関し,作物への乾燥沈着率及び降水沈着 率の計算に当たっては,根菜及び水稲(米)のように作物全体に対して 可食部が限定される作物の摂取による線量を,より現実的な移行モデル を用いて評価するために,地表への乾燥沈着率及び降水沈着率に対して 作物の葉面付着割合を用いる。また,作物の収穫時点における可食部中 への放射性物質の移行・残留量は,作物の葉面から可食部への移行割合 を用いて評価する。

葉面付着割合が、大気中放射性物質の沈着時点での作物体内への吸収・

5 - 11

残留量を求めるために用いるパラメータであるのに対して,可食部への 移行割合は,収穫時における農作物可食部中放射性物質量の,収穫時に おける農作物中の全放射性物質量に対する比(それぞれ,経根吸収分を 除く。)として定義されるパラメータである。

放射性物質の地表沈着量に基づく経根吸収の評価においては,収穫時 における農作物可食部中の経根吸収に起因する放射性物質濃度の,収穫 時における土壌中放射性物質濃度に対する比として定義される土壌から 作物への移行係数を用いて,長期蓄積を考慮した農作物への移行評価を 行う。

トリチウム及び炭素-14については、天然の水素及び炭素による同位 体希釈を考慮し、農作物への移行を地上空気中濃度に基づく比放射能法 により評価する。

トリチウム及び炭素-14の畜産物への移行係数は,現地の実態を反映 したパラメータとして,飼料作物中及び畜産物中の水素及び炭素の質量 割合,並びに,現地社会環境実態調査結果から得られる飼料作物摂取量 を用いて計算により求める。

5.1.2.1.2 計算のための前提条件

(1) 放出源の有効高さ

主排気筒の有効高さは、地上高に吹上げ高さを加算したものを、風洞 実験により補正した値とする。主排気筒の有効高さを、第5.1-1表に 示す。

(2) 気象条件

気象条件は、敷地内における平成25年4月から平成26年3月までの1 年間の観測による気象資料を、気象指針等に基づき統計処理した結果を 使用する。

大気拡散の計算に使用する方位別大気安定度別風速逆数の総和は,主 排気筒について第5.1-2表に示すとおりである。

また,降水沈着の計算に使用する方位別大気安定度別無降水期間割合 及び方位別大気安定度別降水強度は,主排気筒についてそれぞれ第5.1 -3表及び第5.1-4表に示すとおりである。

5.1.2.1.3 空気中放射性物質濃度の計算式

平常時における放射性物質の空気中濃度は、風向、風速、その他の気象 条件がすべて一様に定常であって、放射性物質が放出源から定常的に放出 され、かつ、地形が平坦であるとした場合に、放射性物質の空間濃度分布 が水平方向、鉛直方向ともに正規分布になると仮定された(5.1-1)式の 拡散式を基本として計算する。

この場合,拡散式の座標は,放出源直下の地表を原点に,風下方向をx 軸,水平面上の直角方向をy軸,鉛直方向をz軸とする直角座標である。

$$\chi(x, y, z) = \frac{Q}{2 \pi \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z \cdot U} \cdot exp\left(-\frac{y^2}{2 \sigma_y^2}\right)$$
$$\cdot \left(exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2 \sigma_z^2}\right\} + exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2 \sigma_z^2}\right\}\right)$$
.....(5.1-1)

ここで,

 $\chi(x, y, z)$: 点(x, y, z)における空気中放射性物質濃度 (Bq/m³) Q: 放射性物質の放出率 (Bq/s)

U : 放出源高さを代表する風速(m/s)

H : 放出源の有効高さ(m)

σ、:濃度分布のy方向の拡がりのパラメータ(m)

σ_z : 濃度分布のz方向の拡がりのパラメータ (m)

濃度分布の拡がりのパラメータ σ_y 及び σ_z は、気象指針に示される方法 に従って計算する。

5.1.2.1.4 年間平均地上空気中濃度の計算式

(1) 計算に用いる基本式

放射性物質の地表面上(以下「地上」という。)の濃度分布は,放射 性物質の着目地点に向かう間の減衰を無視すると,(5.1-2)式により 表される。

 $\chi(x, y, 0)$: 点(x, y, 0)における放射性物質の濃度(Bq/m³)

- Q :放出率 (Bq/s)
- *U* :風速 (m∕s)
- *H* : 放出源の有効高さ(m)
- σ_v:濃度分布のy方向の拡がりのパラメータ(m)
- σ₇:濃度分布のz方向の拡がりのパラメータ(m)

年間平均地上空気中濃度を計算するに当たっては,着目方位及びその 隣接方位の寄与を考慮する。このため,着目方位及びその隣接方位の寄 与をそれぞれの方位の年間平均気象データを用いて求め,それぞれの寄 与について着目方位内での平均化を行い,着目方位への寄与を総計する という方法を用いる。 着目方位及びその隣接方位の寄与について着目方位内での平均化を行い,地上空気中濃度の方位内平均値χを求める計算の基本は,(5.1-3)式のように示される。

$$\begin{split} \chi &= \sum_{j=A}^{F} \left[\frac{Q}{\pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj} \cdot U_{j1}} \cdot exp\left(-\frac{H_{1}^{2}}{2 \sigma_{zj}^{2}}\right) \cdot F_{j1} \right. \\ &+ \frac{Q}{\pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj} \cdot U_{j2}} \cdot exp\left(-\frac{H_{2}^{2}}{2 \sigma_{zj}^{2}}\right) \cdot F_{j2} \\ &+ \frac{Q}{\pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj} \cdot U_{j3}} \cdot exp\left(-\frac{H_{3}^{2}}{2 \sigma_{zj}^{2}}\right) \cdot F_{j3} \right] \\ &= \sum_{j=A}^{F} \left[Q \cdot \chi_{nj1} \cdot \left(\frac{1}{U_{j1}}\right) + Q \cdot \chi_{nj2} \cdot \left(\frac{1}{U_{j2}}\right) \right. \\ &+ Q \cdot \chi_{nj3} \cdot \left(\frac{1}{U_{j3}}\right) \right] \cdots (5.1-3) \\ &\chi_{nj1} = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj}} \cdot exp\left(-\frac{H_{1}^{2}}{2 \sigma_{zj}^{2}}\right) \cdot F_{j1} \\ &\chi_{nj2} = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj}} \cdot exp\left(-\frac{H_{2}^{2}}{2 \sigma_{zj}^{2}}\right) \cdot F_{j2} \\ &\chi_{nj3} = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj}} \cdot exp\left(-\frac{H_{3}^{2}}{2 \sigma_{zj}^{2}}\right) \cdot F_{j3} \\ &\Xi \subset \mathcal{C}, \\ &\sigma_{yj} = \sigma_{yj} (x) : \mathbb{A}$$
The matrix of the state of the state

 σ_y (m)

 $\sigma_{zj} = \sigma_{zj}(x)$:風下距離x(m) における大気安定度 j のときの σ_z (m)

 U_{j1} :大気安定度 jのときの着目方位の風速 (m/s)

 U_{j2} , U_{j3} : 大気安定度 j のときの隣接方位の風速(m/s)

H₂, H₃:隣接方位に対する放出源の有効高さ(m)

F_{i1}:大気安定度 j のときの着目方位の濃度の平均化の係数

F_{i2}, F_{i3}: 大気安定度 j のときの隣接方位の濃度の平均化の係数

$$\chi_{nj1}$$
:風が着目方位に向かっており、単位放出率($1 \operatorname{Bq/s}$),

単位風速(1m/s)及び大気安定度が *j* であるときの着 目地点における地上空気中濃度の方位内平均値(Bq/m³)

χ_{nj2}, χ_{nj3}: それぞれ風が着目方位に隣接する方位に向かってお

り,単位放出率(1 Bq/s),単位風速(1 m/s)及び 大気安定度が j であるときの着目地点における地上空気 中濃度の方位内平均値(Bq/m³)

なお, 濃度の平均化の係数, F_{j1} , F_{j2} 及び F_{j3} は, (5.1-4)式に より示される。

$$F_{j2} = F_{j3} = \frac{\int_{0}^{y_{2}} exp(-\frac{y^{2}}{2\sigma_{yj}^{2}}) dy - \int_{0}^{y_{1}} exp(-\frac{y^{2}}{2\sigma_{yj}^{2}}) dy}{y_{2} - y_{1}}$$

$$y_1 = \frac{2 \pi x}{16} \times \frac{1}{2} = \pi x / 16$$

$$y_2 = \frac{2 \pi x}{16} \times \frac{3}{2} = 3 \pi x / 16$$

ここで,

x:放出点から着目地点までの距離(m)

(2) 年間平均地上空気中濃度の計算式

単位放出率(1 Bq/s)及び単位風速(1 m/s)のときの地上空気 中濃度の方位内平均値を用いると,着目地点における年間平均地上空気 中濃度は,(5.1-5)式により計算される。

$$\overline{\chi} = \sum_{j=A}^{F} (\overline{\chi}_{jL} + \overline{\chi}_{jL-1} + \overline{\chi}_{jL+1})$$

$$= \sum_{j} \overline{\chi}_{jL} + \sum_{j} \overline{\chi}_{jL-1} + \sum_{j} \overline{\chi}_{jL+1} \quad \dots \dots \quad (5.1-5)$$

$$\overline{\chi}_{jL} = Q \cdot \chi_{njL} \cdot \frac{1}{N_{t}} \cdot S_{jL}$$

$$\overline{\chi}_{jL-1} = Q \cdot \chi_{njL-1} \cdot \frac{1}{N_{t}} \cdot S_{jL-1}$$

$$\overline{\chi}_{jL+1} = Q \cdot \chi_{njL+1} \cdot \frac{1}{N_{t}} \cdot S_{jL+1}$$

$$\chi_{njL} = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj}} \cdot exp \left(-\frac{H_{L}^{2}}{2 \sigma_{zj}^{2}}\right) \cdot F_{j1}$$

$$\chi_{njL-1} = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj}} \cdot exp \left(-\frac{H_{L-1}^{2}}{2 \sigma_{zj}^{2}}\right) \cdot F_{j2}$$

$$\chi_{njL+1} = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj}} \cdot exp \left(-\frac{H_{L+1}^{2}}{2 \sigma_{zj}^{2}}\right) \cdot F_{j3}$$

$$\Xi \equiv \overline{C},$$

 x
 :着目地点における年間平均地上空気中濃度(Bq/m³)

 x_{jL}
 :風が着目方位Lに向かっており、大気安定度がj である ときの着目地点における年間平均地上空気中濃度の方位内
 平均值(Bq/m³)

- $\overline{\chi}_{jL-1}$, $\overline{\chi}_{jL+1}$: それぞれ風が着目方位Lに隣接する方位に向かっ ており、大気安定度がjであるときの着目地点における 年間平均地上空気中濃度の方位内平均値(Bq/m^3)
- χ_{njL}:風が着目方位Lに向かっており、単位放出率(1 Bq/s)、 単位風速(1 m/s)及び大気安定度が j であるときの着目 地点における地上空気中濃度の方位内平均値(Bg/m³)
- χ_{njL-1}, χ_{njL+1}: それぞれ風が着目方位Lに隣接する方位に向かっており、単位放出率(1 Bq/s)、単位風速(1 m/s)
 及び大気安定度が j であるときの着目地点における地上空気中濃度の方位内平均値(Bq/m³)
- Q : 放射性物質の年間放出量が、1年間一様に連続して放出されるとしたときの放出率(Bq/s)
- *N_t*:総観測回数(8,760)
- S_{jL}:着目方位Lに関する、大気安定度が j であるときの風速
 逆数の総和(s/m)
- S_{*jL*-1}, S_{*jL*+1}: それぞれ着目方位*L*に隣接する方位に関する,大
 気安定度が *j* であるときの風速逆数の総和(s/m)
- 5.1.2.1.5 年間平均地表沈着率の計算式
 - 計算に用いる基本式

地表沈着率は、乾燥沈着率と降水沈着率とに分けて評価する。

乾燥沈着率は,乾燥沈着速度と放射性物質の地上空気中濃度との積として,(5.1-6)式により求められる。

 $D_{G}^{d}(x, y) = V_{g} \cdot \chi(x, y, 0)$ (5.1-6)

ここで,

 $D_G^d(x, y)$:地表の点(x, y)における乾燥沈着率 $(Bq/m^2/s)$ V_g : 乾燥沈着速度 (m/s)

 $\chi(x, y, 0)$: 点(x, y, 0)における放射性物質の濃度(Bq/m³)

着目方位及びその隣接方位の寄与を考慮した乾燥沈着率の方位内平均 値*D^d_G*は,地上空気中濃度の方位内平均値χを用いて,(5.1-7)式に より求められる。

また,降水沈着率は,降水洗浄係数と空気中放射性物質濃度との積を 鉛直方向に積分することにより,(5.1-8)式により求められる。

$$D_{G}^{r}(x, y) = \int_{0}^{\infty} \Lambda \cdot \chi(x, y, z) dz \quad \dots \dots \quad (5.1-8)$$

ここで,
$$D_{G}^{r}(x, y) : 地表の点(x, y) における降水沈着率 (Bq/m2/s)$$

$$\Lambda \qquad : 降水洗浄係数 (s-1)$$

χ(x, y, z) : 点(x, y, z) における空気中放射性物質濃度(Bq/m³) 降水洗浄係数は鉛直方向の高さzに依存しない。すなわち,鉛直方向 平均降水洗浄係数とすると,(5.1-8)式は(5.1-9)式となる。

$$D_G^r(x, y) = \Lambda \cdot \int_0^\infty \chi(x, y, z) dz$$
 (5.1-9)

着目方位及びその隣接方位の寄与について着目方位内での平均化を行い,降水沈着率の方位内平均値*D_G*を求める計算の基本は,(5.1-10) 式のように示される。

$$D_{G}^{r} = \sum_{j=A}^{F} \left[A_{j1} \cdot \int_{0}^{\infty} \frac{Q}{2 \pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj} \cdot U_{j1}} \right]$$

$$\times \left[exp \left\{ -\frac{(z-H_{1})^{2}}{2 \sigma_{z}^{2}} \right\} + exp \left\{ -\frac{(z+H_{1})^{2}}{2 \sigma_{z}^{2}} \right\} \right] \cdot F_{j1} dz$$

$$+ A_{j2} \cdot \int_{0}^{\infty} \frac{Q}{2 \pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj} \cdot U_{j2}} \right]$$

$$\times \left[exp \left\{ -\frac{(z-H_{2})^{2}}{2 \sigma_{z}^{2}} \right\} + exp \left\{ -\frac{(z+H_{2})^{2}}{2 \sigma_{z}^{2}} \right\} \right] \cdot F_{j2} dz$$

$$+ A_{j3} \cdot \int_{0}^{\infty} \frac{Q}{2 \pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj} \cdot U_{j3}} \right]$$

$$\times \left[exp \left\{ -\frac{(z-H_{3})^{2}}{2 \sigma_{z}^{2}} \right\} + exp \left\{ -\frac{(z+H_{3})^{2}}{2 \sigma_{z}^{2}} \right\} \right] \cdot F_{j3} dz \right]$$

$$= \sum_{j=A}^{F} \left[A_{j1} \cdot \int_{0}^{\infty} Q \cdot \chi_{nj1}^{z} + \left(\frac{1}{U_{j1}} \right) dz \right]$$

$$+ A_{j2} \cdot \int_{0}^{\infty} Q \cdot \chi_{nj2}^{z} \cdot \left(\frac{1}{U_{j2}} \right) dz$$

$$\chi^{z}_{n j 1} = \frac{1}{2 \pi \cdot \sigma_{yj} \cdot \sigma_{zj}}$$

× [exp {
$$-\frac{(z-H_1)^2}{2\sigma_z^2}$$
 } + exp { $-\frac{(z+H_1)^2}{2\sigma_z^2}$ }] · F_{j1}

$$\chi^{z}_{n j 2} = \frac{1}{2 \pi \cdot \sigma_{y j} \cdot \sigma_{z j}}$$

× [exp {
$$-\frac{(z-H_2)^2}{2\sigma_z^2}$$
 } + exp { $-\frac{(z+H_2)^2}{2\sigma_z^2}$ }] • F_{j2}

$$\chi^{z}_{n j 3} = \frac{1}{2 \pi \cdot \sigma_{y j} \cdot \sigma_{z j}}$$

× [exp {
$$\left\{-\frac{(z-H_3)^2}{2\sigma_z^2}\right\}$$
 + exp { $\left\{-\frac{(z+H_3)^2}{2\sigma_z^2}\right\}$] · F_{j3}

ここで,

- Λ_{j1} :風が着目方位に向かっており、大気安定度がjであると きの降水洗浄係数 (s⁻¹)
- $\Lambda_{j2}, \Lambda_{j3}$: それぞれ風が着目方位に隣接する方位に向かっており、 大気安定度が j であるときの降水洗浄係数 (s⁻¹)
- χ^z_{nj1}:風が着目方位に向かっており、単位放出率(1 Bq/s)、 単位風速(1 m/s)及び大気安定度が j であるときの着 目地点における空気中濃度の方位内平均値の鉛直方向分布 (Bq/m³)

χ^{*x*}_{*nj*², χ^{*x*}_{*nj*³}: それぞれ風が着目方位に隣接する方位に向かってお}

り,単位放出率(1 Bq/s),単位風速(1 m/s)及び 大気安定度が *j* であるときの着目地点における空気中濃 度の方位内平均値の鉛直方向分布(Bq/m³)

(2) 年間平均地表沈着率の計算式

年間平均地表沈着率は,無降水期間と降水期間とに分けて評価する。 すなわち,無降水期間中の年間平均乾燥沈着率,降水期間中の年間平均 乾燥沈着率及び降水期間中の年間平均降水沈着率に分けて計算する。

単位放出率(1 Bq/s)及び単位風速(1 m/s)のときの地上空気 中濃度の方位内平均値及び空気中濃度の方位内平均値の鉛直方向分布を 用いると,着目地点における無降水期間中の年間平均乾燥沈着率,降水 期間中の年間平均乾燥沈着率及び降水期間中の年間平均降水沈着率は, それぞれ(5.1-11)式~(5.1-13)式により計算される。

(無降水期間)

 $\overline{D}_{G}^{d} = \sum_{j} \overline{D}_{GjL}^{d} + \sum_{j} \overline{D}_{GjL-1}^{d} + \sum_{j} \overline{D}_{GjL+1}^{d} \cdots \cdots \cdots \cdots \cdots (5.1-11)$ $\overline{D}_{GjL}^{d} = F_{rjL} \cdot V_{g} \cdot \overline{\chi}_{jL}$ $= F_{rjL} \cdot V_{g} \cdot Q \cdot \chi_{njL} \cdot \frac{1}{N_{t}} \cdot S_{jL}$ $\overline{D}_{GjL-1}^{d} = F_{rjL-1} \cdot V_{g} \cdot \overline{\chi}_{jL-1}$ $= F_{rjL-1} \cdot V_{g} \cdot Q \cdot \chi_{njL-1} \cdot \frac{1}{N_{t}} \cdot S_{jL-1}$ $\overline{D}_{GjL+1}^{d} = F_{rjL+1} \cdot V_{g} \cdot \overline{\chi}_{jL+1}$ $= F_{rjL+1} \cdot V_{g} \cdot Q \cdot \chi_{njL+1} \cdot \frac{1}{N_{t}} \cdot S_{jL+1}$
$\overline{D}_{G}^{d\,r} = \sum_{i} \overline{D}_{G\,j\,L}^{d\,r} + \sum_{i} \overline{D}_{G\,j\,L-1}^{d\,r} + \sum_{i} \overline{D}_{G\,j\,L+1}^{d\,r} + \sum_{i} \overline{D}_{G\,j\,L+1}^{d\,r} \cdots \cdots \cdots \cdots \cdots (5.1-12)$ $\overline{D}_{G_{jL}}^{dr} = (1 - F_{rjL}) \cdot V_{g} \cdot \overline{\chi}_{jL}$ $= (1 - F_{rjL}) \cdot V_g \cdot Q \cdot \chi_{njL} \cdot \frac{1}{N_t} \cdot S_{jL}$ $\overline{D}_{G_{jL-1}}^{dr} = (1 - F_{rjL-1}) \cdot V_g \cdot \overline{\chi}_{jL-1}$ $= (1 - F_{rjL-1}) \cdot V_g \cdot Q \cdot \chi_{njL-1} \cdot \frac{1}{N_{\star}} \cdot S_{jL-1}$ $\overline{D}_{G\,j\,L+1}^{d\,r} = (1 - F_{r\,j\,L+1}) \cdot V_g \cdot \overline{\chi}_{j\,L+1}$ $= (1 - F_{rjL+1}) \cdot V_g \cdot Q \cdot \chi_{njL+1} \cdot \frac{1}{N_{\star}} \cdot S_{jL+1}$ $\overline{D}_{G}^{r} = \sum_{i} \overline{D}_{G j L}^{r} + \sum_{i} \overline{D}_{G j L-1}^{r} + \sum_{i} \overline{D}_{G j L+1}^{r} + \sum_{i} \overline{D}_{G j L+1}^{r} \cdots \cdots \cdots \cdots \cdots \cdots (5.1-13)$ $\overline{D}_{G j L}^{r} = (1 - F_{r j L}) \cdot \Lambda_{j L} \cdot \int_{0}^{\infty} \overline{\chi}_{j L}^{z} dz$ $= (1 - F_{rjL}) \cdot A_{jL} \cdot \int_{0}^{\infty} Q \cdot \chi_{njL}^{z} \cdot \frac{1}{N_{L}} \cdot S_{jL} dz$ $\overline{D}_{G\,j\,L-1}^{r} = (1 - F_{r\,j\,L-1}) \cdot \Lambda_{j\,L-1} \cdot \int_{0}^{\infty} \overline{\chi}_{j\,L-1}^{z} dz$ $= (1 - F_{r j L-1}) \cdot A_{j L-1} \cdot \int_{0}^{\infty} Q \cdot \chi_{n j L-1}^{z} \cdot \frac{1}{N} \cdot S_{j L-1} dz$ $\overline{D}_{G\,j\,L+1}^r = (1 - F_{r\,j\,L+1}) \cdot \Lambda_{j\,L+1} \cdot \int_0^\infty \overline{\chi}_{j\,L+1}^z dz$

$$= (1 - F_{r j L+1}) \cdot A_{j L+1} \cdot \int_{0}^{\infty} Q \cdot \chi^{z}_{n j L+1} \cdot \frac{1}{N_{t}} \cdot S_{j L+1} dz$$

ここで,

- \overline{D}_{G}^{d} :着目地点における無降水期間中の年間平均乾燥沈着率 (Bg/m²/s)
- $\overline{D}_{G_{jL}}^{d}$:風が着目方位Lに向かっており、大気安定度がjである ときの着目地点における無降水期間中の年間平均乾燥沈着 率の方位内平均値($Bq/m^2/s$)
- $\overline{D}_{G\,j\,L-1}^{d}$, $\overline{D}_{G\,j\,L+1}^{d}$: それぞれ風が着目方位Lに隣接する方位に向かっており,大気安定度がjであるときの着目地点における無降水期間中の年間平均乾燥沈着率の方位内平均値

 $(Bq/m^2/s)$

- F_{rjL} :風が着目方位Lに向かっており、大気安定度がjである ときの無降水期間割合
- F_{rjL-1} , F_{rjL+1} : それぞれ風が着目方位Lに隣接する方位に向かっており, 大気安定度がiであるときの無降水期間割合
- V_g :乾燥沈着速度

- $\overline{\chi}_{jL-1}$, $\overline{\chi}_{jL+1}$: それぞれ風が着目方位Lに隣接する方位に向かっており、大気安定度がjであるときの着目地点における

年間平均地上空気中濃度の方位内平均値(Bq/m³)

- χ_{njL} :風が着目方位Lに向かっており、単位放出率(1 Bq/s)、 単位風速(1 m/s)及び大気安定度がjであるときの着 目地点における地上空気中濃度の方位内平均値(Bg/m³)
- X_{njL-1}, X_{njL+1}: それぞれ風が着目方位Lに隣接する方位に向かっており、単位放出率(1 Bq/s)、単位風速(1 m/s)
 及び大気安定度が j であるときの着目地点における地上空気中濃度の方位内平均値(Bq/m³)
- Q : 放射性物質の年間放出量が、1年間一様に連続して放出されるとしたときの放出率(Bq/s)
- N_t :総観測回数(8,760)
- S_{jL}:着目方位Lに関する、大気安定度がjであるときの風速
 逆数の総和(s/m)
- *S_{jL-1}*, *S_{jL+1}*: それぞれ着目方位*L*に隣接する方位に関する,大
 気安定度が *j* であるときの風速逆数の総和(s/m)
- $\overline{D}_{G}^{d\,r}$:着目地点における降水期間中の年間平均乾燥沈着率 (Bq/m²/s)
- $\overline{D}_{G\,j\,L}^{d\,r}$:風が着目方位Lに向かっており、大気安定度がjである ときの着目地点における降水期間中の年間平均乾燥沈着率 の方位内平均値($Bq/m^2/s$)
- $\overline{D}_{G\,j\,L-1}^{d\,r}$, $\overline{D}_{G\,j\,L+1}^{d\,r}$: それぞれ風が着目方位Lに隣接する方位に向かっており、大気安定度がjであるときの着目地点における降水期間中の年間平均乾燥沈着率の方位内平均値 $(Bq/m^2/s)$

 \overline{D}_{G}^{r} :着目地点における降水期間中の年間平均降水沈着率

 $(Bq/m^2/s)$

- $\overline{D}_{G_{jL}}^{r}$:風が着目方位Lに向かっており、大気安定度がjである ときの着目地点における降水期間中の年間平均降水沈着率 の方位内平均値($Bq/m^{2}/s$)
- $\overline{D}_{G\,j\,L-1}^{r}$, $\overline{D}_{G\,j\,L+1}^{r}$: それぞれ風が着目方位Lに隣接する方位に向かっており、大気安定度がjであるときの着目地点における降水期間中の年間平均降水沈着率の方位内平均値

 $(Bq/m^2/s)$

 Λ_{jL} :風が着目方位Lに向かっており、大気安定度がjである ときの降水洗浄係数

〔希ガス,トリチウム及び炭素−14:0
 〔その他:
$$\Lambda_{jL}$$
= 1.2×10⁻⁴ (I_{jL})^{0.5}
 〕
 (s⁻¹)

 $\Lambda_{jL-1}, \Lambda_{jL+1}$: それぞれ風が着目方位Lに隣接する方位に向かっており、大気安定度がjであるときの降水洗浄係数

$$\left(\begin{array}{c} \hat{\pi} \\ \vec{\pi} \\ \vec{\pi$$

- *I_{jL}*:風が着目方位*L*に向かっており、大気安定度が *j* である
 ときの降水強度(mm/h)
- *I_{jL-1}*, *I_{jL+1}*: それぞれ風が着目方位*L*に隣接する方位に向かっており、大気安定度が*j*であるときの降水強度(mm/h)

x^z_{jL-1}, *x*^z_{jL+1}: それぞれ風が着目方位Lに隣接する方位に向かっ ており、大気安定度が *j* であるときの着目地点における 年間平均空気中濃度の方位内平均値の鉛直方向分布 (Bq/m³)

(5.1-13)式について,単位放出率(1 Bq/s),単位風速(1 m/s) 及び大気安定度が *j* であるときの着目地点における空気中濃度の方位 内平均値の鉛直方向分布を鉛直方向に積分した結果は,(5.1-14)式~ (5.1-16)式により示される。

したがって、大気安定度が j であるときの着目地点における降水期 間中の年間平均降水沈着率の方位内平均値は、(5.1-17)式~(5.119) 式により計算される。

 $\overline{D}_{G\,j\,L+1}^{r} = (1 - F_{r\,j\,L+1}) \cdot \Lambda_{j\,L+1}$

5.1.2.2 気体廃棄物中の放射性物質による実効線量の評価

5.1.2.2.1 実効線量の評価に用いる放射性物質の放出量

主排気筒から放出される気体廃棄物中の放射性物質による実効線量の評価に用いる放射性物質の年間の放出量は,第5.1-5表に示すとおりである。

なお,第5.1-5表に示すその他(α)及びその他(β,γ)については,線 量への寄与の大きい核種は核種ごとに,それら以外の核種は,アルファ線 を放出する核種,ガンマ線を放出する核種及びベータ線のみを放出する核 種に分類し,それぞれ,核種ごとに評価する核種のうち単位放出量当たり の線量の寄与の大きい核種に置き換えて評価する。

第5.1-5表に示す核種のうち,その他希ガス及びその他よう素の内訳 は,それぞれ第5.1-6表及び第5.1-7表に示すとおりである。 5.1.2.2.2 気体廃棄物中の放射性物質の放射性雲からの外部被ば く

計算方法の概要

再処理施設から放出される放射性物質量に基づき,風下方位及びその 隣接方位における年間平均の空気中放射性物質濃度分布を算出し,放射 性雲中の放射性物質からのガンマ線及びベータ線により周辺監視区域外 の公衆が受ける実効線量を計算する。

- (2) 計算のための前提条件
- a. 実効線量計算地点

実効線量の計算は、主排気筒を中心として16方位に分割し、各方位の 周辺監視区域外について行う。

b. 計算に用いるパラメータ

放射性雲からの外部被ばくに係る実効線量評価に用いるパラメータを 第5.1-8表及び第5.1-28表に示す。

- (3) 実効線量の計算式
- a. 計算に用いる基本式

主排気筒から放出された放射性物質の放射性雲による計算地点における空気カーマ率は,(5.1-20)式により計算する。

また、年間平均地上空気中濃度は、5.1.2.1.4に示す方法で計算する。

$$D_{\gamma} = K_{1} \cdot E_{\gamma} \cdot \mu_{en} \int_{0}^{\infty} \int_{-\infty}^{\infty} \int_{0}^{\infty} \frac{e^{-\mu \cdot r}}{4 \pi r^{2}}$$
$$\cdot B(\mu \cdot r) \cdot \chi(x, y, z) dx dy dz \qquad \dots \dots (5.1-20)$$
$$\subset \subset \mathcal{C},$$

$$D_{\gamma}$$
 :計算地点(x', y', 0)におけるガンマ線による空気カーマ 率 ($\frac{\mu \text{ Gy}}{h}$)

*K*₁ : 空気カーマ率への換算係数

$$(4.46 \times 10^{-4}) \left(\frac{\text{dis} \cdot \text{m}^3 \cdot \mu \text{ Gy}}{\text{MeV} \cdot \text{Bq} \cdot \text{h}} \right)$$

$$E_{\gamma}$$
:ガンマ線の実効エネルギ (MeV/dis)

$$\mu_{en}$$
:空気に対するガンマ線の線エネルギ吸収係数 (m^{-1})

$$r = \sqrt{(x' - x)^2 + (y' - y)^2 + (0 - z)^2}$$

 μ : 空気に対するガンマ線の線減衰係数 (m^{-1})

$$B(\mu \cdot r)$$
:空気に対するガンマ線の再生係数

$$B(\mu \cdot r) = 1 + \alpha_B \cdot (\mu \cdot r) + \beta_B(\mu \cdot r)^2 + \gamma_B \cdot (\mu \cdot r)^3$$

 $\chi(x, y, z)$:放射性雲中の点(x, y, z)における放射性物質の濃度

 (Bq/m^3)

空気カーマ率の計算に当たっては,評価対象核種から放出されるガン マ線エネルギの相違を考慮し,評価対象核種のガンマ線の代表エネルギ として0.5MeVに対する線エネルギ吸収係数,線減衰係数及び再生係数 を用い,ガンマ線の実効エネルギを0.5MeV/disとして計算した値に, 0.5MeV/disに対する各評価対象核種のガンマ線実効エネルギの比をか けて,空気カーマ率を求める。

このため、 μ_{en} 、 μ 、 α_B 、 β_B 、 γ_B については、0.5MeVの ガンマ線に対する値を以下のとおりとする。

 $\mu_{en} = 3.84 \times 10^{-3} (m^{-1}), \ \mu = 1.05 \times 10^{-2} (m^{-1})$

 $\alpha_B = 1.000$, $\beta_B = 0.4492$, $\gamma_B = 0.0038$

b. 実効線量の計算式

放射性雲による実効線量は,計算地点を含む方位及びその隣接方位

に向かう放射性雲のガンマ線からの空気カーマを合計して求める実 効線量にベータ線による実効線量を加えた(5.1-21)式により計算す る。

$$D = \sum_{i} \cdot K_{2} \cdot 10^{-3} \cdot f_{h} \cdot f_{o} \cdot \{ (\overline{D}_{L})_{i} + (\overline{D}_{L-1})_{i} + (\overline{D}_{L+1})_{i} \}$$
$$+ \sum_{i} (K_{4})_{i} \cdot (\overline{\chi})_{i} \cdot f_{S4} \cdot w_{T,S} \qquad \dots \dots \dots (5.1-21)$$

ここで,

$$K_2$$
 : 空気カーマから実効線量への換算係数
(0.8) ($\frac{\mu \text{ Sv}}{\mu \text{ Gv}}$)

- f_h :家屋の遮蔽係数(1)
- *f_o*:居住係数(1)

 $(\overline{D}_{L})_{i}, (\overline{D}_{L-1})_{i}, (\overline{D}_{L+1})_{i}$:計算地点を含む方位(L)及びその隣接 方位に向かう放射性雲中の放射性核種iによる年間平均 ガンマ線空気カーマ $(\frac{\mu Gy}{y})$ これらは、(5.1-20)式から得られる空気カーマ率 (D_{γ}) を、大気安定度別風向分布及び風速分布を考慮 して年間について積算して求める。

$$(K_4)_i$$
:放射性雲中の放射性核種 i からのベータ線外部被ばくに
よる皮膚の等価線量換算係数 ($\frac{m S v / y}{B q / m^3}$)

- $(\chi)_i$: 放射性核種iの年間平均地上空気中濃度 (Bq/m³)
- f_{s4}:体表面積の平均化係数(1)
- w_{T,S}: :皮膚の組織荷重係数(0.01)

5.1.2.2.3 気体廃棄物中の放射性物質の地表沈着による外部被ば く

計算方法の概要

再処理施設から放出される放射性物質量に基づき,放射性物質の年間 平均の地表沈着率を算出し,地表に沈着した放射性物質により周辺監視 区域外の公衆が受ける実効線量を計算する。

- (2) 計算のための前提条件
- a. 実効線量計算地点

5.1.2.2.2 (2) a. と同じとする。

b. 計算に用いるパラメータ

地表沈着による外部被ばくに係る実効線量評価に用いるパラメータを 第5.1-9表及び第5.1-10表に示す。

- (3) 実効線量の計算式
- a. 放射性物質の地表沈着量の計算式

放射性物質の地表沈着量は,空気中の放射性物質が5.1.2.1.5で求め た割合で沈着するものとし,無降水期間と降水期間に分けて,(5.1-22) 式により計算する。

(無降水期間)

$$A_{G}^{d} = \frac{D_{G}^{d}}{\lambda_{G}} \{ 1 - exp(-\lambda_{G} \cdot t_{G}) \}$$

$$A_G^r = \frac{D_G^{ur} + D_G^r}{\lambda_G} \left\{ 1 - exp\left(-\lambda_G \cdot t_G\right) \right\}$$

ここで,

- A_G :放射性物質の地表沈着量 (Bq/m²)
- A_G^d : 無降水期間中の放射性物質の地表沈着量 (Bq/m²)
- A_G^{I} :降水期間中の放射性物質の地表沈着量 (Bq/m²)

$$D_G^d$$
 : 無降水期間中の乾燥沈着率 ($\frac{Bq}{m^2 \cdot s}$)

 λ_G :土壌からの放射性物質の実効除去率 (s⁻¹)

 $\lambda_G = \lambda + \lambda_s$

- λ : 核種の物理的崩壊定数 (s⁻¹)
- λ_s : 土壌からの放射性物質の系外除去率(0)(s⁻¹) より厳しい評価として土壌からの放射性物質の系外除去を 無視する。
- t_G:地表沈着を考慮する期間(20×365×24×3,600)(s)

$$D_G^{d_r}$$
:降水期間中の乾燥沈着率 ($\frac{Bq}{m^2 \cdot s}$)

- D_G^r :降水期間中の降水沈着率 ($\frac{Bq}{m^2 \cdot s}$)
- b. 地表沈着した放射性物質による実効線量の計算式

地表沈着した放射性物質による実効線量は、(5.1-23)式により計算する。

 D_A :地表沈着した放射性物質による実効線量(mSv/y) $(K_A)_i$:地表沈着した放射性物質からの放射性核種iの実効線

量換算係数 $(\frac{m S v / y}{Bq / m^2})$ (A_G)_i:放射性核種iの地表沈着量 (Bq / m^2) 5.1.2.2.4 気体廃棄物中の放射性物質の呼吸摂取による内部被ば く

計算方法の概要

再処理施設から放出される放射性物質量に基づき,放射性物質の年間 平均の地上空気中濃度を算出し,放射性物質の呼吸摂取により周辺監視 区域外の公衆が受ける実効線量を計算する。

- (2) 計算のための前提条件
- a. 実効線量計算地点

5.1.2.2.2 (2) a. と同じとする。

- b.計算に用いるパラメータ
 呼吸摂取による内部被ばくに係る実効線量評価に用いるパラメータを
 第5.1-11表に示す。
- (3) 実効線量の計算式

呼吸摂取による実効線量は、(5.1-24)式により計算する。

 $D_{B} = B_{r} \cdot \sum_{i} (K_{B}^{5 0})_{i} \cdot (\overline{\chi})_{i} \qquad (5.1-24)$ $\Box \subset \mathfrak{C},$

- D_B :呼吸摂取による実効線量 (m S v / y)
- B_r: 呼吸率(22.2×365)(m³/y)
 (ただし、トリチウムについては、経皮吸収を考慮して1.5
 を乗ずる。)
- $(K_B^{50})_i$:呼吸摂取による放射性核種iの実効線量係数(mSv/Bq)
- $(\overline{\chi})_i$: 放射性核種iの年間平均地上空気中濃度 (Bq/m³)

5.1.2.2.5 農・畜産物摂取による内部被ばく

評価方法の概要

農・畜産物摂取による内部被ばくに係る実効線量の評価は、当該陸域 における農・畜産業実態及び敷地周辺の公衆の食品摂取状況に基づき、 農作物として葉菜、根菜及び米、また、畜産物として、牧草及びデント コーンで飼養される家畜から生産される牛乳及び牛肉を対象として行う。

農・畜産物の摂取による内部被ばくでは,農・畜産物の種類ごとに, 摂取による最大の実効線量を評価する。各計算地点における実効線量の 計算方法の概要は,次のとおりである。

再処理施設から放出される放射性物質量に基づき,放射性物質の年間 平均の地上空気中濃度及び年間平均の地表沈着率を算出し,各計算地点 で栽培される作物への移行を考慮して,作物中の放射性物質濃度を計算 する。畜産物中の放射性物質濃度は,飼料作物によって飼養される家畜 への移行を考慮して算出する。なお,トリチウム及び炭素-14の作物中 濃度は,それぞれ作物中の水素及び炭素含有量に基づき,比放射能法に より求める。

これらの農・畜産物を摂取することにより公衆が受ける実効線量を計 算する。

(2) 計算のための前提条件

a. 実効線量計算地点

農・畜産物摂取による実効線量は、将来の農地の可能性を考慮して、 作物中の放射性物質濃度の計算地点として敷地境界外を対象とし、そこ で生産される農作物及び飼料作物により飼養される家畜から生産される 畜産物を摂取することによる実効線量を計算する。

ただし、農地となるおそれのない社有地、湖沼、岸壁、海岸等は、計

算地点から除外する。

b. 計算に用いるパラメータ

農・畜産物摂取による内部被ばくに係る実効線量評価に用いるパラメータを第5.1-9表及び第5.1-12表~第5.1-22表に示す。

- (3) 実効線量の計算式
- a. 農作物摂取による実効線量の計算式
- (a) 放射性物質の地表沈着量の計算式

放射性物質の地表沈着量は、5.1.2.1.5 に示す方法で計算した地表 沈着率を基に、農作物による遮断効果を考慮して、(5.1-25) 式及び (5.1-26)式により計算する。

(無降水期間)

 $A_{\nu}^{d} = \frac{F_{\nu}^{d} \cdot D_{G}^{d}}{\lambda_{\nu}} \{ 1 - exp(-\lambda_{\nu} \cdot t_{G}) \} \dots \dots \dots \dots \dots (5.1-25)$ (降水期間)

$$A_{\nu}^{r} = \frac{F_{\nu}^{d_{r}} \cdot D_{G}^{d_{r}} + F_{\nu}^{r} \cdot D_{G}^{r}}{\lambda_{\nu}} \left\{ 1 - exp(-\lambda_{\nu} \cdot t_{G}) \right\}$$

$$(5.1-26)$$

ここで,

- A_v^d : 無降水期間中の放射性物質の地表沈着量 (Bq/m²)
- A_v^r :降水期間中の放射性物質の地表沈着量 (Bq/m²)
- F^d_v
 : 農作物vの遮断効果による減少を考慮した無降水期間

 中の乾燥沈着割合(1)

より厳しい評価として、農作物の遮断効果を無視する。 D_G^d :無降水期間中の乾燥沈着率 $\left(\frac{Bq}{m^2 \cdot s}\right)$

より厳しい評価として、農作物の遮断効果を無視する。

$$D_G^{dr}$$
:降水期間中の乾燥沈着率 ($\frac{Bq}{m^2 \cdot s}$)

F'_v : 農作物vの遮断効果による減少を考慮した降水期間中の降水沈着割合(1)

より厳しい評価として、農作物の遮断効果を無視する。

$$D_G^r$$
:降水期間中の降水沈着率($\frac{Bq}{m^2 \cdot s}$)

 $\lambda_{v} = \lambda + \lambda_{sv}$

λ : 核種の物理的崩壊定数 (s⁻¹)

農作物中の放射性物質の濃度は,葉面への直接沈着過程及び根からの 吸収過程に分けて,(5.1-27)式により計算する。

$$C_{v} = C_{1v} + C_{2v} \qquad (5.1-27)$$

$$C_{1v} = \left(\frac{R_{v}^{d} \cdot F_{ev}}{\lambda_{ev} \cdot Y_{v}} \cdot D_{G}^{d} + \frac{R_{v}^{dr} \cdot F_{ev}}{\lambda_{ev} \cdot Y_{v}} \cdot D_{G}^{dr} + \frac{R_{v}^{r} \cdot F_{ev}}{\lambda_{ev} \cdot Y_{v}} \cdot D_{G}^{r}\right) \left\{1 - exp\left(-\lambda_{ev} \cdot t_{v}\right)\right\}$$

$$C_{2v} = \frac{C_{fv}}{S_{v}} \cdot (A_{v}^{d} + A_{v}^{r})$$
ここで,
$$C_{v} \qquad : 農作物v + obt https: bt thtps: bt thttps: bt thtps: bt thtps: bt thtps: bt thtps: bt th$$

- D_G^d :無降水期間中の乾燥沈着率 ($\frac{Bq}{m^2 \cdot s}$)
- *R_v^{dr}*: 降水期間中の農作物vの乾燥沈着放射性物質の葉面付着
 割合

$$D_G^{dr}$$
 :降水期間中の乾燥沈着率 ($\frac{Bq}{m^2 \cdot s}$)

 R^r_v
 :降水期間中の農作物vの降水沈着放射性物質の葉面付着

 割合

$$D_G^r$$
:降水期間中の降水沈着率($\frac{Bq}{m^2 \cdot s}$)

- F_{ev} : 農作物vの葉面から可食部への移行割合
- λ_{ev} : 農作物vからの放射性物質の実効除去率 (s⁻¹) $\lambda_{ev} = \lambda + \lambda_{wv}$

λ : 核種の物理的崩壊定数 (s⁻¹)

$$Y_v$$
 : 農作物 v の栽培密度(kg/m²)

$$\left(\frac{Bq/kg}{Bq/kg}\right)$$

 S_v : 農作物vに対する実効地表面密度 (kg/m²)

 A_v^d : 無降水期間中の放射性物質の地表沈着量 (Bq/m²)

 A'_{v} :降水期間中の放射性物質の地表沈着量 (Bq/m²)

 t_v : 農作物vへの沈着を考慮する期間 (s)

ただし、農作物中のトリチウムの濃度は、トリチウムと安定水素の 比率が農作物と空気中とで等しくなるものとして、(5.1-28)式によ り求める。同様に、農作物中の炭素-14の濃度は、炭素-14と安定炭 素の比率が農作物と空気中とで等しくなるものとして、(5.1-29)式 により求める。

(c) 農作物摂取による実効線量の計算式

農作物摂取による実効線量は,放射性物質の摂取量及び実効線量係数 を用いて,(5.1-30)式により計算する。

 $D_F = \sum_{v} \sum_{i} (K_F^{50})_i \cdot H_{vi} \qquad (5.1-30)$ $H_{vi} = 365 \cdot 10^{-3} \cdot W_v \cdot C_{vi} \cdot F_{kv}$ $\Xi \Xi \mathfrak{T},$

 D_F : 農作物摂取による実効線量 (m S v / y)

 $(K_F^{50})_i$:経口摂取による放射性核種iの実効線量係数(mSv/Bq)

- *H_{vi}* : 農作物vの摂取による放射性核種*i*の摂取量(Bq/y)
- *W_v* : 農作物*v*の摂取量(g/d)

摂取量については,現地食品摂取調査結果から得られた 値に既存の評価の例を考慮して設定する。

5 - 40

- C_{vi} : 農作物v中の放射性核種iの濃度(Bq/kg)
- F_{kv} : 農作物vの市場希釈係数(1)

市場希釈係数については,自家消費を考慮して1とする。 b. 畜産物摂取による実効線量の計算式

(a) 畜産物中の放射性物質の濃度の計算式

畜産物中の放射性物質の濃度は、飼料作物中の放射性物質の濃度、飼料摂取量及び畜産物中への放射性物質の移行係数を用いて、(5.1-31)式 により計算する。

 $C_{n} = F_{Ln} \cdot \sum_{v} C_{va} \qquad \dots \qquad (5.1-31)$ $C_{va} = A_{va} \cdot C_{v}$ ここで, $C_{n} \qquad : 畜産物n中の放射性物質の濃度 (Bq/kg)$ $F_{Ln} \qquad : 畜産物n中への放射性物質の移行係数 (\frac{Bq/kg}{Bq/d})$

C_{va}: 飼料作物vの摂取による家畜aの放射性物質取り込み量
 (Bq/d)

 C_v : 飼料作物v中の放射性物質の濃度(Bq/kg)

ただし、畜産物中への水素及び炭素の移行係数は、(5.1-32)式及び(5.1-33)式により計算する。

 $F_{Ln}^{H} = F_{Hn} \not\searrow (A_{va} \cdot F_{Hv}) \qquad (5.1-32)$ $F_{Ln}^{C} = F_{Cn} \not\searrow (A_{va} \cdot F_{Cv}) \qquad (5.1-33)$ $\Xi \equiv \mathfrak{C},$

$$F_{Ln}^{H}$$
: 畜産物 n 中への水素の移行係数(d/kg)

F_{Hn}: 畜産物*n*中の水素の質量割合

*F*_{Hv} : 飼料作物v中の水素の質量割合

 F_{Ln}^{C} : 畜産物n中への炭素の移行係数(d/kg)

F_{Cn} : 畜産物*n*中の炭素の質量割合

F_{Cv}: : 飼料作物v中の炭素の質量割合

なお,(5.1-31)式における飼料作物中の放射性物質の濃度は,a.(b) と同様に計算する。

(b) 畜産物摂取による実効線量の計算式

畜産物摂取による実効線量は,放射性物質の摂取量及び実効線量係数 を用いて,(5.1-34)式により計算する。

 $D_{N} = \sum_{n} \sum_{i} (K_{F}^{50})_{i} \cdot H_{ni} \qquad (5.1-34)$ $H_{ni} = 365 \cdot 10^{-3} \cdot W_{n} \cdot C_{ni} \cdot F_{kn}$ $\Xi \Xi \mathfrak{C},$

$$D_N$$
 : 畜産物摂取による実効線量 (m S v / y)

- $(K_F^{50})_i$:経口摂取による放射性核種iの実効線量係数(mSv/Bq)
- *H_{ni}*: 畜産物nの摂取による放射性核種iの摂取量(Bq/y)

れた肉牛からの牛肉が敷地周辺の公衆に摂取されること

 C_{ni} : 畜産物n中の放射性核種iの濃度(Bq/kg)

を考慮して1とする。

5 - 42

- 5.1.2.2.6 実効線量の評価結果
 - (1) 計算結果の足し合わせ

気体廃棄物による実効線量の計算結果については、各経路の実効線量 を次のように足し合わせた。放射性雲からの外部被ばく、地表沈着によ る外部被ばく及び呼吸摂取による内部被ばくは、1地点において同時に 被ばくするものとし、地点ごとにそれぞれの実効線量を加算し、その結 果が最大となる地点での実効線量を評価結果とした。3経路合計の実効 線量の方位別最大値を第5.1-23表に示す。また、農・畜産物の摂取に よる内部被ばくについては、農・畜産物の種類ごとに、その農・畜産物 摂取による実効線量の最大値をそれぞれ加算し、評価結果とした。

(2) 評価結果

主排気筒から放出される気体廃棄物中の放射性物質による実効線量の 評価を行った結果は、第5.1-24表に示すとおりである。

放射性雲からの外部被ばくに係る実効線量,地表沈着による外部被ば くに係る実効線量及び呼吸摂取による内部被ばくに係る実効線量の合計 が最大となるのは,主排気筒からE方向約690m地点であり,その値は 年間約8.3×10⁻³mSvである。この地点を第5.1-1図に示す。

農・畜産物摂取による内部被ばくに係る実効線量は,敷地境界外を対象として計算した結果,年間約1.1×10⁻²mSvであり,気体廃棄物中の 放射性物質に係る各被ばく経路の実効線量の合計は,年間約1.9×10⁻² mSvである。

なお,北換気筒,低レベル廃棄物処理建屋換気筒及び冷却空気出ロシャフトからの気体廃棄物の放出量は十分小さく,公衆の実効線量は,主排気筒からの放出に起因する実効線量に比べて十分小さい。

5.1.2.3 気体廃棄物中の放射性物質による皮膚の等価線量の評価

5.1.2.3.1 皮膚の等価線量の評価に用いる放射性物質の放出量

主排気筒から放出される気体廃棄物中の放射性物質による皮膚の等価線 量の評価に用いる放射性物質の年間の放出量は,第5.1-25表に示すとお りである。

なお,第5.1-25表に示すその他(α)及びその他(β,γ)については,線 量への寄与の大きい核種は核種ごとに,それら以外の核種は,アルファ線 を放出する核種,ガンマ線を放出する核種及びベータ線のみを放出する核 種に分類し,それぞれ,核種ごとに評価する核種のうち単位放出量当たり の線量の寄与の大きい核種に置き換えて評価する。

第5.1-25表に示す核種のうち,その他希ガス及びその他よう素の内訳 は,それぞれ第5.1-26表及び第5.1-27表に示すとおりである。

- 5.1.2.3.2 気体廃棄物中の放射性物質の放射性雲からの外部被ばく
 - 計算方法の概要

再処理施設から放出される放射性物質量に基づき,風下方位及びその 隣接方位における年間平均の空気中放射性物質濃度分布を算出し,放射 性雲中の放射性物質からのガンマ線及びベータ線により周辺監視区域外 の公衆が受ける皮膚の等価線量を計算する。

- (2) 計算のための前提条件
- a. 皮膚の等価線量計算地点

5.1.2.2.2 (2) a. と同じとする。

b. 計算に用いるパラメータ

放射性雲からの皮膚の等価線量評価に用いるパラメータを第5.1-8 表及び第5.1-28表に示す。

- (3) 皮膚の等価線量の計算式
- a. 計算に用いる基本式

主排気筒から放出された放射性物質の放射性雲による計算地点におけ るガンマ線による空気カーマ率は, 5.1.2.2.2 (3) a. と同様の方法で計 算する。

また,年間平均地上空気中濃度は,5.1.2.1.4に示す方法で計算する。 b.皮膚の等価線量の計算式

皮膚の等価線量は、(5.1-35)式により計算する。

- D_s :年間の皮膚の等価線量 (m S v / y)
- *K*₃ : 空気カーマから皮膚の等価線量への換算係数

(0.9)
$$(\frac{\mu \, S \, v}{\mu \, G \, y})$$

- *f_h* :家屋の遮蔽係数(1)
- *f*_o : 居住係数(1)
- $(\overline{D}_{L})_{i}, (\overline{D}_{L-1})_{i}, (\overline{D}_{L+1})_{i}$:計算地点を含む方位(L)及びその隣接 方位に向かう放射性雲中の放射性核種iによる年間平均 ガンマ線空気カーマ $(\frac{\mu Gy}{y})$ これらは、(5.1-20)式から得られる空気カーマ率 (D_{γ}) を、大気安定度別風向分布及び風速分布を考慮 して年間について積算して求める。
 - $(K_4)_i$:放射性雲中の放射性核種iからのベータ線外部被ばくに よる皮膚の等価線量換算係数 $(\frac{m Sv / y}{Bq / m^3})$
 - $(\overline{\chi})_i$: 放射性核種iの年間平均地上空気中濃度 (Bq/m³)

- 5.1.2.3.3 気体廃棄物中の放射性物質の地表沈着による外部被ばく
 - 計算方法の概要

再処理施設から放出される放射性物質量に基づき,放射性物質の年間 平均の地表沈着率を算出し,地表に沈着した放射性物質により周辺監視 区域外の公衆が受ける皮膚の等価線量を計算する。

- (2) 計算のための前提条件
- a. 皮膚の等価線量計算地点

5.1.2.2.2 (2) a. と同じとする。

b. 計算に用いるパラメータ

地表沈着による皮膚の等価線量評価に用いるパラメータを第5.1 -9表及び第5.1-29表に示す。

- (3) 皮膚の等価線量の計算式
- a. 放射性物質の地表沈着量の計算式

放射性物質の地表沈着量は, 5.1.2.2.3 (3) a. と同様の方法で計算する。

b. 皮膚の等価線量の計算式

地表沈着した放射性物質による皮膚の等価線量は,(5.1-36)式により計算する。

 $D_{AS} = \sum_{i} (K_{AS}^{G})_{i} \cdot (A_{G})_{i} + \sum_{i} (K_{AS}^{B})_{i} \cdot (A_{G})_{i} \cdots (5.1-36)$ $\Box \subset \mathcal{T},$

D_{AS}: 地表沈着した放射性物質による皮膚の等価線量
 (mSv/y)

$$(K_{AS}^{G})_{i}$$
:地表沈着した放射性核種 i のガンマ線による皮膚の
等価線量換算係数 $(\frac{m S v / y}{Bq / m^{2}})$

5 - 47

 $(K^B_{AS})_i$:地表沈着した放射性核種iのベータ線による皮膚の

等価線量換算係数
$$\left(\frac{m \, S \, v / \, y}{B \, q / m^2}\right)$$

 $(A_G)_i$:放射性核種iの地表沈着量 (Bq/m^2)

- 5.1.2.3.4 皮膚の等価線量の評価結果
 - (1) 計算結果の足し合わせ

気体廃棄物による皮膚の等価線量の計算結果については,各経路の皮 膚の等価線量を次のように足し合わせた。放射性雲からの外部被ばく及 び地表沈着による外部被ばくは,1地点において同時に被ばくするもの とし,地点ごとにそれぞれの皮膚の等価線量を加算し,その結果が最大 となる地点での皮膚の等価線量を評価結果とした。

(2) 評価結果

主排気筒から放出される気体廃棄物中の放射性物質による皮膚の等価 線量の評価を行った結果は,第5.1-30表に示すとおりである。

皮膚の等価線量の合計が最大となるのは、主排気筒からESE方向約 1,100m地点であり、その値は年間約1.6×10⁻¹mSvである。この地 点を第5.1-1図に示す。

なお,北換気筒,低レベル廃棄物処理建屋換気筒及び冷却空気出ロシ ャフトからの気体廃棄物の放出量は十分小さく,公衆の皮膚の等価線量 は,主排気筒からの放出に起因する皮膚の等価線量に比べて十分小さい。

風下方位	有効高さ(m)
Ν	180
NNE	185
N E	180
ΕNΕ	190
E	190
ΕSΕ	155
S E	175
SSE	185
S	180
SSW	200
S W	190
WSW	190
W	175
WNW	180
N W	185
NNW	200

第5.1-1表 主排気筒に係る放出源の有効高さ

第5.1-2表 主排気筒放出に係る方位別大気安定度別風速逆数の総和

(標高 205m, 地上高 146m)(s/m)

大気安定度 計算地点の方位	А	В	С	D	E	F
Ν	1.54	21.41	1.25	39.99	1.80	26.87
NNE	2.92	16.32	3.22	27.10	0.82	20.49
N E	2.86	8.73	3.40	24.32	1.30	17.56
ENE	0.64	10.45	11.61	85.38	8.15	25.00
Е	0.68	13.94	29.08	183.30	10.20	38.47
E S E	2.45	23.11	24.74	100.46	7.33	21.31
S E	0.64	13.51	6.58	58.37	4.43	30.22
S S E	0.00	6.75	2.89	28.53	2.02	14.34
S	0.86	12.15	1.82	19.10	0.73	11.54
SSW	0.00	5.26	0.78	23.12	0.97	6.95
S W	0.00	9.07	4.32	34.54	0.00	6.73
WSW	0.00	19.56	15.93	87.59	1.71	7.71
W	0.39	15.30	25.51	100.89	1.31	12.96
WNW	2.71	26.87	14.70	87.13	4.17	8.78
N W	0.30	22.42	4.98	57.68	2.87	21.14
NNW	6.68	16.58	3.35	36.15	1.11	26.83

第5.1-3表 主排気筒放出に係る方位別大気安定度別無降水期間割合

(標高 205m, 地上高 146m)

大気安定度 計算地点の方位	А	В	С	D	Е	F
Ν	1.000	0.959	1.000	0.872	1.000	0.991
NNE	1.000	0.974	0.950	0.859	1.000	1.000
N E	0.750	0.851	1.000	0.778	1.000	1.000
ENE	1.000	0.960	1.000	0.872	1.000	0.980
E	1.000	0.968	0.978	0.920	1.000	1.000
E S E	1.000	0.981	0.985	0.887	1.000	0.987
S E	1.000	0.962	1.000	0.855	1.000	1.000
S S E	1.000	1.000	0.801	0.806	1.000	1.000
S	1.000	1.000	0.835	0.808	1.000	1.000
SSW	1.000	1.000	1.000	0.538	1.000	1.000
S W	1.000	0.926	1.000	0.729	1.000	1.000
WSW	1.000	0.973	0.985	0.792	1.000	1.000
W	1.000	1.000	0.989	0.862	1.000	1.000
WNW	1.000	0.979	1.000	0.836	1.000	1.000
N W	1.000	1.000	0.858	0.739	1.000	1.000
NNW	1.000	1.000	1.000	0.773	1.000	0.979

第5.1-4表 主排気筒放出に係る方位別大気安定度別降水強度

(標高 205m, 地上高 146m) (mm/h)

大気安定度 計算地点の方位	А	В	С	D	Е	F
Ν	0.00	1.61	0.00	2.22	0.00	0.50
NNE	0.00	0.54	0.50	2.02	0.00	0.00
N E	1.00	0.54	0.00	1.24	0.00	0.00
ENE	0.00	0.54	0.00	1.16	0.00	0.50
E	0.00	1.08	0.60	1.14	0.00	0.00
E S E	0.00	0.54	0.50	1.64	0.00	0.50
S E	0.00	0.54	0.00	1.71	0.00	0.00
S S E	0.00	0.00	0.50	2.17	0.00	0.00
S	0.00	0.00	1.50	3.39	0.00	0.00
SSW	0.00	0.00	0.00	2.93	0.00	0.00
S W	0.00	0.54	0.00	1.02	0.00	0.00
WSW	0.00	1.08	0.50	1.75	0.00	0.00
W	0.00	0.00	0.50	1.64	0.00	0.00
WNW	0.00	0.54	0.00	1.48	0.00	0.00
N W	0.00	0.00	1.67	1.88	0.00	0.00
NNW	0.00	0.00	0.00	2.69	0.00	0.75

第5.1-5表 実効線量の評価に用いる主排気筒からの

核種	放 出 量 (Bq/y)
Kr-85	3.3×10^{17}
その他希ガス	1.9×10^{14}
H-3	1.9×10^{15}
C - 14	5. 2×10^{13}
I —129	1. 1×10^{10}
I -131	1. 7×10^{10}
その他よう素	1. 7×10^{12}
その他(α)	3.3×10^{8}
その他(β, γ)	9. 4×10^{10}

放射性物質の放出量

(注) その他(α)は、プルトニウム(α)(2.9×10⁸ Bq/y)について、その他 (β, γ)は、ストロンチウム-90/イットリウム-90(7.6×10⁸/7.6× 10⁸ Bq/y)、ルテニウム-106/ロジウム-106(4.1×10¹⁰/4.1×10¹⁰ Bq/y)、セシウム-137/バリウム-137m(1.1×10⁹/1.0×10⁹ Bq/ y)についての評価を行う。

これら以外の核種については、アルファ線を放出する核種(4.0×10⁷ Bq/y)はプルトニウム(α)として、アルファ線を放出しない核種のう ち、ガンマ線を放出する核種(1.4×10⁹Bq/y)はセシウム-137/バリ ウム-137mとして、ガンマ線を放出しない核種(8.2×10⁹Bq/y)はスト ロンチウム-90/イットリウム-90として評価を行う。

第5.1-6表 実効線量の評価に用いる主排気筒からの

核種	放 出 量 (Bq/y)
Ar-39	7.1×10 ¹²
Kr-81	2.2×10^{7}
Kr-83m	2. 1×10^{11}
Kr-85m	2. 1×10^{11}
Kr-87	6.9×10^{11}
Kr-88	5.8×10 ¹¹
Kr-89	8.1×10 ¹²
Kr-90	1.6 \times 10 ^{1 3}
Xe-131m	9.4×10 ¹⁰
Xe-133m	7.5×10 ¹
Xe-133	3.9×10^{11}
Xe-135m	1. 4×10^{13}
Xe-135	3. 4×10^{12}
Xe-137	4. 4×10^{13}
Xe-138	2. 0×10^{13}
Xe-139	6.6×10^{13}
その他希ガス合計	1.9×10^{14}

その他希ガスの放出量

第5.1-7表 実効線量の評価に用いる主排気筒

核種	放 出 量 (Bq∕y)
I -132	3.8 $\times 10^{11}$
I —133	2.2 ×10 ¹¹
I —134	7.4 $\times 10^{11}$
I - 135	3.1 $\times 10^{11}$
その他よう素合計	1.7 ×10 ¹²

からのその他よう素の放出量

核種	ガンマ線実効エネルギ
	(MeV∕dis)
Ar-39	0
Ar-41	1.3×10^{0}
Kr-81	1.2×10^{-2}
Kr-83m	2. 5×10^{-3}
Kr-85m	1.6×10^{-1}
Kr-85	2. 2×10^{-3}
Kr-87	7.9 \times 10 ⁻¹
Kr-88	2. 0×10^{0}
Kr-89	2. 1×10^{0}
Kr-90	1.3×10^{0}
Xe-131m	2. 0×10^{-2}
Xe-133m	4. 2×10^{-2}
Xe-133	4. 5×10^{-2}
Xe-135m	4. 3×10^{-1}
Xe-135	2. 5×10^{-1}
Xe-137	1.8×10^{-1}
Xe-138	1.2×10^{0}
Xe-139	8.5 \times 10 ⁻¹

第5.1-8表(1) 希ガスのガンマ線実効エネルギ (Εγ)
第5.1-8表(2) 希ガス以外の核種のガンマ線実効エネルギ(*E*γ)

技任	ガンマ線実効エネルギ
	(MeV∕dis)
H-3	0
C-14	0
Co-60	2.5 \times 10 ⁰
Sr-90/Y-90	0 / 1. 7×10 ⁻⁶
Ru-106/Rh-106	0 / 2. 0×10^{-1}
I —129	2. 4×10^{-2}
I —131	3.8×10 ⁻¹
I —132	2. 3×10^{0}
I —133	6. 1×10^{-1}
I —134	2.8×10 ⁰
I —135	1.6×10^{0}
Cs−137∕Ba−137m	0 \checkmark 6. 0 \times 10 ⁻¹
Pu-240	1.7×10^{-3}

第5.1-9表	核種の物理的崩壊定数	(λ)
		· · · /

核種	物理的崩壊定数 (s ⁻¹)
Co-60	4. 170×10^{-9}
Sr-90	7.632 \times 10 ⁻¹⁰
Ru — 106	2. 186×10^{-8}
I —129	1. 400×10^{-15}
I —131	9.954 \times 10 ⁻⁷
I -132	8. 445×10^{-5}
I —133	9. 257×10^{-6}
I —134	2. 196×10^{-4}
I - 135	2.913×10^{-5}
Cs-137	7. 285×10^{-10}
Pu-240	3. 345×10^{-12}

核種	実効線量換算係数 (<u>mSv/y</u>) Bq/m ²)
Co-60	6. 2×10^{-5}
$Sr - 90 \neq Y - 90$	4. $4 \times 10^{-8} \swarrow 3. 4 \times 10^{-6}$
Ru-106/Rh-106	$0 / 1.0 \times 10^{-5}$
I —129	6. 1×10^{-7}
I —131	1. 1×10^{-5}
I —132	6. 4×10^{-5}
I —133	1.8×10^{-5}
I —134	7. 3×10^{-5}
I - 135	4. 1×10^{-5}
Cs-137/Ba-137m	7. $4 \times 10^{-8} / 1.7 \times 10^{-5}$
Pu-240	2. 4×10^{-8}

第5.1-10表 地表沈着放射性物質からの実効線量換算係数($(K_A)_i$)

(注)実効線量当量換算係数を実効線量換算係数として用いる。

核種	実効線量係数 (mSv/Bq)
H-3	4. 1×10^{-8}
C-14	5. 8×10^{-7}
Co-60	3. 1×10^{-5}
Sr-90/Y-90	$1.6 \times 10^{-4} / 1.5 \times 10^{-6}$
Ru−106∕Rh−106	6. 6×10^{-5} / 0
I —129	6. 6×10^{-5}
I —131	1.5×10^{-5}
I —132	3. 1×10^{-7}
I —133	2. 9×10^{-6}
I —134	1.5×10^{-7}
I —135	9. 2×10^{-7}
Cs−137∕Ba−137m	4. $6 \times 10^{-6} / 0$
Pu-240	5. 0×10^{-2}

第5.1-11表 呼吸摂取による実効線量係数(($(K_B)_i$)

		元素	葉面付	着 割 合	
作物	乾燥沈着(R ^d _v , R ^{dr} _v)		降水沈着(R _v)		
葉	菜	Ι	0.2	0. 1	
牧 早 デントコーン I以外		I 以外	0.2		
*		Ι	0.5	0.05	
		I以外	0.25	0. 1	
根 菜	Ι	0.2 0.1			
	I以外	0.	2		

第 5.1-12 表 作物の葉面付着割合 (R_v^d, R_v^d, R_v^r)

二	葉面から可食部への移行割合				
九余	葉菜	根菜	*	牧草	デッントコーン
Со	1.0	0.05	0.1	1.0	1.0
Sr	1.0	0.01	0.1	1.0	1.0
Ru	1.0	0.05	0.1	1.0	1.0
Ι	1.0	0.1	0.01	1.0	1.0
Cs	1.0	0.1	0.1	1.0	1.0
Pu	1.0	0.1	0.1	1.0	1.0

第5.1-13表 作物の葉面から可食部への移行割合 (F_{ev})

作	物	栽 培 密 度(kg∕m²)
葉	菜	2.8
根	菜	2.2
¥	÷	0. 37
牧	草	2.0
デント	コーン	4. 7

第5.1-14表 作物の栽培密度 (Y_v)

元素	土壌から作物への移行係数 $\left(\frac{Bq/kg}{Bq/kg}\right)$				
	葉菜	根 菜	米	牧草	デッントコーン
Со	9. 4×10^{-3}	2. 0×10^{-3}	1.2×10^{-2}	9. 4×10^{-3}	9. 4×10^{-3}
Sr	1. 7×10^{-2}	6. 0×10^{-2}	2. 4×10^{-2}	1. 7×10^{-2}	1. 7×10^{-2}
Ru	5. 0×10^{-2}	1. 0×10^{-2}	7. 2×10^{-2}	5. 0×10^{-2}	5. 0×10^{-2}
Ι	2. 0×10^{-2}	2. 0×10^{-2}	5. 0×10^{-3}	2. 0×10^{-2}	2. 0×10^{-2}
Cs	1. 0×10^{-2}	5. 0×10^{-3}	7. 2×10^{-3}	1. 0×10^{-2}	1. 0×10^{-2}
Pu	2. 2×10^{-4}	1. 0×10^{-3}	2. 6×10^{-4}	5. 0×10^{-4}	2. 2×10^{-4}

第5.1-15表 土壌から作物への移行係数(C_{fv})

作物	実効地表面密度(kg/m²)
葉 菜	190
根 菜	280
*	150
牧草	140
デッントコーン	190

第5.1-16表 作物に対する実効地表面密度(S_v)

作	物	沈着を考慮する期間
葉	菜	240日
根	菜	180日
ł	ć	210日
牧	革	90日
デント	ューン	150日

第5.1-17表 作物への沈着を考慮する期間 (t_v)

第5.1-18表 農・畜産物中の水素及び炭素の重量割合

農 ・ 畜産物	農・畜産物中の水素 の重量割合 F _{Hv} , F _{Hn}	農・畜産物中の炭素 の重量割合 F_{Cv} , F_{Cn}
葉菜	0.11	0.028
根菜	0.10	0.078
米	0.066	0.41
牧草	0.064	0.33
デントコーン	0.099	0.099
牛乳	0.11	0.062
牛肉	0.092	0.23

 $(F_{Hv}, F_{Cv}, F_{Hn}, F_{Cn})$

核種	実効線量係数 (mSv/Bq)	
H-3	4. 2×10^{-8}	
C-14	5. 8×10^{-7}	
Co-60	3. 4×10^{-6}	
$Sr - 90 \neq Y - 90$	2.8×10 ⁻⁵ /2.7×10 ⁻⁶	
Ru-106/Rh-106	7. $0 \times 10^{-6} / 0$	
I —129	7. 2×10^{-5}	
I —131	1. 6×10^{-5}	
I —132	2. 9×10^{-7}	
I —133	3. 1×10^{-6}	
I —134	1. 1×10^{-7}	
I —135	9. 3×10^{-7}	
Cs-137/Ba-137m	$1.3 \times 10^{-5} \swarrow 0$	
Pu-240	2. 5×10^{-4}	

第5.1-19表 経口摂取による実効線量係数((K_F)_i)

第5.1-20表 食品の摂取量(W_ν, W_n)

	食品	摂 取 量 (g/d)
農産物 (<i>W_v</i>)	葉 菜 根 菜 米	320 200 320
畜 産 物 (<i>W_n</i>)	牛 乳 牛 肉	200 6

元素	畜産物への移行係数 $\left(\frac{Bq / kg}{Bq / d}\right)$	
4	牛乳	牛肉
Н	3. 7×10^{-2}	3. 1×10^{-2}
С	6. 4×10^{-3}	2. 4×10^{-2}
Со	1. 0×10^{-3}	1.3×10^{-2}
Sr	8. 0×10^{-4}	6. 0×10^{-4}
Ru	1. 0×10^{-6}	4. 0×10^{-1}
Ι	6. 0×10^{-3}	2. 9×10^{-3}
Cs	1.2×10^{-2}	4. 0×10^{-3}
Pu	4. 5×10^{-8}	4. 1×10^{-7}

第5.1-21表 畜産物への放射性物質の移行係数 (F_n)

家畜	飼料作物の摂取量(kg/d)	
牧	牧草	デントコーン
乳 牛	25	14
肉 牛	25	14

第5.1-22表 家畜の飼料作物摂取量 (A_{va})

第5.1-23表 気体廃棄物中の放射性物質による3経

風下方位	(注) 3経路合計の方位別最大値 (mSv/y)	
Ν	4. 2×10^{-3}	
ΝΝΕ	3. 4×10^{-3}	
N E	3. 7×10^{-3}	
ΕNΕ	5. 9×10^{-3}	
E	8. 3×10^{-3}	
ESE	7. 6×10^{-3}	
S E	3. 6×10^{-3}	
SSE	2. 4×10^{-3}	
S	2. 3×10^{-3}	
SSW	2. 5×10^{-3}	
S W	2. 6×10^{-3}	
WSW	5. 5×10^{-3}	
W	6. 1×10^{-3}	
WNW	6. 4×10^{-3}	
N W	5. 4×10^{-3}	
NNW	3. 8×10^{-3}	

路合計の実効線量の方位別最大値

(注)放射性雲からの外部被ばく、地表沈着による外部
 被ばく及び呼吸摂取による内部被ばくの各経路の
 実効線量の合計値の方位別最大値

第5.1-24表 気体廃棄物中の放射性物質による実効線量

経路	実効線量 (mSv∕y)	評 価 地 点	
放射性雲からの 外 部 被 ば く	約 6.5×10 ⁻³	E方向,約 690m	
地表沈着による 外 部 被 ば く	約 1.7×10 ⁻³		
呼吸摂取による 内 部 被 ば く	約 1.7×10 ⁻⁴		
		*	ESE方向,約1,200m
農作物摂取による	約 9.2×10 ⁻³	葉菜	ESE方向,約1,100m
内部被ばく		根菜	ESE方向,約1,100m
	牧草 ESE方向,約1,	草 ESE方向,約1,100m	
畜産物摂取による	<u> 約1 0×10=3</u>	イイシューデントコ	□-> ESE方向,約1,200m
内部性パン	前J 1.2×10 °	牧	草 ESE方向,約1,100m
/ 24 X(1 (14 (17		デントコ	□-> ESE方向,約1,100m
· 금 카	約 1.9×10 ⁻²		

第5.1-25表 皮膚の等価線量の評価に用いる主排気筒

核種	放 出 量 (Bq/y)
Kr-85	3. 3×10^{17}
その他希ガス	1. 9×10^{14}
H-3	1.9 \times 10 ¹⁵
C-14	5. 2×10^{13}
I —129	1. 1×10^{10}
I -131	1. 7 \times 10 ¹ ⁰
その他よう素	1. 7 \times 10 ¹ ²
その他(α)	3. 3×10^{8}
その他(β, γ)	9. 4×10^{10}

からの放射性物質の放出量

(注) その他(α)は、プルトニウム(α)(2.9×10⁸ Bq/y)について、その他
(β, γ)は、ストロンチウム-90/イットリウム-90(7.6×10⁸/7.6×10⁸ Bq/y)、ルテニウム-106/ロジウム-106(4.1×10¹⁰/4.1×10¹⁰ Bq/y)、セシウム-137/バリウム-137m(1.1×10⁹/1.0×10⁹ Bq/y)についての評価を行う。

これら以外の核種については、アルファ線を放出する核種(4.0×10⁷ Bq/y)はプルトニウム(α)として、アルファ線を放出しない核種のうち、ガンマ線を放出する核種(1.4×10⁹ Bq/y)はセシウム-137/バリウム-137mとして、ガンマ線を放出しない核種(8.2×10⁹ Bq/y)はストロンチウム-90/イットリウム-90として評価を行う。

第5.1-26表 皮膚の等価線量の評価に用いる主排気筒

核種	放 出 量 (Bq/y)
Ar-39	7. 1×10^{12}
Kr-81	2.2×10^{7}
Kr-83m	2. 1×10^{11}
Kr-85m	2. 1×10^{11}
Kr-87	6.9 \times 10 ¹¹
Kr-88	5.8 \times 10 ¹¹
Kr-89	8. 1×10^{12}
Kr-90	1.6×10^{13}
Xe-131m	9. 4×10^{10}
Xe-133m	7. 5×10^{11}
Xe-133	3.9×10^{11}
Xe-135m	1.4×10^{13}
Xe-135	3. 4×10^{12}
Xe-137	4. 4×10^{13}
Xe-138	2. 0×10^{13}
Xe-139	6. 6×10^{13}
その他希ガス合計	1.9×10^{14}

からのその他希ガスの放出量

第5.1-27表 皮膚の等価線量の評価に用いる主排気筒

核種	放 出 量 (Bq∕y)
I —132	3.8 $\times 10^{11}$
I —133	2.2 ×10 ¹¹
I —134	7.4 $\times 10^{11}$
I —135	3.1 $\times 10^{11}$
その他よう素合計	1.7 ×10 ¹²

からのその他よう素の放出量

第5.1-28表(1) 放射性雲中の希ガスからのベータ線外部被ばくによ

核 種	皮膚の等価線量 (<u>m S v/y</u>) 換算係数 B q/m ³)
Ar-39	3.3×10^{-4}
Ar-41	8.8×10 ⁻⁴
Kr-81	0
Kr-83m	0
Kr-85m	4. 2×10^{-4}
Kr-85	4. 1×10^{-4}
Kr-87	2.9×10 ⁻³
Kr-88	6.6×10 ⁻⁴
Kr-89	3. 0×10^{-3}
Kr-90	2.8×10 ⁻³
Xe-131m	1. 1×10^{-4}
${ m Xe}-133{ m m}$	2.5×10 ⁻⁴
Xe-133	8. 2×10^{-5}
${ m Xe}-135{ m m}$	1.8×10^{-4}
Xe-135	5. 4×10^{-4}
Xe-137	3.9×10^{-3}
Xe-138	1.3×10^{-3}
Xe-139	3.9×10^{-3}

る皮膚の等価線量換算係数 $(K_4)_i$

第5.1-28表(2) 放射性雲中の希ガス以外の核種からのベータ線外部

核種	皮膚の等価線量 (<u>m S v/y</u>) 換算係数 (Bq/m ³)
H-3	0
C-14	5.9 $\times 10^{-6}$
Co-60	7. 2×10^{-5}
$Sr - 90 \neq Y - 90$	2. 9×10^{-4} / 2. 0×10^{-3}
Ru-106/Rh-106	0 \checkmark 3. 1 \times 10 ⁻³
I —129	3. 5×10^{-6}
I —131	2. 6×10^{-4}
I —132	9. 4×10^{-4}
I —133	7.6×10 ⁻⁴
I —134	1.2×10^{-3}
I —135	6. 7×10^{-4}
Cs−137∕Ba−137m	2. $3 \times 10^{-4} / 1. 3 \times 10^{-4}$
Pu-240	0

被ばくによる皮膚の等価線量換算係数 (K₄)_i

第5.1-29表 地表沈着放射性物質からの皮膚の等価線量換算係数

 $((K^{G}_{AS})_{i}, (K^{B}_{AS})_{i})$

技	皮膚の等価線量換算係数 (<u>mSv/y</u>) Bq/m ²)	
1次 1里	ガンマ線による皮膚の	ベータ線による皮膚の
	等価線量換算係数 $(K_{AS}^{G})_{i}$	等価線量換算係数 $(K_{AS}^{B})_{i}$
Co-60	8. 2×10^{-5}	0
Sr - 90 / Y - 90	0 / 0	4. $4 \times 10^{-6} / 3. 4 \times 10^{-4}$
Ru-106/Rh-106	0 $/7.6 \times 10^{-6}$	0 $\checkmark 4.4 \times 10^{-4}$
I -129	1. 4×10^{-6}	0
I -131	1. 4×10^{-5}	5.8 $\times 10^{-6}$
I -132	8. 3×10^{-5}	1. 5×10^{-4}
I —133	2. 2×10^{-5}	1. 2×10^{-4}
I -134	9. 4×10^{-5}	2. 1×10^{-4}
I -135	5. 2×10^{-5}	9.8×10 ⁻⁵
Cs−137∕Ba−137m	0 / 2. 2×10^{-5}	7. $4 \times 10^{-6} \swarrow 2.9 \times 10^{-5}$
Pu-240	1.9×10^{-7}	0

第5.1-30表 気体廃棄物中の放射性物質による皮膚の等価線量

経路	皮膚の等価線量 (m S v / y)	評価地点
放射性雲からの 外 部 被 ば く	約 9.8×10 ⁻²	
地表沈着による 外 部 被 ば く	約 5.5×10 ⁻²	ESE万问, 前 1,100m
合計	約 1.6×10 ⁻¹	



第5.1-1図 気体廃棄物の放出に係る線量評価地点

別紙2

「安全審査 整理資料 3条:遮蔽等(令和元年10月11日提出)」抜粋

3.2 施設からの放射線による線量評価

「再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」に適 合するように,放射性廃棄物の保管廃棄施設等からの放射線によ る外部被ばくに係る公衆の線量について評価する。放射性廃棄物 の保管廃棄施設等からの放射線による外部被ばくは,施設に内包さ れている放射性物質が放出する放射線が直接又は空気中で散乱さ れて施設周辺に到達してくる直接線及びスカイシャイン線につい て評価する。線量の評価に当たっては,敷地境界外において各建 物及び洞道からの直接線及びスカイシャイン線による線量を計算 方位ごとに足し合わせ,最大となる実効線量を評価する。また, 「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量 評価について(平成元年3月27日原子力安全委員会了承)」を参 考とする。

なお,ガンマ線による皮膚及び眼の水晶体の等価線量は,放射 線束からの換算係数が実効線量とほぼ等しいため,実効線量と同 程度であること,中性子線による皮膚及び眼の水晶体の等価線量 はいずれも実効線量を下回り実効線量の値を皮膚及び眼の水晶 体の等価線量の値として扱えることから,実効線量を評価するこ とにより,皮膚及び眼の水晶体についても等価線量限度を十分下 回ることを確認する。

3.2.1 計算方法の概要

再処理施設内に内蔵されている放射性物質からの直接線及 びスカイシャイン線による線量の評価に当たっては,敷地境界 と周辺監視区域境界がほぼ一致しているので,線量の計算上厳 しい評価結果を与える周辺監視区域境界について計算し,その 値を敷地境界外における線量として扱う。計算地点は,主排気 筒を中心として16方位に分割した各方位の周辺監視区域境界 とし,各建物から各々最短となる地点での直接線及びスカイシ ャイン線による線量を算出し,方位内の各建物からの線量の和 が最大となる方位の線量を求める。

線量の計算に用いる放射線の線源は,各建物における放射性物質の最大貯蔵能力等から求め,一次元輸送計算コード(AN ISN)等,十分信頼性のある計算コードを用いて計算する。

3.2.2 計算のための前提条件

3.2.2.1 線源

評価に用いる放射線の線源は,再処理施設の主要な建物に内蔵 される放射性物質について,最大再処理能力,最大貯蔵能力等を 考慮して,厳しい評価結果を与えるように設定する。

評価に用いる線源の線源強度及びエネルギ スペクトルは, 「2.2.5 遮蔽設計に用いる線源」に基づき,原則としてO RIGEN2コードを用いて,線量の計算において厳しい評価結 果を与えるように設定する。評価に用いるガンマ線エネルギ ス ペクトル (スペクトル-1~スペクトル-14)を第5.2-1表に 示す。また,中性子線エネルギ スペクトルは,遮蔽設計に用い る中性子線のエネルギ スペクトルと同一とする。

(1) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設

a. 使用済燃料輸送容器管理建屋

使用済燃料輸送容器管理建屋の線源は、建屋内に保管され る使用済燃料収納使用済燃料輸送容器30基とし、使用済燃料 輸送容器保守設備で取り扱う使用済燃料輸送容器の内部に 付着した放射性物質についても考慮する。使用済燃料収納使 用済燃料輸送容器の線源強度は、建屋に受け入れる輸送容器 の種類を考慮して、輸送容器表面から1m離れた位置での線 量当量率を100µSv/hとし、エネルギ スペクトルとして は、線量の計算において厳しい評価結果を与えるように、高 エネルギの2次ガンマ線を考慮して7MeVのガンマ線を 用いて設定する。また、使用済燃料輸送容器の内部に付着し た放射性物質の核種としては、最も厳しい評価結果を与える

ように、代表核種としてコバルト-60を用いる。

b. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の線源は、燃料取出し準備 室等に置かれる使用済燃料収納使用済燃料輸送容器4基及 び燃料貯蔵プールに貯蔵される使用済燃料3,000 t・U_{Pr}と し、プール水中の放射性物質についても考慮する。使用済燃 料収納使用済燃料輸送容器のエネルギ スペクトル及び強度 は上記a.項と同一である。なお、使用済燃料のガンマ線エ ネルギ スペクトルとしてはスペクトル-1及びスペクトル -2を用い、また、プール水の汚染核種としては、最も厳し い評価結果を与えるように、代表核種としてコバルト-60 を用いる。

- (2) 再処理設備本体
 - a. 前処理建屋, 分離建屋及び精製建屋

前処理建屋,分離建屋及び精製建屋では,放射性流体を常 時保有する機器を内蔵するセル,室等について考慮する。

線源強度は、線量の計算上厳しい評価結果を与えるように、 評価対象となる各セル、室等のコンクリート外壁等の外側に ついて、「2.2 放射線の遮蔽に関する設計」に示される 各建屋の遮蔽設計区分図に従って、基準線量率の上限値を基 に設定する。なお、ガンマ線エネルギ スペクトルとしては 前処理建屋はスペクトル-2及びスペクトル-3、分離建屋 はスペクトル-6及びスペクトル-7、精製建屋はスペクト ル-7を用いる。 b. ウラン脱硝建屋

ウラン脱硝建屋の線源は,建屋内に内蔵される硝酸ウラニ ル溶液及びウラン酸化物とする。線源強度及びエネルギ ス ペクトルは、ウランに含まれる核分裂生成物及びウラン-23 2の娘核種に着目して、線量の計算上厳しい評価結果を与え るように、精製後1年の線源組成を用いて設定する。なお、 ガンマ線エネルギ スペクトルとしてはスペクトル-10を用 いる。

c. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の線源は,脱硝設備の グローブ ボックス内のウラン・プルトニウム混合溶液及び ウラン・プルトニウム混合酸化物とする。線源強度及びエネ ルギ スペクトルは,線量の計算上厳しい評価結果を与える ように,精製後1年の線源組成を用いて設定する。なお,ガ ンマ線エネルギ スペクトルとしてはスペクトル-9を用い る。

- (3) 製品貯蔵施設
 - a. ウラン酸化物貯蔵建屋

ウラン酸化物貯蔵建屋の線源は、ウラン酸化物貯蔵設備 の貯蔵容量4,000 t ・ U (ここでいう t ・ Uは、金属ウラン 質量換算である。)のウラン酸化物とする。線源強度及びエ ネルギ スペクトルは、ウラン-232の娘核種に着目して、線 量の計算上厳しい評価結果を与えるように、精製後10年の線 源組成を用いて設定する。なお、ガンマ線エネルギ スペク トルとしてはスペクトル-12を用いる。 b. ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋

ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の線源は、ウラ ン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵容量60 t・(U + P u)(ここでいうt・(U+P u)は、金属ウラン及び 金属プルトニウム合計質量換算である。)のウラン・プルト ニウム混合酸化物とする。線源強度及びエネルギ スペクト ルは、ウラン及びプルトニウムの娘核種に着目して、線量の 計算上厳しい評価結果を与えるように、それぞれ精製後10年 及び18年の線源組成を用いて設定する。なお、ガンマ線エネ

(4) 放射性廃棄物の廃棄施設

放射性廃棄物の廃棄施設の線源は,各建屋で処理又は貯蔵さ れる廃棄物量に対応して以下のとおりとする。

a. 高レベル廃液ガラス固化建屋

高レベル廃液ガラス固化建屋では、使用済燃料を再処理した時に発生する高レベル廃液を常時保有する機器を内蔵するセル、室等について考慮し、線源強度については、上記(2) a.項と同一の方法で設定する。また、固化処理後のガラス固化体315本についても線源とする。なお、ガンマ線エネルギスペクトルとしてはスペクトル-5、スペクトル-6、及びスペクトル-7を用いる。

b. 第1ガラス固化体貯蔵建屋

第1ガラス固化体貯蔵建屋の線源は、高レベル廃液ガラス 固化建屋から受け入れるガラス固化体7,920本とする。なお、 ガンマ線エネルギ スペクトルとしてはスペクトル-6を用 いる。

c. 低レベル廃液処理建屋

低レベル廃液処理建屋では,再処理した時に発生する低レ ベル放射性廃液を常時保有する機器を内蔵するセル,室等に ついて考慮する。

線源強度については,上記(2)a.項と同一の方法で設定する。 なお,ガンマ線エネルギ スペクトルとしてはスペクトルー 7を用いる。

d. 低レベル廃棄物処理建屋

低レベル廃棄物処理建屋では,雑固体及び低レベル濃縮廃 液を常時保有する機器等を内蔵する室等について考慮する。 線源強度については,上記(2)a.項と同一の方法で設定する。 なお,ガンマ線エネルギ スペクトルとしてはスペクトルー 7を用いる。

e. チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン処理建屋

チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン処理建屋の線 源は, チャンネル ボックス及びバーナブル ポイズン7,000 本 (2000ドラム缶換算) とする。なお, ガンマ線エネルギ スペクトルとしてはスペクトル-13及びスペクトル-14を用 いる。

f. ハル・エンド ピース貯蔵建屋

ハル・エンド ピース貯蔵建屋の線源は,使用済燃料を再 処理した時に発生するハル・エンド ピースを詰めた1,000 L ドラム2,000本とする。なお,ガンマ線エネルギ スペクトル としてはスペクトル-4を用いる。 g. 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋

第1低レベル廃棄物貯蔵建屋の線源は,使用済燃料の受入 れ施設及び貯蔵施設等から発生するドラム缶詰雑固体13,500 本(200 0ドラム缶換算)とする。なお,ガンマ線エネルギ スペクトルはコバルト-60を代表核種とする。

h. 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋

第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の線源は,低レベル濃縮廃液 の処理物等55,200本(200 ℓドラム缶換算)とする。なお, ガンマ線エネルギ スペクトルとしてはスペクトル-7を用 いる。

i. 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋

第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の線源は,使用済燃料の受入 れ施設及び貯蔵施設等から発生するドラム缶詰雑固体13,500 本(200 0ドラム缶換算)とする。なお,ガンマ線エネルギ スペクトルはコバルト-60を代表核種とする。

- (5) その他再処理設備の附属施設
 - a. 分析建屋

分析建屋では,放射性流体を常時保有する機器を内蔵する セル,室等について考慮する。

線源強度については,上記(2)a.項と同一の方法で設定する。 なお,ガンマ線エネルギ スペクトルとしてはスペクトル-6を用いる。
3.2.2.2 計算地点

線量の計算は,第5.2-1図に示す主排気筒を中心に16方位に 分割した方位内の周辺監視区域境界に対して,それぞれ最短とな る地点について行う。

3.2.3 線量の計算方法

線量の計算において用いる線源は,建物内の配置,放射性物質 量等を考慮して選択するとともに,実際の形状に応じて点,球形, 直方体形状等にモデル化を行い,均質体系又は非均質体系を仮定 して評価する。また,遮蔽材として建物外壁等の線源をとり囲む コンクリート壁(密度2.15g/cm³)を考慮する。なお,線源が 地下に設置されていること等により,直接線が無視できるものに ついては,スカイシャイン線に起因する線量のみを評価する。

実効線量の計算に当たっては、点減衰核積分コード(QAD), 一回散乱計算コード(G-33),一次元輸送計算コード(ANIS N),二次元輸送計算コード(DOT)を適切に組み合わせて計算地 点における放射線束を算出し、ガンマ線についてはICRPのPu blication 74の換算係数及び平成12年科学技術庁告示第5号の 換算係数、若しくはICRPのPublication 74の換算係数及び実 効換算係数を用いて計算地点における線量を計算する。この他、 ガンマ線については、実効線量の値は実効線量当量の値を下回る ことから、ICRPのPublication 51の換算係数及び実効換算係 数を用いて実効線量当量を計算し、実効線量当量の値を実効線量 の値として扱う。また、中性子線については、平成12年科学技術 庁告示第5号の換算係数を用いて計算地点における線量を計算 する。 3.2.4 計算結果

再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による線量の 計算を行った結果,敷地境界外で最大となるのは,主排気筒から NE方向約620m地点であり,その実効線量は,建物から年間約 5×10⁻³ mSv,洞道から年間1×10⁻³ mSv未満となり,これら を合計すると年間約6×10⁻³ mSvである。この地点を第5.2-1 図に示す。 3.3 線量評価結果

3.3.1 実効線量

再処理施設から放出される気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質による敷地境界外の公衆の実効線量は,年間約2.2×1 0⁻² m S v と評価され,十分小さい。

呼吸率,食品摂取量並びに呼吸摂取及び経口摂取による実効線 量係数の年齢依存性を考慮した年齢グループ別の実効線量の成 人に対する割合を計算した結果は,成人の実効線量を1とした 場合,幼児について約1.1,乳児について約0.96である。

再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による敷地境 界外における実効線量は、年間約6×10⁻³mSvと評価されて おり、十分小さな値となるように施設配置及び遮蔽設計がなされ ている。

このように, 平常時における公衆の実効線量は, 合理的に達成 できる限り低くなっており, 放射性物質の放出に伴う実効線量並 びに施設からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量を 足し合わせても十分小さく, 「線量告示」に定められた線量限度 を十分下回る。

なお,廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設に起因する実効 線量を考慮しても,平常時における公衆の実効線量は,「線量告 示」に定められた線量限度を十分下回る。

3 - 14

3.3.1 皮膚及び眼の水晶体の等価線量

再処理施設から放出される気体廃棄物及び液体廃棄物中の放 射性物質による皮膚の等価線量は、年間約1.6×10⁻¹mSvと 評価され、十分小さい。

再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による敷地境 界外における皮膚の等価線量は,実効線量と同程度であり,十分 小さな値となるように施設配置及び遮蔽設計がなされている。

このように, 平常時における公衆の皮膚の等価線量は, 放射性 物質の放出に伴う皮膚の等価線量並びに施設からの直接線及び スカイシャイン線による皮膚の等価線量の両方を考慮しても十 分小さく,「線量告示」に定められた等価線量限度を十分下回る。

眼の水晶体の等価線量は,ガンマ線及び中性子線については実 効線量と同程度であり,ベータ線については皮膚の等価線量より も小さいため,「線量告示」に定められた等価線量限度を十分下 回る。

なお,平常時における公衆の皮膚の等価線量及び眼の水晶体の 等価線量は,廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設に起因する 皮膚の等価線量及び眼の水晶体の等価線量を考慮しても,「線量 告示」に定められた線量限度を十分下回る。

3 - 15

上限エネルギ (M e V)	スペクトルー1	スペクトルー2	スペクトルー3	スペクトルー4	スペクトルー5	スペクトルー6	スペクトルー7
2.0 $\times 10^{-2}$	3. 07×10^{-1}	2. 29×10^{-1}	2. 31×10^{-1}	1.59×10^{-1}	3. 99 \times 10 ⁻¹	2. 44×10^{-1}	3.99×10^{-1}
3.0 $\times 10^{-2}$	6.98×10 ⁻²	5.53×10 ⁻²	5. 47×10^{-2}	8. 19×10^{-2}	8.75×10 ⁻²	5. 78 \times 10 ⁻²	8.75×10 ⁻²
4.5 ×10 ⁻²	6.82×10 ⁻²	5.67×10 ⁻²	5. 70 × 10 ⁻²	3. 74×10^{-2}	5.85 \times 10 ⁻²	6. 02×10^{-2}	5.85 \times 10 ⁻²
7.0 $\times 10^{-2}$	6. 41×10^{-2}	4. 61×10^{-2}	4. 66×10^{-2}	3. 20×10^{-2}	8.74×10 ⁻²	4.98×10 ⁻²	8.75×10 ⁻²
1.0 $\times 10^{-1}$	4. 45×10^{-2}	3. 16×10^{-2}	3. 19×10^{-2}	2. 04×10^{-2}	5. 60×10^{-2}	3. 38×10^{-2}	5. 61×10^{-2}
1.5 $\times 10^{-1}$	5. 15×10^{-2}	3. 40×10^{-2}	3. 44×10^{-2}	1.62×10^{-2}	3. 87×10^{-2}	3. 65×10^{-2}	3.87×10 ⁻²
3.0 $\times 10^{-1}$	4. 04×10^{-2}	2.71×10 ⁻²	2.74×10 ⁻²	2. 33×10^{-2}	5.75×10 ⁻²	2. 91×10^{-2}	5.75×10 ⁻²
4.5 ×10 ⁻¹	2. 24×10^{-2}	1.69×10^{-2}	1. 64×10^{-2}	3. 40×10^{-2}	3. 06×10^{-2}	1.72×10^{-2}	3. 06×10^{-2}
7.0 $\times 10^{-1}$	1.95×10^{-1}	3. 59 \times 10 ⁻¹	3. 62×10^{-1}	1.32×10^{-1}	1.60×10^{-1}	3. 47×10^{-1}	1.60×10^{-1}
1.0 $\times 10^{0}$	1.13×10^{-1}	1.16×10^{-1}	1.17×10^{-1}	2. 15×10^{-2}	9. 51×10^{-3}	1.04×10^{-1}	9.56×10 ⁻³
1.5 $\times 10^{0}$	2. 14×10^{-2}	2.67×10 ⁻²	2. 01×10^{-2}	4. 41×10^{-1}	1.27×10^{-2}	1.84×10^{-2}	1.22×10^{-2}
2.0 $\times 10^{0}$	1.20×10^{-3}	8.37×10 ⁻⁴	8. 46×10^{-4}	7.04 \times 10 ⁻⁴	2. 26×10^{-3}	8. 01×10^{-4}	2. 27×10^{-3}
2.5 $\times 10^{\circ}$	2. 36×10^{-3}	5.69 $\times 10^{-4}$	5.76×10 ⁻⁴	2.75×10 ⁻⁴	6.98×10 ⁻⁴	6.77 \times 10 ⁻⁴	6.99×10^{-4}
3.0 $\times 10^{0}$	3. 48×10^{-5}	1.98×10^{-5}	1.99×10^{-5}	2.87×10 ⁻⁵	1.02×10^{-4}	1.90×10^{-5}	1.02×10^{-4}
4.0 $\times 10^{0}$	4. 31×10^{-6}	2.54×10 ⁻⁶	2. 56 \times 10 ⁻⁶	3.74×10 ⁻⁶	1. 33×10^{-5}	2. 42×10^{-6}	1.34×10^{-5}
6.0 $\times 10^{0}$	8.48×10 ⁻¹⁰	3. 30×10^{-9}	3. 34×10^{-9}	5. 45×10^{-22}	3. 10×10^{-32}	1.39×10^{-9}	
8.0 $\times 10^{0}$	9.87 \times 10 ⁻¹¹	3.80×10^{-10}	3. 85×10^{-10}	3. 54 \times 10 ⁻²³	2.02×10^{-33}	1.60×10^{-10}	
1.1×10^{1}	1.13×10^{-11}	4. 37×10^{-1}	4. 42×10^{-11}	2. 24×10^{-24}	1.27×10^{-34}	1.84×10^{-11}	

第5.2-1表 評価に用いるガンマ線エネルギ スペクトル

(注)全エネルギ群の合計が1となるように規格化した。

(注) 全エネルギ群の合計が1となるように規格化した。

上限エネルギ (M e V)	スペクトルー9	スペクトルー10	スペクトルー11	スペクトルー12	スペクトルー13	スペクトルー14
2.0 $\times 10^{-2}$	9.33 \times 10 ⁻¹	5. 38×10^{-1}	5. 44×10^{-1}	5. 06×10^{-1}	3. 87×10^{-2}	2. 88 $\times 10^{-2}$
3.0 $\times 10^{-2}$	3.97 \times 10 ⁻³	6. 68×10^{-2}	2. 88 × 10 ⁻²	6. 22×10^{-2}	2. 58 × 10 ⁻¹	4. 32×10^{-3}
4.5 $\times 10^{-2}$	2.58×10 ⁻³	4. 31×10^{-2}	3. 06×10^{-3}	4.07×10 ⁻²	6. 14×10^{-2}	2. 45×10^{-3}
7.0 $\times 10^{-2}$	5.84 $\times 10^{-2}$	7.60×10 ⁻²	4. 23×10^{-1}	7.03 \times 10 ⁻²	2.96×10 ⁻³	2. 76 \times 10 ⁻³
1.0 $\times 10^{-1}$	9.00×10 ⁻⁴	6. 68×10^{-2}	5. 33×10^{-4}	7.49 \times 10 ⁻²	1. 26×10^{-3}	1. 08×10^{-3}
1.5 $\times 10^{-1}$	8. 17×10^{-4}	3. 02×10^{-2}	4. 81×10^{-4}	2.80×10 ⁻²	1.88 $\times 10^{-3}$	4. 18×10^{-4}
3.0 $\times 10^{-1}$	5.97 $\times 10^{-4}$	5. 63×10^{-2}	1.84×10^{-4}	7. 18×10^{-2}	2. 11×10^{-2}	1. 37×10^{-4}
4.5 $\times 10^{-1}$	5. 29×10^{-5}	1.99×10^{-2}	3. 59×10 ⁻⁵	1.92×10^{-2}	1.25×10^{-1}	3.83 $\times 10^{-5}$
7.0 $\times 10^{-1}$	1.83×10^{-5}	7.67 \times 10 ⁻²	2. 04×10^{-5}	8. 26×10^{-2}	1.61×10^{-1}	2. 31×10^{-6}
1.0 $\times 10^{0}$	4. 03×10^{-6}	9.91 \times 10 ⁻³	5. 05×10^{-6}	1.55×10^{-2}	7. 42×10^{-4}	2. 65×10^{-2}
1.5 $\times 10^{0}$	1. 43×10^{-6}	6. 79×10^{-3}	8. 58 \times 10 ⁻⁷	6. 45×10^{-3}	3. 28×10^{-1}	9. 33×10^{-1}
2.0 $\times 10^{0}$	3. 00×10^{-7}	1.86 $\times 10^{-3}$	4. 01×10^{-7}	2.90×10 ⁻³	5. 45×10^{-10}	1.95×10^{-9}
2.5 $\times 10^{0}$	9.89 $\times 10^{-8}$	2.85×10 ⁻⁴	5. 38×10^{-8}	2. 54×10^{-4}	1.74×10^{-6}	4.95 $\times 10^{-6}$
3.0 $\times 10^{0}$	1.93×10^{-7}	7.00×10 ⁻³	2. 49×10^{-6}	1.87×10^{-2}	5. 39×10^{-9}	1.53 $\times 10^{-8}$
4.0 $\times 10^{0}$	1.52×10^{-8}	5. 49×10^{-6}	7. 51×10 ⁻⁹	4.90×10 ⁻⁶		
6.0 $\times 10^{0}$	5.82 $\times 10^{-9}$	1.61×10^{-8}	2.82×10 ⁻⁹	1.43×10^{-8}		
8.0 $\times 10^{0}$	6.55×10 ⁻¹⁰	1.85 \times 10 ⁻⁹	3. 16×10^{-10}	1.65 \times 10 ⁻⁹		
1.1 $\times 10^{1}$	7. 44 $\times 10^{-1}$	2. 12×10^{-10}	3. 59×10 ⁻¹¹	1.89×10 ⁻¹⁰		

(つづき)



第5.2-1図 施設からの放射線に係る線量評価地点

令和元年11月8日 R1

補足説明資料 3<u>-1</u>

敷地の面積及び形状の変更に伴う第16条

(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)

への影響について

1. 概要

再処理施設に隣接する核燃料物質使用施設(環境管理センター)等の周 辺監視区域との一元化の観点から再処理施設の周辺監視区域を拡大するに あたり,第16条(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防 止)の設計基準事故時の線量評価へ影響がないことを<u>以下のとおり</u>確認し た。

2. 設計基準事故時の線量評価

設計基準事故時の線量評価に使用する相対濃度(以下,「*x*/*Q*」という。)及び相対線量(以下,「*D*/*Q*」という。)<u>の最大となる方位</u>は, 主排気筒(実効放出継続時間1時間)において主排気筒からW<u>方位</u>,主排 気筒(実効放出継続時間17時間)において主排気筒からWSW<u>方位</u>,使用 済燃料受入れ・貯蔵建屋<u>(以下,「FA建屋」という。)</u>(実効放出継続 時間1時間)において<u>FA</u>建屋からWNW<u>方位</u>である。

<u>敷地拡大(主排気筒からSSW及びSW方位並びにFA建屋からS及びSW方位)による影響を確認するため、敷地拡大後における主排気筒及びFA建屋から敷地境界までの距離を用いてχ/Q及びD/Qの評価を行った。なお、計算条件等は本整理資料本文の変更前後対比表「添付書類四2.5.3」に示す。</u>

評価の結果,表1に示すとおり評価方位における評価結果の代表性への 影響はない。

放出 位置	実効放出 継続時間	評価 方位	評価距 (m	雜 ^{※1})	χ / Q	D/Q	備考	
	W	_	930	1.2×10^{-6}	5.2×10^{-20}	最大とな る方位		
	1 時間	SSW	変更前	880	0 ^{×2}	0 ^{×2}	敷地拡大 の影響が ある方位	
	Ⅰ吋同	33W	変更後	910	0 ^{×2}	0 ^{×2}		
		SW	変更前	940	0 ^{×2}	0^{*2}		
主排		5 W	変更後	970	0 ^{×2}	0 ^{×2}		
気筒 17時	17時間	WSW	_	960	5. 3×10^{-7}		最大とな る方位	
		SSW	変更前	880	1.5×10^{-7}		敷地拡大 の影響が ある方位	
			変更後	910	1.5×10^{-7}			
		SW	変更前	940	2. 1×10^{-7}			
		5 W	変更後	970	2. 1×10^{-7}			
FA 建屋 1時		WNW	_	770	1.1×10^{-4}	7. 6×10^{-19}	最大とな る方位	
	1 時間	1時間 S	変更前	1020	0 ^{×2}	0 ^{×2}	●●●	
	⊥时间		変更後	1120	0 ^{×2}	0 ^{×2}	敷地拡大 の影響が キェ士伝	
		SSW	変更前	1020	0 ^{×2}	0^{*2}		
		SSW	22 M	変更後	1050	0 ^{×2}	0 ^{×2}	

第1表 設計基準事故時の線量評価に使用する x/Q及びD/Q評価結果

※1:各放出位置から敷地境界までの距離

※2:累積出現頻度97%時点において、風向が他の方位にあるため。

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 3-2

安全解析に使用する気象条件の変更に伴う第16条

(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)

への影響について

1. 概要

設計基準事故における公衆の被ばく線量は以下の被ばく経路毎に被ば く線量を算定し、それらを加算して求める。

- (1) 放射性物質の吸入摂取による内部被ばく
- (2) 放射性雲からの外部被ばく(溶解槽における臨界及び使用済燃料集 合体落下のみ)
- (3) 溶解槽からのガンマ線等による外部被ばく(溶解槽における臨界の み)

このうち、気象条件の変更に伴い,(1)放射性物質の吸入摂取による内 部被ばく及び(2)放射性雲からの外部被ばくの線量評価について見直しを 行った。

また, ICRP1990年勧告の法令への取入れ*に伴い, 実効線量当量か ら実効線量になったことにより,以下についても変更を行い,気象条件の 変更と併せて線量評価へ反映した。

- (1) 実効線量当量換算係数を実効線量係数に変更
- (2) 放射性雲からの外部被ばく線量の算出の際にガンマ線による実効線量にベータ線の実効線量を加算

なお,計算条件等の詳細については,別紙「安全審査 整理資料 16 条:運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大防止(令和元年10月 25日提出)」抜粋に示す。

補 3-2-1

[※]ICRP1990年勧告の法令への取入れについて,平常時の線量評価は再処理事業指定申請 書(既許可)にて反映済。

2. 線量の計算方法

2.1 放射性物質の吸入摂取による内部被ばく

放射性物質吸入による敷地境界外の内部被ばくに係る実効線量 D_I(S_v)は、以下の計算式で計算する。

計算において,気象上条件の変更が影響する箇所は,以下の計算式の 相対濃度であり,式中にハッチングで示す。また,ICRP1990年勧告 の法令への取入れが影響する箇所は,以下の計算式の実効線量係数であ り,式中に枠線で示す。

$$D_{I} = \sum_{i} Q_{Ii} \cdot R \cdot \chi / Q \cdot (K^{50}_{B})_{i}$$

ここで,

 Q_{ii} :事故期間中の放射性核種iの大気放出量(Bq)

R :人間の呼吸率 (m³/s)

呼吸率Rは、事故期間が短いことを考慮して「発電用軽水 型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」の付録Ⅱに基 づく活動時間中の呼吸率3.33×10⁻⁴(m³/s)を用いる。

 χ / Q :相対濃度 (s/m³)

 $(K_B^{50})_i$: 核種*i* の吸入による実効線量係数 (S_V/Bq)

 2 放射性雲からの外部被ばく(溶解槽における臨界及び使用済燃料集 合体落下のみ)

敷地境界外における放射性雲からの外部被ばくに係る実効線量*D* (S v)は,ガンマ線による空気カーマから求める実効線量にベータ線による 実効線量を加えて計算する。

また,ベータ線外部被ばくによる皮膚の等価線量は,ベータ線の飛程

が短いことより、サブマージョン モデルに基づき計算する。

計算において、気象上条件の変更が影響する箇所は、以下の計算式の 相対線量及び相対濃度であり、式中にハッチングで示す。また、ICRP 1990年勧告の法令への取入れにより影響する箇所は、ベータ線外部被ばく による実効線量の追加であり、式中に枠線で示す。

 $D = K \cdot D \neq Q \cdot Q_{\gamma} + D_{\beta} \cdot f_{S} \cdot w_{T,S}$

 $D_{\beta} = \sum_{i} 0.5 \cdot K_{i} \cdot K_{\beta} \cdot E_{\beta i} \cdot \chi / Q \cdot Q_{\beta i} \cdot \frac{10^{-6}}{3600}$

ここで,

K : 空気カーマから実効線量への換算係数(Sv/Gy)
 (実効線量に対してK=1とする)

 $D \neq Q$:相対線量(Gy \neq Bq)

Q_y:事故期間中の放射性物質の大気放出量(Bq)(ガンマ線
 実効エネルギ0.5MeV換算値)

 D_{β} : ベータ線外部被ばくによる皮膚の等価線量(Sv)

2	f_S :	体表面積の半均化係数	(1)
---	---------	------------	-----

- w_{T,S}: : 皮膚の組織荷重係数(0.01)
- *K*₁ : 空気吸収線量率への換算係数

4.46×10⁻⁴
$$\left(\begin{array}{ccc} d i s \cdot m^{3} \cdot \mu G y \\ \hline M e V \cdot B q \cdot h \end{array} \right)$$

K₈:空気吸収線量から皮膚の等価線量への換算係数

1.25 (Sv/Gy)

*E*_{*Ri*}: : 放射性核種 i のベータ線の実効エネルギ

 $(M \in V / d i s)$

- χ/Q :相対濃度 (s/m³)
- $Q_{\beta i}$:事故期間中の放射性核種 i の大気放出量(Bq)

2. 3 相対濃度 (χ/Q) 及び相対線量 (D/Q)

設計基準事故時の線量評価に使用する相対濃度(χ/Q)及び相対線 量(D/Q)は、以下に示す方法で算出する。また,表1に気象条件変更 前後の相対濃度(χ/Q)及び相対線量(D/Q)を示す。

(1) 相対濃度 (χ/Q)

設計基準事故時の線量評価に用いる相対濃度 (χ/Q) は、風向, 風速,大気安定度及び実効放出継続時間を考慮し,方位別に出現頻度 が 97%に当たる χ/Q を求める。設計基準事故時評価に用いる χ/Q は方位別の χ/Q のうち最大のものとする。気象条件の変更が影響す る箇所をnッチングで示す。

$$\chi / Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^{T} (\chi / Q) i \cdot \delta i$$

ここで,

χ / Q	: 実効放出継続時間中の相対濃度(s /m ³)
Т	: 実効放出継続時間(h)
$(\chi \swarrow Q)i$: 時刻 <i>i</i> における相対濃度 (s / m ³)
δi	: 時刻 i において風向が当該方位にあるとき
	$\delta i = 1$

時刻 i において風向が他の方位にあるとき

 $\delta i = 0$

短時間放出の場合

$$(\chi / Q)i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma yi \cdot \sigma zi \cdot Ui} \cdot exp \ (-\frac{H^2}{2 \sigma zi^2})$$

長時間放出の場合

$$(\chi / Q)i = \frac{2.032}{\sigma zi \cdot Ui \cdot x} \cdot exp \ (-\frac{H^2}{2 \sigma zi^2})$$

補 3-2-4

2. 032 =
$$\sqrt{\frac{2}{\pi}} \times \frac{16}{2\pi}$$

ここで,

σ yi:時刻 i における濃度分布の水平方向の拡がりのパラメータ
 (m)
 σ zi:時刻 i における濃度分布の高さ方向の拡がりのパラメータ
 (m)

- Ui:時刻 *i*における風速(m/s)
- *H* : 放出源の有効高さ(m)
- x : 放出地点から着目地点までの距離(m)
- (2) 相対線量(D/Q)

設計基準事故時の線量評価に用いる相対線量(D/Q)は,空間 濃度分布とガンマ線による空気カーマ計算モデルを組み合わせ、χ /Qと同様の方法で求める。気象条件の変更が影響する箇所をハッ チングで示す。

$$D \neq Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^{r} (D \neq Q) i \cdot \delta i$$

ここで、
 $D \neq Q$: 実効放出継続時間中の相対線量(Gy / Bq)
 T : 実効放出継続時間(h)
($D \neq Q$) *i* : 時刻 *i* における相対線量(Gy / Bq)
 δi : 時刻 *i* において風向が当該方位にあるとき
 $\delta i = 1$
時刻 *i* において風向が他の方位にあるとき

$$\delta i = 0$$

補 3-2-5

設計其準重故の稀粕	評価場所	放出位置	実効放出 継続時間	$\chi \swarrow Q$ (s $\swarrow m^3$)		D∕Q (Gy∕Bq)	
Ⅳ 可				変更前	変更後	変更前	変更後
臨 界 ^{*1} ,火 災 ^{*2} 分 解 反 応 ^{*3} 高レベル廃液漏えい ^{*4} 全交流動力電源喪失 ^{*5}	敷地境界外	主排気筒	1時間	1.3×10^{-6}	1.2×10^{-6}	5.5 $\times 10^{-20}$	5. 2×10^{-20}
溶融ガラス漏えい*6	敷地境界外	主排気筒	17 時間	5.8×10 ⁻⁷	5. 3×10^{-7}		
使用済燃料集合体落下*7	敷地境界外	使用済燃料 受入れ・貯蔵 建屋	1時間	8.7×10 ⁻⁵	1. 1×10^{-4}	6.5 $\times 10^{-19}$	7. 6×10^{-19}

表1 線量評価に使用する相対濃度(χ/Q)及び相対線量(D/Q)

注)設計基準事故の種類の欄は、それぞれ以下の事象を略称で示している。

*1:溶解槽における臨界

- *2:プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災
- *3:プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応
- *4:高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい
- *5:短時間の全交流動力電源の喪失
- *6:高レベル廃液ガラス固化設備での溶融ガラスの漏えい
- *7:使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落

2. 4 実効線量当量換算係数と実効線量係数について

ICRP1990年勧告の法令への取入れに伴い,放射性核種の吸入量から 内部被ばく線量へ換算する際に使用する係数が実効線量当量換算係数から 実効線量係数に変更された。設計基準事故の線量算定に用いる主要な核種 の実効線量当量換算係数及び実効線量係数を表2に示す。

表2 設計基準事故の線量算定に用いる主要な核種の実効線量当量換算係 数及び実効線量係数(Sv/Bg)

1415	実効線量当量換算係数	実効線量係数		
核種	(変更前)	(変更後)		
S r -90	$3.4 imes 10^{-7}$	$1.6 imes 10^{-7}$		
R u 106	$1.2 imes 10^{-7}$	$6.6 imes 10^{-8}$		
C s -137	$8.7 imes 10^{-9}$	$3.9 imes 10^{-8}$		
P u −238	$1.0 imes 10^{-4}$	$1.1 imes 10^{-4}$		
P u −239	$1.1 imes 10^{-4}$	$1.2\! imes\!10^{-4}$		
P u −240	$1.1 imes 10^{-4}$	$1.2 imes 10^{-4}$		
P u −241	$2.3 imes 10^{-6}$	$2.3 imes 10^{-6}$		
Am-241	$1.2 imes 10^{-4}$	$9.6 imes 10^{-5}$		
Cm-244	$6.4 imes 10^{-5}$	$5.7 imes 10^{-5}$		
I -129	4.7×10^{-8}	$9.6 imes 10^{-8}$		
I -131	$8.8 imes 10^{-9}$	$2.0 imes 10^{-8}$		
I -132	$9.1 imes 10^{-11}$	$3.1 imes 10^{-10}$		
I -133	$1.5 imes 10^{-9}$	$4.0 imes 10^{-9}$		
I -134	$3.0 imes 10^{-11}$	$1.5 imes 10^{-10}$		
I -135	$3.0 imes 10^{-10}$	$9.2 imes 10^{-10}$		

3. 設計基準事故におけるの公衆の線量評価

気象条件の変更及びICRP1990年勧告の法令への取入による設計基準事故における線量評価結果を表3に示す。

表3より,上記変更後においても,全ての設計基準事故で公衆への被 ばく線量は5mSvを下回り、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスク を与えないことを確認した。

表3 設計基準事故時の公衆の実効線量の評価結果

		変更前	変更後		
設計基準事故の種類	実効線量当量 (m S v)	β線外部被ばくによる 皮膚の組織線量当量 (mSv)	実効線量 (m S v)	β線外部被ばくによ る皮膚の等価線量 (mSv)	
Pu精製設備のセル内での有機溶媒火災	2. 2×10^{-2}	_	2. 1×10^{-2}	_	
Pu濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解 反応	3. 1×10^{-5}		3. 0×10^{-5}	_	
溶解槽における臨界	5. 7×10^{-1}	5. 9×10^{-1}	5. 3×10^{-1}	5. 4×10^{-1}	
高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへ の漏えい	6. 2×10^{-3}	_	4. 7×10^{-3}	_	
高レベル廃液ガラス固化設備での溶融ガ ラスの漏えい	4. 1×10^{-2}		2. 6×10^{-2}	_	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設で の使用済燃料集合体落下	2. 3×10^{-4}	1.3×10^{-1}	1.9×10^{-3}	1. 7×10^{-1}	
短時間の全交流動力電源の喪失	4.9×10^{-1}		2.5×10 ⁻¹		

別紙

「安全審査 整理資料 16条:運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の 拡大の防止(令和元年10月25日提出)」抜粋

- 4.1.4.2 線量の評価
 - (1) 解析前提

敷地境界外の地表空気中濃度は,敷地における平成25年4月から平成 26年3月までの1年間の気象観測資料を使用して求めた相対濃度に放射 性物質の全放出量を乗じて求める。

(2) 解析方法

放射性物質吸入による敷地境界外の内部被ばくに係る実効線量 D₁(S_v)は,次式で計算する。

 $D_{I} = \sum_{i} Q_{Ii} \cdot R \cdot \chi / Q \cdot (K_{B}^{50})_{i}$ $\Box \subset \mathcal{C},$

- Q_{ii} :事故期間中の放射性核種iの大気放出量(Bq)
- R :人間の呼吸率 (m³/s)

呼吸率Rは,事故期間が短いことを考慮して「発電用軽水 型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」の付録Ⅱに基 づく活動時間中の呼吸率3.33×10⁻⁴(m³/s)を用いる。

 χ / Q :相対濃度 (s/m³)

 $(K_B^{5\,0})_i$: 核種*i* の吸入による実効線量係数 (S_V/Bq)

4.3.4.2 線量の評価

- (1) 解析前提
- a. 大気中へ放出される放射性物質による線量

主排気筒から大気中へ放出される放射性物質による線量の計算は,次 の仮定に基づいて行う。

(a) 敷地境界外の地表空気中濃度

「4.1.4.2 線量の評価」の(1)と同じとする。

(b) 敷地境界外における放射性雲からの外部被ばくに係る線量

敷地境界外における放射性雲からのガンマ線による空気カーマは,敷 地における平成25年4月から平成26年3月までの1年間の気象観測資料 を使用して求めた相対線量に全放出量を乗じて求める。放射性雲からの 外部被ばくに係る実効線量は,ガンマ線による空気カーマから求める実 効線量にベータ線による実効線量を加えて計算する。

また,参考としてベータ線外部被ばくによる皮膚の等価線量も計算する。

b. 溶解槽からのガンマ線及び中性子線による線量

臨界に伴って発生した核分裂により放射されるガンマ線及び中性子線 を線源と考え、これによる外部被ばくに係る線量の計算を次の仮定に基 づいて行う。

- (a) ウラン-235の核分裂に伴い放射されるガンマ線及び中性子線を想定 する。核分裂当たりのガンマ線及び中性子線のエネルギ範囲別の発生数 は、文献に基づき設定し、第3.4-4表に示すとおりとする。
- (b) ガンマ線及び中性子線は,溶解槽から放射される。溶解槽周りのセル 壁及び建物外周壁の遮蔽効果として厚さ1.2mの普通コンクリートを考 慮する。

補 3-別紙-2

- (c) 溶解槽内の溶液及び容器の遮蔽効果は, 無視する。
- (2) 解析方法
- a. 大気中へ放出される放射性物質による線量
- (a) 放射性物質吸入による内部被ばくに係る線量

「4.1.4.2 線量の評価」の(2)と同じとする。

(b) 放射性雲からの外部被ばくに係る線量

敷地境界外における放射性雲からの外部被ばくに係る実効線量*D* (Sv)は、ガンマ線による空気カーマから求める実効線量にベータ線に よる実効線量を加えて計算する。

また、ベータ線外部被ばくによる皮膚の等価線量は、ベータ線の飛程 が短いことより、サブマージョン モデルに基づき計算する。

 $D = K \cdot D / Q \cdot Q_{\gamma} + D_{\beta} \cdot f_{S} \cdot w_{T,S}$ $D_{\beta} = \sum_{i} 0.5 \cdot K_{I} \cdot K_{\beta} \cdot E_{\beta i} \cdot \chi / Q \cdot Q_{\beta i} \cdot \frac{10^{-6}}{3600}$

- ここで,
 - K : 空気カーマから実効線量への換算係数(Sv/Gy)
 (実効線量に対してK=1とする)

D/Q:相対線量(Gy/Bq)

- Q_ν:事故期間中の放射性物質の大気放出量(Bq)(ガンマ線
 実効エネルギ0.5MeV換算値)
- *D_β*:ベータ線外部被ばくによる皮膚の等価線量(Sv)
- *f_s*: 体表面積の平均化係数(1)
- w_{T.S}:皮膚の組織荷重係数(0.01)
- *K*₁ : 空気吸収線量率への換算係数

4.46×10⁻⁴
$$\left(\begin{array}{c} d i s \cdot m^{3} \cdot \mu G y \\ \hline M e V \cdot B q \cdot h \end{array} \right)$$

補 3-別紙-3

K_β:空気吸収線量から皮膚の等価線量への換算係数

1.25 (Sv/Gy)

*E*_{*Ri*}: : 放射性核種 i のベータ線の実効エネルギ

 $(M \in V / d i s)$

 χ/Q :相対濃度(s/m³)

Q_{βi}:事故期間中の放射性核種 i の大気放出量(Bq)
 b.溶解槽からのガンマ線及び中性子線による線量

臨界に伴い放射されるガンマ線及び中性子線による外部被ばくに係る 実効線量の計算は、ANISNコードで放射線束を算出し、ガンマ線に ついてはICRPのPublication74の換算係数及び「放射線 を放出する同位元素の数量等を定める件」(別表第5)の換算係数を、 中性子線については「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」 (別表第6)の換算係数を用いて行う。 第3.4-4表 溶解槽における臨界時の核分裂による放射線の発生数

〔ガンマ線〕

〔中性子線〕

上限エネルギ (MeV)	核分裂当たり の発生数
10	
8	
6.5	1. 20×10^{-2}
5	5. 80×10^{-2}
4	1. 59×10^{-1}
3	2. 45×10^{-1}
2.5	5. 90 $\times 10^{-1}$
2	7. 30×10^{-1}
1.66	9. 58 $\times 10^{-1}$
1.33	1. 37×10^{0}
1	2. 25×10^{0}
0.8	3. 66×10^{0}
0.6	3. 66×10^{0}
0.4	1.34×10^{0}
0.3	1. 33×10^{0}
0.2	1. 20×10^{0}
0.1	3. 70×10^{-1}
0.05	1. 68×10^{-1}

上限エネルギ (Me V)	核分裂当たり の発生数
1. 50×10^{1} 1. 22×10^{1} 1. 00×10^{1} 8. 18×10^{0} 6. 36×10^{0} 4. 96×10^{0} 4. 96×10^{0} 3. 01×10^{0} 2. 46×10^{0} 3. 01×10^{0} 2. 35×10^{0} 1. 11×10^{0} 5. 50×10^{-1} 1. 11×10^{-1} 3. 35×10^{-3} 5. 83×10^{-4} 1. 01×10^{-4} 2. 90×10^{-5} 3. 06×10^{-6} 1. 12×10^{-6} 4. 14×10^{-7}	$3. 91 \times 10^{-4}$ $2. 21 \times 10^{-3}$ $8. 69 \times 10^{-3}$ $3. 51 \times 10^{-2}$ $8. 55 \times 10^{-2}$ $1. 20 \times 10^{-1}$ $2. 66 \times 10^{-1}$ $2. 23 \times 10^{-1}$ $5. 33 \times 10^{-2}$ $2. 97 \times 10^{-1}$ $5. 41 \times 10^{-1}$ $4. 94 \times 10^{-1}$ $3. 35 \times 10^{-1}$ $4. 02 \times 10^{-2}$

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料4

固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタの1段から2段への

変更に伴う放射性物質の放出量及び線量の再評価

固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタの1段から2段への変更に伴い、 高レベル廃液ガラス固化設備での短時間の全交流動力電源の喪失時の放射性 物質の放出量及び線量の再評価を行った。

本変更に伴う変更箇所を枠付きで示す。

- 1 放射性物質の放出量
 - (1) 解析条件

高レベル廃液ガラス固化設備での短時間の全交流動力電源の喪失時の 放射性物質の移行と放出量の評価は、次の仮定により行う。

- a.ガラス溶融炉へ供給する高レベル廃液中の放射性物質の濃度は、1日 当たり処理する使用済燃料の平均燃焼度45,000MWd/t・U_{Pr},冷却 期間4年を基に算出した平常運転時の最大値とする。
- b. ガラス溶融炉から固化セルへ漏えいする気体中の放射性物質の量は、
 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備が停止してから復帰するまでの時間を考慮し、平常運転時におけるガラス溶融炉から高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備へ移行する放射性物質量の1時間分とする。
 c. 固化セル圧力放出系に移行する放射性物質量は、固化セル内雰囲気温度の上昇による固化セル内気体の膨張体積と固化セル体積との比に基

づき,固化セルへ漏えいした放射性物質量の6%とする。

d.高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の固化セルからの排気系に移行 する放射性物質量は、上記c.の固化セル圧力放出系へ移行する放射 性物質量の6%を考慮せず、固化セルへ漏えいした放射性物質の全量 とする。

- e. 固化セル圧力放出系排気フィルタ ユニットの高性能粒子フィルタは 2段であり、ルテニウム以外の放射性エアロゾルに対して、高性能粒 子フィルタの除去効率は99.999%とする。
- f.高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の固化セルからの排気系は、放射性物質の捕集・浄化機能をもつ機器としてルテニウム吸着塔及び高性能粒子フィルタ2段があり、ルテニウムに対してはルテニウム吸着塔の除去効率として99%、ルテニウム以外の放射性エアロゾルに対しては高性能粒子フィルタ2段の除去効率として99.999%とする。
- (2) 解析結果

上記の解析条件に基づいて計算した公衆の線量に寄与する放射性物質 が主排気筒から大気中に放出されるまでの過程を,第1図に示す。

- 2 線量の評価
 - (1) 解析前提

敷地境界外の地表空気中濃度は,敷地における平成25年4月から平成 26年3月までの1年間の気象観測資料を使用して求めた相対濃度である 1.2×10⁻⁶ s/m³に放射性物質の全放出量を乗じて求める。

(2) 解析方法

放射性物質吸入による敷地境界外の内部被ばくに係る実効線量 D₁(S_v)は,次式で計算する。

 $D_{I} = \sum_{i} Q_{Ii} \cdot R \cdot \chi / Q \cdot (K_{B}^{50})_{i}$ $\Box \subset \mathcal{C},$

 Q_{Ii} :事故期間中の放射性核種iの大気放出量(Bq)

R :人間の呼吸率 (m³/s)
呼吸率Rは、事故期間が短いことを考慮して「発電用軽水
型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」の付録Ⅱに基
づく活動時間中の呼吸率3.33×10⁻⁴ (m³/s)を用いる。
χ/Q:相対濃度(s/m³)

 $(K_B^{5\,0})_i$: 核種*i* の吸入による実効線量係数 (S_V/Bq)

(3) 評価結果

上記の解析条件に基づいて計算した敷地境界外の線量の評価結果は第 1表に示すとおり2.5×10⁻¹mSvであり、公衆に対して著しい放射線 被ばくのリスクを与えることはない。



第1図 短時間の全交流動力電源の喪失時の放射性物質の大気放出過程

放射性物質	放射性物質 放出量 (Bq)	呼吸率 (m3/sec)	相対濃度 (s /m 3)	吸入による 実効線量係数* (Sv/Bq)	放射性物質 ごとの線量 (mSv)	線量合計 (mSv)
S r -90	4.0×10 ⁷	3. 3×10^{-4}	1. 2×10^{-6}	1. 6×10^{-7}	2.5×10 ⁻¹	
R u −106	9. 3×10^{12}	3.3 \times 10 ⁻⁴	1. 2×10^{-6}	6. 6×10^{-8}	6. 2×10^{-5}	
C s -137	5.8×10 ⁸	3.3 $\times 10^{-4}$	1. 2×10^{-6}	3. 9×10^{-8}	1. 7×10^{-5}	2. 5×10^{-1}
Am-241	1.7×10^{6}	3.3 \times 10 ⁻⁴	1. 2×10^{-6}	9. 6×10^{-5}	6. 7×10^{-5}	
Cm-244	4.8×10^{6}	3. 3×10^{-4}	1. 2×10^{-6}	5. 7×10^{-5}	1.1×10^{-4}	

第1表 高レベル廃液ガラス固化設備での短時間の全交流動力電源の喪失時の敷地境界外の線量

*: ICRP1990 年勧告に基づき核種毎に設定